

平成29年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

平成29年9月 1日（開会）

平成29年9月22日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十九年第三回定例会議録

(平成二十九年九月)

垂水市議会

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第1号（9月1日）（金曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案第41号・議案第42号 一括上程	8
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第43号 上程	10
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第44号・議案第45号 一括上程	14
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第46号 上程	15
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第47号 上程	16
説明、休憩、全協、質疑、表決	
1. 議案第48号 上程	17
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第49号～議案第56号 一括上程	21
説明、質疑	
議案第49号～議案第51号 総務文教委員会付託	
議案第52号～議案第56号 産業厚生委員会付託	
1. 散 会	24

第2号（9月12日）（火曜日）

1. 開 議	26
1. 一般質問	26
堀内貴志議員	26
1 防災ラジオの現状とFMたるみずの普及について	
(1) 防災ラジオの活用状況について	
(2) FMたるみずの電波の受信状況と利用状況について	
(3) FMたるみず放送の普及の在り方について	

- 2 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて
 - (1) 全国で実施された学力・学習状況調査の結果について、本市の分析結果はどうだったのか
 - (2) 今回の学力・学習調査の結果をどのように受け止めているのか
 - (3) 更なる学力・学習能力の向上のための取組は
 - 3 職員や市民の表彰制度の設置について
 - (1) 信賞必罰について
 - ～本気・やる気を持たせるために
 - (2) 表彰制度の導入について
- 川越信男議員 3 8
- 1 たるみずスポーツランドについて
 - (1) オープン予定とオープニングイベントについて
 - (2) 記念事業としての施設使用無料について
 - (3) オープン後の施設の利用計画について
 - (4) 将来を見据えた今後の展望について
 - 2 税務行政について
 - (1) 税の申告について
 - (2) 未申告者について
 - (3) 未申告者対策について
 - (4) 徴収率向上の取組について
 - 3 消費生活相談の現状と活動について
 - (1) 本市の相談実態について
 - (2) 高齢者における被害について
 - (3) 防止対策・相談体制について
 - 4 南の拠点整備事業について
 - (1) 事業の進捗状況について
 - (2) 工事等への影響について
 - (3) P F I 審査会について
 - (4) P F I 事業候補者決定の分析について
- 感王寺耕造議員 4 8
- 1 障害者差別解消法について
 - (1) 本市、公共施設のバリアフリー化・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置状況と今後の対応は
 - (2) 市職員に対する対応要領は

(3) 障害者差別の相談窓口はどうなっているのか。また、今後どのように充実を図り問題を解決していくのか	
(4) 条例制定の考えは	
(5) 学校教育での差別を解消する学習は	
(6) 南の拠点におけるバリアフリー化における対応予定は	
梅木 勇議員	60
1 空き家対策について	
(1) 空き家対策事業の実績を聞く	
(2) 課題はないか	
(3) 対策委員会・協議会の開催状況は	
(4) 調査等の計画は進められているか	
2 自治公民館について	
(1) 位置づけと認識は	
(2) 附属設備の助成はできないか	
3 放置竹林について	
(1) 農地等と住宅地域の現状の認識について	
(2) 対応・対策をどのように進めるか	
川畑三郎議員	70
1 垂水中央運動公園について	
(1) 体育館改修事業について空調設備の設置は考えていないか	
2 飛岡地区改良区について	
(1) 水源確保の状況は	
(2) 圃場整備後の分担金について	
北方貞明議員	73
1 顕彰モニュメント建立について	
(1) モニュメント予算内容と今後の計画について	
2 市民館情報提供コーナーについて	
(1) 移転は考えていないのか	
3 南の拠点について	
(1) 計画用地の土地の面積取得率は。地権の取得者は、何人中何人か。地権者との交渉の遅れの原因は。売買契約が終了している地権者に対して支払が遅れていると聞いているが、支払手続はどうなっているのか	
川尻達志議員	80

1 本市農業の現状について	
(1) 農地集積化に対する現状と課題について	
2 南の拠点事業について	
(1) 道の駅、森の駅との協議内容、時期について	
(2) 本市の労働力不足の中、人員確保について	
(3) マリンスポーツについて	
(4) 土地の確保状況について	
3 市内文化施設及び各公園について	
(1) 管理状況と今後について	
(2) 公園数、所在地、利用者数、管理費等について	
4 職員採用について	
(1) 技術職について	
5 全国学力テストについて	
(1) 本市の現状、対策について	
1. 日程報告	9 2
1. 散 会	9 3

第3号（9月13日）（水曜日）

1. 開 議	9 6
1. 一般質問	9 6
池之上誠議員	9 6
1 市立小・中学校の今後について	
(1) 児童・生徒数について	
(2) 垂水中央中学校以外への進学先について	
(3) 小学校統合、小中一貫校について	
2 垂水絹糸跡地の土地売買・交換について	
(1) 土地開発基金への買戻し理由について	
(2) 一般会計歳出2億4千万円の用途について	
(3) AZホテルへの土地交換について	
(坪単価4万7千円と等積・等価交換の根拠等)	
3 「南の拠点」について	
(1) 当初計画スケジュールにおける供用開始時期	
平成30年8月1日への影響について	
(2) PFI事業について	

ア	実施方針、募集要項案質疑への回答について	
イ	事業候補者の決定説明資料全てについて	
	(事業者構成員、選定委員会10人、提案内容 等)	
持留	良一議員.....	109
1	防災対策問題について	
(1)	豪雨対策(平成29年台風5号)について	
ア	従来の経験や発想にとらわれず警報の出し方、避難の仕方、被災者支援などを常に点検・検証し、対策に生かす必要がある。台風5号の防災対策での課題・問題は	
(2)	学校施設・公共施設(避難所に指定)の防災機能の課題について	
ア	文科省の調査での本市の状況と課題、そして対策の具体化は	
イ	公共施設(避難所に指定)の状況と課題、そして対策の具体化は	
2	福祉問題について	
(1)	母子家庭(シングルマザー)対策は(貧困からの救済と貧困の予防に対する取組)	
ア	実態の把握(人数や生活・労働状況等)ができているのか	
イ	施策があっても必要な女性にその支援が届いているのか(体制と取組)	
ウ	相談支援の取組は(相談件数と支援体制)	
エ	これらを踏まえて、課題と対策は	
(2)	学童保育所・指導員の待遇改善(身分や労働条件の改善)と未開所地域の対策について	
ア	「取り組んでいきたい」と、その後の検討と方向は、正規化は、平均年収は、有給休暇は、昇給は、時間外手当等勤務実態と改善策は	
(ア)	厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」	
～指導員	子どもとの安定的、継続的なかわりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用にあたっては、長期的に安定した形態にすること	
イ	未開所地域(新城・柘原等)の現状と今後の取組は	
3	農業問題について	
～	生産や生活を支援する政策の推進(地域農業振興策)	
(1)	地域農業(集落)の持続・再生をめざす取組は	
ア	垂水の農業の現状は(2015年農林業センサスから)	

- (ア) 農家の減少は（過去10年間の離農）
- (イ) 基幹的従事者で70歳以上の割合は
- (ウ) 同居農業後継者がいない農家の割合は
- (エ) 名義不明農地の割合は
- (オ) 農林課職員の変動は（過去10年間）

イ 集落営農の現状と集落営農の方向性についての見解は
 ～「競争」より「協同」「連帯」を重視した地域政策で、集落の構成員が
 助け合う、本当の意味での集落営農と家族経営を支援する取組が必要で
 はないか

ウ 新規参入者の支援や育成について課題や対策についての考え方は
 は（この間の取組の総括と対策の必要性）

- (ア) 若者の農村への定住増加やふるさと回帰等の対策は
- (イ) 市独自の新規就農支援策は十分か。課題と対策は
- (ウ) 技術指導などの支援策は

4 南の拠点事業について ～ 総括的に取組を検証

- (1) 事業の進め方について問題はなかったか。議会への説明・審議、
 企業への提案、市民への報告・説明は
- (2) 審査とその公開・報告についての見解は

ア 「実施の検討にあたっては、事前に適切な需要見直しを行うなど、
 事業自体の必要性を十分に検討するとともに、事業者選定段階
 においても、需要変動リスクが存在する事業または大きな事業につ
 いては、過大な需要見直しを前提とした事業提案でないか十分に審
 査すること」（通知）

- (3) 選定委員会の公平性と信憑性は（職員の位置づけは）

ア 過半数を市の職員が占めている中で、公平性と信憑性（客観性
 及び専門性）は「担保」できたのか。職員のPFIの理解度はどう
 であったのか。どのような意見等があったのか

村山芳秀議員 1 2 4

1 南の拠点事業について

- (1) 商工会説明会でのやり取りについて
- (2) A Zホテル用地との土地交換について
- (3) 土地開発公社取得の民間活力エリアの具体的計画について

2 指定管理者制度について

- (1) 指定管理者制度導入から12年が経過したが既存の指定管理の自己

評価は	
(2) 新たな指定管理に向けた取組状況について	
3 市有財産の売却について	
(1) 過去5年間の売却状況について	
(2) 今後の売却方針について	
堀添國尚議員	1 3 5
1 錦江湾横断道路について	
(1) 現状と課題、今後の取組、実現した場合、垂水市にどのような効果をもたらすか	
2 牛根地区の市道、農道、林道について	
(1) 除草、降灰除去、改善、補修工事は	
3 市営住宅の管理について	
(1) 老朽化した住宅の建て替え等は(敷地の補修改善等)	
(2) 外国人の入居基準の現状と対応の改善は	
(3) 空部屋の管理の状況は	
4 国道から(陸上競技場、テニスコート)市道への進入路の拡幅について	
(1) 今後利用者の増大が(新装オープン、スポーツ合宿、国体開催等で)予想される。利便性の向上を図るべきでは	
(2) 周辺の照明は十分か	
5 医療行政について	
(1) 今後の取組 ~交通の便も悪い牛根地区の病弱な高齢者をどういう方法で守っていくのか	
6 災害時の公共交通機関の運行について	
(1) 磯脇橋の流失により路線バスの運行がストップし、生保受給者が高額な運賃を出し、タクシーで鹿児島島の病院に行った。今後、災害時の公共交通機関の代替手段を検討すべきと考えるが	
7 防災行政無線の放送について	
(1) 垂水市に居住している外国人に対して緊急時の放送は、英語の使用を検討する必要があると思うが	
1. 日程報告	1 4 6
1. 散 会	1 4 6

1. 開 議	1 4 8
1. 諸般の報告	1 4 8
1. 報告第 1 1 号 上程	1 4 9
報告	
1. 議案第 4 3 号～議案第 4 6 号、議案第 4 8 号～議案第 5 6 号、請願第 6 号・ 請願第 7 号 一括上程	1 5 0
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 5 7 号～議案第 6 5 号 一括上程	1 5 4
決算特別委員会設置、決算特別委員会付託、閉会中の継続審査	
1. 閉 会	1 5 5

平成 2 9 年 第 3 回 垂 水 市 議 会 定 例 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
9 ・ 1	金	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
9 ・ 2	土	休 会	
9 ・ 3	日	〃	傍聴
9 ・ 4	月	〃	
9 ・ 5	火	〃	(質問通告期限：正午)
9 ・ 6	水	〃	
9 ・ 7	木	〃	
9 ・ 8	金	〃	
9 ・ 9	土	〃	
9 ・ 10	日	〃	
9 ・ 11	月	〃	
9 ・ 12	火	本会議	一般質問
9 ・ 13	水	本会議	一般質問
9 ・ 14	木	休 会	委員会 産業厚生委員会 (議案審査)
9 ・ 15	金	〃	委員会 総務文教委員会 (議案審査)
9 ・ 16	土	〃	
9 ・ 17	日	〃	
9 ・ 18	月	〃	敬老の日
9 ・ 19	火	〃	
9 ・ 20	水	〃	
9 ・ 21	木	〃	委員会 議会運営委員会
9 ・ 22	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

報告第 1 1 号 定住促進住宅の家賃等の請求に関する訴えの提起についての専決処分の報告について

議案第 4 1 号 平成 2 8 年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 4 2 号 平成 2 8 年度垂水市病院事業会計決算の認定について

- 議案第 4 3 号 垂水市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例 案
議案第 4 4 号 垂水市営住宅条例の一部を改正する条例 案
議案第 4 5 号 垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第 4 6 号 大野原辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第 4 7 号 垂水市教育委員会委員の任命について
議案第 4 8 号 平成 2 9 年度垂水市一般会計補正予算（第 3 号） 案
議案第 4 9 号 平成 2 9 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 0 号 平成 2 9 年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 1 号 平成 2 9 年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 2 号 平成 2 9 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 3 号 平成 2 9 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 4 号 平成 2 9 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 5 号 平成 2 9 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 6 号 平成 2 9 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 7 号 平成 2 8 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 8 号 平成 2 8 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 9 号 平成 2 8 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 0 号 平成 2 8 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 1 号 平成 2 8 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 2 号 平成 2 8 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 3 号 平成 2 8 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 4 号 平成 2 8 年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 5 号 平成 2 8 年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

請 願

- 請願第 6 号 国民健康保険税を値上げをしないよう求める請願書
請願第 7 号 小・中学校給食費の負担の軽減を求める請願書

平成 2 9 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 2 9 年 9 月 1 日

本会議第1号（9月1日）（金曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	
総務課長		併任	
併任	長濱重光	農業委員会	
監査事務局長	中谷大潤	事務局長	二川隆志
企画政策課長	角野毅	水産商工	
財政課長	野妻正美	観光課長	森山博之
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長		水道課長	萩原竹和
併任		会計課長	川畑千歳
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長	和泉洋一	教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長補佐	港 裕幸	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成29年9月1日午前10時開会

△開 会

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（池山節夫） これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池山節夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において持留良一議員、池之上誠議員を指名いたします。

△会期の日程

○議長（池山節夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る8月25日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から9月22日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの22日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（池山節夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から平成29年5月分、6月分及び7月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、国道220号の道路整備促進の陳情については、7月18日に市長並びに国道整備促進特別委員会の森委員長と大隅河川国道事務所へ要望し、翌週の7月24日には、市長並びに国道整備促進特別委員会の堀添副委員長と九州地方整備局へ要望し、8月10日には市長並びに国道整備促進特別委員会の皆さんと国土交通省幹部並びに県選出衆議院議員の森山先生に要望してまいりましたので、御報告いたします。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） おはようございます。6月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について御報告をいたします。

初めに、7月6日に発生いたしました平成29年7月九州北部豪雨災害により被災されました皆様を初め、関係者の方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方と御遺族の皆様方に対し、深くお悔やみを申し上げます。

本市の被災地に対する支援につきましては、7月14日住宅提供等の各種生活支援に関する、受け入れ支援相談窓口を県内で一番先に市民課相談係に設置をいたしました。また、現金につきましては、7月12日から8月15日までの期間、市役所本庁、牛根支所、新城支所の3カ所に現金箱を設置いたしましたところ、23万9,326円が寄せられましたので、垂水市社会福祉協議会を通じて、被災地へお届けをいたしました。垂水市民の御善意に厚く御礼を申し上げる次第でございます。

梅雨期間における大雨対策といたしましては、2度の災害警戒本部の設置、避難所の開設対応をいたしました。台風5号の接近に関する対策につきましては、8月4日午後3時に災害警戒本部を設置し、同日午後4時に市内全域に避難準備、高齢者等避難開始情報を発令して、早目の避難準備を呼びかけ、5時に9カ所の避難所

を開設し、6時には避難勧告へ切りかえました。最大時には115世帯、184名の方々が9カ所の避難所に避難されましたが、台風の進路が太平洋側へ反れたこともあって、大きな被害もなく通過していきました。

今後も、早目の避難を呼びかけ、早目の情報収集、早目の情報伝達で防災対策を進め、人災ゼロの対策体制に努めてまいりたいと考えております。

次に、企画政策課所管事項について報告を申し上げます。

南の拠点整備事業でございますが、8月21日に民間事業者等選定委員会を開催し、拠点施設B棟をPFI事業で整備する優先交渉事業者を選定いたしました。選定された事業者は、鹿児島総合企業体グループで、代表企業が鹿児島市の株式会社南日本総合サービス、構成企業が鹿児島市の株式会社東条設計、鹿屋市の豊明建設株式会社、東京都のリニューアル・ジャパン株式会社、本市の株式会社秀建設、協力会社が株式会社垂水未来創造商社でございます。現在、基本協定を締結し、提案に基づく契約事項の調査作業を行っております。11月中旬までに仮契約、12月議会で契約に関する議案を提出したいと考えております。

次に、新総合計画の策定状況でございますが、市民、職員合わせて延べ230人の参加をいただいた鹿児島大学公開講座の結果等を活用して、基本構想素案を作成いたしました。今後、パブリックコメントや総合開発審議会での答申をもとに、最終調整を行いまして、12月議会で御提案できるよう作業を進めてまいります。

次に、地域振興でございますが、国の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の採択を受けた垂水地区において、実施計画に基づき事業が進められております。ふれあいの交流促進事業として、8月7日から13日にかけてマイロードで七夕祭りを開催し、各振興会や子供会

を中心に、子供から大人まで一緒になり、竹の切り出しから飾りづくり、飾りつけなどを行い、夏の夕べを彩りました。今後、旧田中邸の空き家を活用して、ふれあいの拠点となる整備等を計画しております。その他の事業につきましても、事業達成に向けて地区を支援してまいります。

また、牛根新城地区につきましては、平成24年度に策定した地域振興計画に見直し計画の策定作業に取り組んでおり、既に牛根地区で4回、新城地区で2回、見直し委員会を開催しております。今後も年内策定に向けて引き続き協議を重ねてまいります。

次に、ふるさと応援寄附金でございますが、本年度は、8月23日現在1万2,246件、約2億2,913万円の御寄附をいただいております。本年度は本市のふるさと納税のPRや返礼品の充実を進めていることから、昨年の同時期と比較し、件数が4,253件増の約1.5倍、金額が約8,424万円増の約1.6倍と伸びております。

次に、水産商工観光課所管について報告を申し上げます。

まず、8月12日に開催をされましたたるみずふれあいフェスタ2017夏祭りでございますが、ことしも市内外の多くの事業者様や個人の皆様方から、大変ありがたい協賛金により実施することができました。そして、主催されました垂水市商工会青年部の皆さんに対し、この場をお借りして深く感謝を申し上げたいと思います。当日は、本市を含めて大隅半島内5カ所で夏祭りが開催されましたが、お盆に帰省された方々を初め、市内外から昨年より5,000人多い約4万5,000人の来場者ございました。

開会宣言の後、垂水高等学校出身のお笑い芸人フリートークによりますライブや同校生徒で結成しております鹿児島フィッシュガールのカンパチの解体ショー、よさこい踊りなど、昼間のイベントの充実が図られ、早い時間から多く

の来場者があったことにより、会場内の出店者はもちろんのこと、周辺商店街の活性化に貢献できたものと考えております。

加えまして、西田あいさんのスーパーライブにも多くの来場者があり、メインであります花火の際には、会場のほとんどを埋め尽くし、夜空を彩る6,000発の花火を御堪能していただきました。

次に、スポーツ合宿の受け入れ状況でございますが、7月から8月にかけて鹿児島実業高校、樟南高校、兵庫県神戸市からFCみなとGRAWサッカー部、鹿児島商業高校、鹿児島女子高校、中京高校の剣道部が本市で合宿を実施いたしました。

昨年と比較いたしますと、滞在延べ人数は745人多い、2,049人で夏休み期間中では過去最高となりました。これまでの誘致活動の成果が出てきているようでございますので、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農林課所管事項について報告を申し上げます。7月7日から8日の梅雨前線豪雨により農業用施設では、新城の東山口地区において水路災害が1件発生いたしましたので、災害復旧申請採択に向けて準備を進めているところでございます。

7月29日から30日の2日間、霧島市の始良中央家畜市場で開催されました第11回全国和牛能力共進会、鹿児島県最終予選会に肝付地区第5区代表として上市木、笠木ヒサ子さんの牛が県代表として選抜され、9月7日から宮城県で開催される全国和牛能力共進会に出場することになりました。5年に1度のこの大会は和牛のオリンピックと呼ばれており、本市からの出品は第100回大会以来15年ぶりの快挙となります。5年後の次回大会は鹿児島県霧島市で開催されますので、ぜひ、和牛日本一の称号を他の鹿児島県からの出品牛ともども持ち帰ってもらいたいと期待をしているところでございます。

次に、学校教育課所管事項について報告を申し上げます。

7月6日、わくわくどきどき夢教室を文化会館で開催し、市内全小中学生が参加いたしました。本年度は鹿児島交響楽団によるフルオーケストラの音楽鑑賞で、吹奏楽に弦楽器が加わったときの音楽の広がりや奥深さを感じることができました。

また、子供たちがよく知っている曲の演奏や指揮者体験をさせていただき、とても充実しておりました。演奏終了後では、自分の指揮でオーケストラの演奏ができて嬉しかった。自分も楽器を演奏するので、もっと練習して楽器の演奏者になりたい、自分の夢を持って努力していけば叶いそうな気がしてきたなどの、子供たちの夢を膨らませる感想が聞かれました。

また、8月8日、9日の2日間、あつまれわんぱく夏の勉強会を市内小学校4年生から6年生の希望者を対象に、垂水中央中学校で開催いたしました。本年度は130人の参加があり、希望する教科を重点的に学習いたしました。指導者は市内の各小中学校の約40人の先生方がボランティアとして協力してくださいました。子供たちからは、夏休みの学習がよく進んで嬉しい、先生方がわかりやすく丁寧に教えてくださった、来年もまた参加したいなどの感想が寄せられ、一方先生からは、精一杯学習する子供たちの姿を見ることができとてもよかった、他校の子供のことを知ることができ貴重な経験となったという声が寄せられました。参加者及び指導者ともに増加の傾向にあり、この事業が定着し、内容も充実してきているものと考えております。

次に、社会教育課関係でございますが、7月17日海の日に、第11回錦江湾シーカヤック大会in垂水が終原垂水南漁港隣の海岸で開催をされ、小学4年生の部から親子の部までの8部門に鹿児島市など県内5市のほか、遠くは宮崎県

都城市や熊本県人吉市から87チーム、174人の御参加をいただきました。大会は、大隅青少年自然の家のほか、関係団体の皆様を初め地元終原の方々の御協力をいただき、天候にも恵まれ、盛会のうちに終了することができました。

8月4日に市立図書館では、垂水大空襲から72年、「戦争があったころのことを知ろう」の企画展を開催いたしました。これは昭和20年8月5日の垂水大空襲や戦争体験を語り継いでいくために、毎年内容を工夫し開催いたしており、当日は78名の参加がありました。

内容としましては、実際にインパール作戦に従軍された森山さん、中国大陸戦線に従軍された野添さんの貴重なお話や、戦争体験記の朗読を行い、合わせて戦時中の資料の展示を行いました。参加者からは従軍した父のことを思い出し、胸が熱くなりましたとの感想が寄せられました。

次に、8月30日、垂水市文化会館、自主文化事業、笑顔で健康、元気、三遊亭円楽・林家三平落語会を開催し、約850名の皆様にご来場いただきました。本事業は、市民の心に潤いを与え、あしたを生きる原動力とすることで、元気な垂水づくりを促進するという趣旨のもと、本物の舞台芸術の場を提供するとともに、市民の皆様を楽しみと元気をお届けすることができたと考えております。

次に、本市の交通事故の発生状況についてでございます。

前年同時期を比較しますと、発生件数が16件、死亡者数で1名、負傷者数で23名、いずれも増加しております。今後も、鹿屋警察署、交通安全協会などの関係機関並びに振興会の御協力を賜りながら、交通事故の発生や死亡事故の減少を図るための交通安全対策を強化してまいります。

次に、主な出張業務について報告を申し上げます。

県外出張につきましては、6月6日には東京にて、全国市長会、理事・評議員合同会議に、翌日7日は第87回全国市長会議に理事として出席し、各種議案の審議を行ってまいりました。

また、同日、全国青年市長会役員会に副会長として第132回全国過疎地域自立促進連盟理事会には理事として出席をし、各種議案の審議を行うとともに、意見交換を行ってまいりました。

7月21日には福岡にて暑気払い夏の夕べに参加し、財界関係者との情報交換を行ってまいりました。

7月24日には福岡にて九州中央整備局に対し、国道整備促進特別委員会の要望活動を行い、翌日25日には大隅総合開発期成会として関係省庁に対し、要望活動を行ってまいりました。

8月3日には、沖縄にて平成29年度九州地区漁港漁場大会へ出席し、各種議案の審議を行うとともに、水産関係者との情報交流を行ってまいりました。

8月9日には、本市と鹿児島市、霧島市、鹿屋市の4市で構成しております桜島火山活動対策協議会の要望事項について、地元選出国會議員や関係省庁に対して要望活動を行ってまいりました。

また、翌10日には関係省庁に対して、国道整備促進特別委員会の要望活動を行ってまいりました。

8月17日には、熊本にて第31回全国青年市長会総会に副会長として出席をし、各種議案の審議を行うとともに、意見交換を行ってまいりました。

次に、県内の主な出張業務でございますけれども、6月19日には県観光連盟総会に出席し、各種議案の審議を行うとともに、観光関係者との情報交流を行ってまいりました。

7月5日には、鹿屋警察署管内国際化対策連絡協議会に出席し、各種議案の審議を行ってまいりました。

7月18日には、大隅国道河川事務所に対し、国道整備促進特別委員会の要望活動を行ってまいりました。

7月29日には、始良地区家畜市場で開催されました鹿児島県畜産共進会、全協、県最終予選会に本市から1頭出席しましたので、激励に行ってまいりました。

8月8日には、第75回国民体育大会鹿児島県準備委員会総会及び燃ゆる感動かごしま国体、鹿児島大会実行委員会総会に出席し、各種議案の審議を行うとともに、国体関係者との情報交流を行ってまいりました。

8月21日には、南九州市で開催されました鹿児島県市長会定例会に出席し、各種議案の審議を行うとともに、被災3県市町村への人的支援についての意見交換を行ってまいりました。

8月24日には、大隅森林組合通常総代会に出席し、各種議案の審議を行ってまいりました。

そのほか、役員を務めます鹿児島豊かな海づくり協会理事会、県漁業信用基金協会理事会、県農業信用基金協会理事会、県浄化槽推進市町村協議会、県港湾協会通常総会等に出席し、各種議案の審議を行ってまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（池山節夫） 以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、保健課長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○保健課長（鹿屋 勉） おはようございます。

7月21日に開かれました、公営企業決算特別委員会において、平成28年度垂水市病院事業会計決算書に一部修正がございました。内容といたしましては、お手元に配付いたしましたとおりでございますので、修正がたよろしくお願ひ申し上げます。

なお、監査意見書につきましても、監査委員に訂正をお願いしたところでございます。今後は、このようなことがないよう慎重に業務を進

めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

△議案第41号・議案第42号上程

○議長（池山節夫） 日程第4、議案第41号及び日程第5、議案第42号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第41号 平成28年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第42号 平成28年度垂水市病院事業会計決算の認定について

○議長（池山節夫） ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

[公営企業決算特別委員長北方貞明議員登壇]

○公営企業決算特別委員長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。去る6月23日の平成29年第2回定例会において、公営企業決算特定委員会付託となり、閉会中の継続審査となりました、議案第41号平成28年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、並びに議案第42号平成28年度垂水市病院事業会計決算の認定について、去る7月21日に公営企業決算特別委員会を開き審査いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

審査に当たりましては、予算が議決の趣旨、目的に従って適正かつ効率的に執行されたかどうか、問題点はなかったか、そしてどのような行政効果が発揮できたか、そのことで今後の行財政運営において、どのような改善工夫が必要かに重点を置き、さらに計数的なことについては、監査委員の審査意見書を十分尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

それでは、両決算の主な質疑について申し上

げます。

まず、水道事業会計決算について、経営の健全性、効率性という観点から、水道料金の見直しの検討をするのかとの質疑に対し、平成29、30年度が水道ビジョンの見直しの時期となっており、水道管の耐震化を図る上で、水道料金の値上げをお願いせざるを得ない状況になるのではないかと考えていると答弁がありました。

次に、修繕費と建設改良費に1,000万以上の多額の不用額が生じているのはなぜかとの質疑に対し、修繕費については、性質上、頻度や状況について見通しが立たないためであり、建設改良費については、県所管、土木課所管の工事が翌年度に移行するためであると答弁がありました。

また、病院事業会計決算においては、説明前に担当課より決算書のうち、当初予算額記載内容に修正がある旨の報告があり、修正内容については、修正内容が記載された決算書の対象ページと決算意見書の差し替え版をお手元に配付しておりますので、ご覧ください。

審査の中で、入院患者が増えて収益が上がった背景は何かとの質疑に対し、徳洲会病院の閉院の影響が大きいと分析しており、本年2月の段階で病床の稼働率は100%を超えていたとの答弁がありました。

次に、医師看護師等の確保の問題についての取り組みと、その結果についてはどうかとの質疑に対し、取り組みについては病院のホームページに掲載しており、医師については1名増員、看護師については新卒者1名、徳洲会病院の経験者の補充があり、薬剤師についてはなかなか応募がなく、医療関係者の人材は常時不足の状況が発生しているとの答弁がありました。

次に、中央病院の今後の方向性についてどう考えるかとの質疑に対し、地域医療構想の中心となるべく施設としての存在価値を見出し、予防医療に力を入れていきたいとの答弁があり

ました。

以上、主な質疑を申し上げます。

まとめといたしまして、監査委員の決算意見書にありますように、水道事業会計については、収益の基礎となる給水人口が減少傾向にあり、営業収益が左右される上、施設の減価償却や企業債の借り入れによる償還額等が経営を圧迫することが懸念される中、新たな企業債の借り入れを行ってはいるが、利益が増加し、借り入れ残高が順当に減少してきていることが、経営努力の大きな成果である点、病院事業に置いては、老朽化が進んだ全身用エックス線CT診断装置一式などを一新し、シリンジポンプ簡易調整検査機を購入することにより、高度化、専門化、多様化していく医療需要に対応し、高度医療サービスの提供を果たしており、年々人口が減少している中で、医療の質の向上と安定収益の確保を図りながら、経営改善に努力している点などが評価されています。本委員会としては、両事業とも引き続き経営基盤の安定化と経営の健全化に努めていただくよう求めているものです。

以上の質疑などを踏まえた上で、議案第41号平成28年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、剰余金の処分については原案のとおり可決し、決算については適正であると認め、認定することに決定いたしました。

次に、議案第42号平成28年度垂水市病院事業会計決算認定については、修正案のとおり可決し、決算については適正であると認め、執行部から出された修正後の決算を認定することに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山節夫） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑ありませんか。それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わり

ます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第41号平成28年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決、決算については認定することとし、議案第42号平成28年度垂水市病院事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

△議案第43号上程

○議長（池山節夫） 日程第6、議案第43号垂水市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案を議題といたします。説明を求めます。

○農業委員会事務局長（二川隆志） 皆さん、おはようございます。議案第43号垂水市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案について、御説明申し上げます。

本議案は、平成28年4月1日に施行されました農業共同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正されましたことにより、上程させていただくものでございます。

その中におきまして、農業委員会の委員につきましては、従来、公職選挙法の準用により選挙権を持っていた農民から選任された委員と各種団体から選出された委員で構成されておりましたが、改正後におきましては、これを市町村長が議長の同意を得て任命されることとされております。

また、この場合におきまして、農業委員会の

委員の過半数を認定農業者とすることなど、委員の任命に対して一定の要件を満たさなければならぬとされたところ、認定農業者等が自ら各地域の活動まで行うこととするのでは、委員となった認定農業者の負担が過大となる恐れがあると考えられますことから、その役割を軽減するために農地利用最適化推進委員を新設することになり、互いに連携して農地利用の最適化を推進し、担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進を行うこととされているところでございます。

このようなことから、本市における農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する事項を定めるに当たり、条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例案の内容を御説明申し上げます。

第1条でございます。条例の趣旨、規定となります。第2条は農業委員会の委員の定数、第3条は農地利用最適化推進委員の定数で、それぞれ10名ずつとなっております。

なお、附則といたしまして第1項はこの条例を公布の日から施行すること。第2項は現在の選挙委員の定数を規定しております。垂水市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止すること。第3項は垂水市報酬及び費用弁償条例の一部の改正を行い、農業委員会会長、農業委員会会長代理及び農業委員会委員の報酬について、別表第2条の関係で報酬額の欄に年額24万円以内で実績加算額として市長が定める額を追加し、農地利用最適化推進委員の報酬につきまして、別表第2条関係で農業委員会委員の項の次に、区分の欄に農地利用最適化推進委員、報酬の欄に月額3万円に加えて年額24万円以内で実績加算額として市長が定める額、費用弁償の欄に旅費条例に規定する副市長及び教育長の旅費相当額と同様に追加することとしております。

第4項につきましては、経過措置としまして

現行の農業委員会の委員の皆様は任期であります平成30年5月31日までは、この条例は適応せず、廃止前の垂水市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び改正前の垂水市報酬及び費用弁償条例、別表の既定はなお、その効力を有するものとするものでございます。

以上で、説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 それでは、今の議案に対して質疑をしていきたいというふうに思います。

ポイントは、先ほど言われたとおり、公選制から任命制に変わったということで、その中でもやっぱり農家の代表制としての維持ができる仕組みということで、現場からもそういう声が上がったということで、先ほど1点の要件が課せられたということを言われました。確かに、そういう中身であります。

そこで、お聞きしたい1点目が、この定数10名、農業委員10名、それから推進委員10名というふうになっています。上限もあったかというふうに思いますが、この定数の条件、例えば農業者数、農地面積等があったかというふうに思うんですが、なぜ10名になったのか。

それから、先ほど推進委員については、大変だから推進委員を置くと言われましたけど、これについても委嘱しなくてもいい条件というのが確かにあるはずですよ。いわゆる遊休地集積が進んでいるところは、一定の条件をクリアすれば委嘱しなくてもいいというふうになっているかと思えますけども、ちょっと先ほどの説明じゃ、ちょっとそのあたりが十分じゃなかったんじゃないかというふうに思います。この点についての補足説明が必要じゃないかなというふうに思います。

それと、農業委員の選出についてなんですけれども、先ほど言われたとおり、要件が課せら

れたというふうにありました。1つは議会の同意を必要とするということがあります。それから、あと農業者等からの候補者の推薦及び募集を行うと。これを主に1カ月ということをお願いしてはいますが、その結果を公表し結果を尊重すると。じゃあ、定数を超えた場合はどうなるのかということがあります。この点について、定数を超えた場合の対応について、どんなふうにされるのか。

それと、あと3つ目が、農業委員の半数以上が、先ほど認定農家が占めると、農業者が占めるということで、農業者以外でも中立の立場で公正な判断ができる人を1人以上入れるということと、それから重要な点だと思っておりますが、女性や青年を積極的に登用することなども課せられたというふうに聞いているんですけども、これについてはどのように対応されるのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

○農業委員会事務局長（二川隆志） まず、10名の定数につきましてですけども、こちらにつきましては、平成17年に1回目の改正を行っておりまして、こちらのほうにつきまして、12名から10名という形で改正をしております。その際におきましては、当時農地面積におきましては1,260ヘクタールが垂水市の農地でございました。その際に、定数では12名を確保できるんですけども10名という形で、あと各種団体からの推薦をいただいて、4名いただいて14名で定数としておりました。今回の改正によりまして、推薦枠というところが撤廃されましたので10名という形では堅持したいということと、現在の農地面積につきましては、当時平成17年から29年におきましては、約2,000ヘクタール、現在のところ1,060ヘクタールが垂水市の耕地面積でございます。この面積につきまして、農業委員の方々に審議していただくんですけども、まず、今後におきましてもまず、農地面積につきましては1,060ヘクタールを堅持してい

きたいというところでは、やはり10名を必ず確保して臨みたいと。それによって、今回は農業委員会の選任につきましては、地区割を行った形での公募ができませんので、そういったところを補完していただくために、推進委員につきましては地区割によって公募ができますので、そういったところを補完したいというふうな考えでございます。

続きまして、推進委員のほうを選任しなくてもいい理由なんでございますけれども、具体的には、まず農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村という形の定義でございますが、この場合では遊休農地率が1%以下、そして担い手の農地集積率が現在70%以上である自治体につきましては、委嘱しなくてもいいということでございますけれども、今のところ、本市におきましては遊休農地率につきましても、担い手の集積につきましてもこの枠にはまらないというところで、委嘱させていただくというふうに決めたところでございます。

それから、農業委員の方々について、募集をかけた際、認定農家であるとか女性の方々、そして中立の立場の方々をどのように公募するかというところでございますけれども、こちらにつきましては、まず公募につきましては、農業者であることなど、あと女性であること、中立であることなど、条件を選定した形での公募はできないという形になっておりますが、そういったところにつきましてはまず、あと認定農業者の方々につきましては、認定農業者の方々の会に積極的に情報を流して公募を募りたいという形で考えているところでございます。

以上でございます。

あと、公募をかけた際に応募者数がオーバーした場合、その場合につきましてはもちろん選定委員会という会を開催して、その中から選定させていただくという形になると思います。

以上でございます。

○持留良一議員 上限が10名、本市の場合は10名に当たるのかなと思っておりますけれども、逆に言うと遊休地、それから集積がなかなか進んでないということの一方でもあらわれ、また推進委員の役割が大変重要になっていくのかなというふうに思うんですが、あと農業委員の選出の問題で、定数を超えた場合の問題です。この点について、十分な中身ちょっとなかったんですけれども、こういった場合については、大事なのはやっぱり公平性、透明性がきちっと担保されてないと、いわゆる何で選ばれたのかってというのが、第3者にはなかなかわかりづらいという点が出てくるというふうに思うんです。だから、そういう措置をどんなふうに講じていくのか。

例えば、国は応募した全農業委員の意見を聞いたとか、パブリックコメントの実施等をやるべきではないかという、そういう例示も示しています。当然、選考委員会の設置、それから応募段階での選考基準をきちっと示していくということが言われているわけなんですけれども、これについてもやっぱりそういう対応、準備というのは当然されると思うんですが、そういう考え方があるのかどうなのか、それとあと要件が満たされれば、市内に居住するとか農地を所有するとか、それから耕地に従事するとか、農地を所有するという資格は問われなくなるということが言われているわけなんです。

こういうことで、その中立委員を農業者以外からも選出は可能になるということですが、これらについて問題、課題というのはないのか。この辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○農業委員会事務局長（二川隆志） もし今回、農業委員をそういった条件で選定するに当たってはさまざまな問題が発生すると思います。そういったところの知識でありますとか、地域性でございますとか、そういったところにつきまし

て、我々としては推進委員、そちらのほうに地域に精通した方々が選任されればというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 選考基準とか先ほどいろいろ、パブリックコメントの問題とか言いましたけども、そのあたりはきちっとやっていくのかどうなのか、そのあたりもやっぱりしないと、本当に第三者的にはどんな形で選任されたのかわからないという部分もあると思うんです。当然、候補者の方々も意見を主張したいということがあると思うんです。その点についてどんなふうな中身なのかということ、先ほど質疑したんですけれど。

○農業委員会事務局長（二川隆志） 現在も、このような形で新体制に移行している自治体のほうが約8割でございます。ですので、そういったところの先進地の事例からこれも含めて、参考にさせていただきながら、本市において中身的な部分も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありませんか。

○堀内貴志議員 この件については、今後、産業厚生委員会のほうでしっかり審議されると思いますけれども、私、総務文教委員会に所属していますので、見とって1点だけちょっと質問したいことがありました。

報酬及び費用弁償の条例の関係で、現行ではこの委員に対して月額報酬のみ支給されておりますけれども、改正案では月額に合わせて年額が支給されるというふうになってます。額は24万円以内で市長が定める額ということですが、この理由と、例えばどういう場合に支給されるのか、その点だけを教えていただきたいと思っております。

○農業委員会事務局長（二川隆志） まず、今

回の月額報酬についてはその据え置きという形で考えております。実績加算額についてでございますけれども、これにつきましては24万円、現在こちらの考え方につきましては、委員の方々の活動実績による支払い、そして成果実績による支払いと、この2つの関係でやっております、考え方が示されているところでございまして、こちらにつきましては、根拠としましては、活動実績につきましては、交付額につきましては一定の実績があれば月額6,000円をお支払いすると、交付しますと。

成果実績払いについては、最高で月額1万4,000円を交付するという形でございますけれども、こちらにつきましては従来の活動、農業者の意向の把握、意向を踏まえて出しているのは調整など、こういった活動は従来の活動実績払いの支払い交付となります。

あと、成果実績につきましてはですけども、いかにしてこの農地の集積の進捗状況を上げるか、この集積率のパーセントによって活動の実績として点数が付けられるという形になります。最終的に、1月から12月までのこの成果実績をとりまとめまして、翌年1月に国のほうへ報告するという形でございます。

最終的には国から、その交付実績に基づいた査定が行われまして、2月に交付金があり、3月末の年度末に実績額に応じた交付金をまた委員の皆さんに支払いたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 確認だけ1点。いわゆる、今まで月額で報酬支払しとったですが、月額にプラスして年額を支払うということは、単純に考えると、簡単に考えると業務が増えるということではよろしいのでしょうか。その関係で、年額の加算が加えられたという理由でよろしいのか、その点だけ。

○農業委員会事務局長（二川隆志） 基本的な

業務は増えるというふうに考えております。特に、この遊休農地の解消というところを国が求めていますので、そのこととなります。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案第43号は、産業厚生委員会に付託の上審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第44号・議案第45号上程

○議長（池山節夫） 日程第7、議案第44号及び日程第8、議案第45号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第44号 垂水市営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第45号 垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○土木課長（宮迫章二） おはようございます。議案第44号垂水市営住宅条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

垂水市営住宅条例は、公営住宅法に基づく支援住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的に制定した条例でございます。

今回の本条例の一部改正は、第7次地方分権一括法により、公営住宅法の一部改正が平成29年7月26日に施行され、公営住宅の家賃に関することについて一部改正されたため、条例にお

いても整理する必要が生じたものであります。法の改正の概要について説明しますと、公営住宅の入居者が認知症であるもの、知的障害者等である場合において、当該入居者が収入の申告をすることが困難な事情にあると認めるときは、当該入居者からの収入の申告がなくても、公営住宅法施行例で定めるところにより、当該入居者の毎月の家賃を定めることができるようになりました。

それでは、添付してあります新旧対象表で御説明申し上げます。

改正する箇所をアンダーラインでお示ししてあります。第5条の改正規定は文言の整理でございます。第6条第2項は市営住宅の入居者資格のうち、同居するものがないものが入居できる市営住宅について規定していたものです。

平成24年4月1日に施行された第1次一括法による公営住宅法の一部改正により、同居親族要件が廃止後も独自に単身入居可能な住宅について、制限を設けていましたが、市営住宅への入居相談と空き家の状況から制限を設ける必要はないと考えられることから、同項を削り、どの市営住宅においても単身での入居申し込みを可能とするものです。

第9条第2項の改正規定は、文言の整理でございます。

第15条、第4項は認知症等で入居者で収入の申告をすることが困難な事情にあると認めるときの、家賃の算出について新たに規定を加えるものであります。

次に、第31条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に、認知症等で収入の申告をすることが困難な事情であると認められる入居者が、収入超過者と認定されたときの家賃の算出について、新たに規定を加えるものであります。

第31条第4項の改正規定は、同条における新たな項の追加に伴う文言の整理でございます。

第33条から第39条までの改正は、これまで説

明してまいりました、条文の追加及び政令の条
ずれに伴う条項の整理でございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日
から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ
ろしくお願いいたします。

○保健課長（鹿屋 勉） 議案第45号垂水市病
院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例案について、御説明申し上げます。

垂水市立医療センター、垂水中央病院の管理
運営につきましては、昭和62年3月の開設以来、
公益社団法人肝属郡医師会の協力を得て、平成
17年度まで業務委託、平成18年度から現在まで
指定管理者制度にて事業を進めてまいりました。
肝属郡医師会の献身的な取り組みにより、重大
な医療過誤もなく、黒字基調の健全な経営が維
持されておりますが、垂水徳洲会病院が撤退す
るなど、本市における医療をめぐる動きには目
まぐるしいものがあり、市民の要望の高い医療
体制の充実を図っていくためには、垂水中央病
院の管理運営をより一層強化していく必要があ
ります。今後も地域に根差した医療を実践する
とともに、適切な管理運営により、健全な経営
を維持していくために、指定管理制度における
医療料金の取り扱いを、料金収受代行制から利
用料金制へ変更するため、本条例の一部を改正
しようとするものでございます。

それでは、改正の内容を添付いたしております
新旧対照表で御説明申し上げます。

第9条は、管理方法の変更に伴い、見出し第
1項、第2項及び第4項にございます料金の文
言を利用料金に改め、その他文言の修正を行う
ものです。

第10条及び第11条におきましても、同じ内容
で見出しと条項の修正を行うものでございます。

次に、第14条の見出しを指定管理者による管
理に改め、同条中、第3条の後に及び第10条を
加えるものでございます。

次に、第17条から第19条を1条ずつ繰り下げ、
新たに第17条として、利用料金制の条項を加え
第1項において地方自治法、第244条の2、第
8項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の
収入として収受させるものとし、第2項から第
4項において、利用料金の額を決定する際の垂
水市長の権限を担保する内容を規定するもので
ございます。

なお、附則としまして第1項は、改正後の条
例を平成30年4月1日から施行しようとするも
のでございます。

第2項は、この条例の施行日前の診療及び検
査にかかる料金等につきましては、従前の扱い
とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ
ろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。こ
れで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案第44号、議案
第45号は、いずれも産業厚生委員会に付託の上
審査したいと思います。これに御異議ありませ
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号及び議案第45号は産業厚
生委員会に付託の上、審査することに決定いた
しました。

△議案第46号上程

○議長（池山節夫） 日程第9、議案第46号大
野原辺地に係る総合整備計画の変更についてを
議題といたします。説明を求めます。

○企画政策課長（角野 毅） おはようござい
ます。議案第46号大野原辺地に係る総合整備計
画の変更について、御説明申し上げます。

大野原辺地にかかる総合整備計画につきまし

ては、平成25年から平成29年度までの5カ年にわたり、市道田地明垂桜線の改修工事を実施し、その財源に辺地対策事業債を充当するための計画変更を、平成27年第3回市議会定例会にて上程し、議決をいただいたところでございますけれども、今回、当計画を変更することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

辺地にかかる総合整備計画とは、辺地にかかる公共的施設の総合整備のためにも、財政上の特別措置等に関する法律に定められた、用件に該当している地域を辺地として、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的として策定するものでございます。総合整備計画の変更内容につきまして、御説明申し上げます。

市道田地明垂桜線については、改修工事を平成25年度から平成29年度まで計画をいたしておりますけれども、その財源の辺地対策事業債について、充当額を増額するための計画変更でございます。今回の平成29年度分の事業費の変更につきましては、600万円から700万円の増額、全額辺地対策事業債を充当する計画となっております。

なお、この辺地にかかる総合整備計画に基づいて実施される、事業の必要経費につきましては、元利償還に要する経費の80%が交付税措置される辺地対策事業債を財源とすることができるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案第46号は、総務文教委員会に付託の上審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第47号上程

○議長（池山節夫） 日程第10、議案第47号垂水市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第47号の垂水市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります葛迫幸平氏が平成29年10月17日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

再任しようとする葛迫幸平氏の住所は垂水市市木365番地、生年月日は昭和29年12月21日でございます。任期は4年となっておりますので、平成29年10月18日から、平成33年10月17日までとなります。

なお、本議案は中央教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。ご同意いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（池山節夫） ここで、暫時休憩いたします。休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時52分休憩

午前11時15分休憩

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 この方を選ぶときに、いわゆる芸術分野ということで非常にこれまでの教育

委員としての中身から、大変期待というか、そのあたりの求められる中身があったかというふうに思うんですが、この3年間の中で、芸術家といはいえ、そういう関係からどういう役割とか結果とか、今見てらっしゃるのはこの点について、教育長のほうから。

○教育長（坂元裕人） ありがとうございます。葛迫委員の、いわゆる委員としての評価というのは、今おっしゃったとおり美術家としての、いわゆる専門性を、例えば和田英作コンクールです。これのメイン審査委員としてやっていたいておることと合わせて、現在は学校のいわゆる図工、美術教育、これは講師として学校現場に出向いて、教職員に具体的に指導したり、あるいは市民講座の講師として絵画を好まれる方々のニーズに合わせた指導も賜っているというふうに、幅広い分野で学校教育のみならず、社会教育も含めて、貢献の度合は高いというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（池山節夫） いいですか、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議案第47号垂水市教育委員会委員の任命については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、同意することに決定いたしました。

△議案第48号上程

○議長（池山節夫） 日程第11、議案第48号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） 議案第48号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を御説

明申し上げます。

補正の内容を記載しました参考資料をお配りしておりますので、合わせてご覧ください。今回の主な補正は、歳出が4月の人事異動に伴う人件費の不足分についての増額補正、新庁舎建設基本設計委託業務、浜平地区水路敷設替え工事等でございます。歳入につきましては、各事業に伴う国庫支出金及び県支出金、ふるさと応援基金繰入金等を増額補正しようとするものでございます。また、特別会計の前年度決算確定による一般会計からの繰入金にかかわる精算金も特別会計繰入金として予算計上しております。

今回、歳入歳出とも2億2,123万4,000円を増額します。これによる補正後の歳入歳出予算総額は121億9,716万5,000円になります。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げたとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。なお、人件費の説明は省略させていただきます。

9ページをお開きください。2款総務費5目安心安全対策費の報償費は、高齢者の運転免許証自主返納にかかわる商品券の額を変更したことによる増額補正でございます。負担金補助及び交付金は、自転車利用時のヘルメット着用促進を図るため、高校生以下及び65歳以上を対象に、自転車用ヘルメット購入に対し、補助金を交付しようとするものでございます。

同じく、8目財産管理費の需用費は、庁舎屋上部分の防水補修及び空調等の修繕料でございます。

同じく、10目企画費の補償費及び委託料でございますが、新庁舎建設検討委員会の謝金、新庁舎建設基本設計にかかわる委託料でございます。

同じく18目ふるさと納税制度事業費は志布志

市及び大崎町で開催されるふるさと納税九州サミット in 大隅半島にかかわる食糧費と負担金でございます。委託料につきましては、関東関西在住者をターゲットにした垂水市ふるさと納税プロモーション委託業務でございます。

11ページをお開きください。3款民生費6目老人福祉の報償費から需用費までは看護師の謝金や協議のための普通旅費、口腔ケアや指導用消耗品等でございますが、鹿児島大学との連携した健康長寿事業にかかわる経費でございます。

12ページをお開きください。4款衛生費4目環境衛生費は、集落水道施設の災害復旧及び改良にかかわる補助金、簡易水道特別会計の人件費、修繕費の増加による繰出金でございます。

同じく9目潮彩町排水処理施設事業費の積立金は、潮彩町排水処理施設事業費の前年度決算額を基金に積み立てることで、大規模の修繕等に備えるものでございます。

次に、13ページをご覧ください。6款農林水産業費5目農林振興費の負担金補助及び交付金は、農業用水源確保のための水源施設、排水施設、電気施設に対する補助金、耕作放棄地での営農に対する補助金、新規就農者支援の補助金でございます。

同じく11目農地費の委託料は、上野台地排水機能不全による浸食被害に対して、県事業での対策を要望するための概要状況調査委託でございます。

次に、2項林業費2目林業振興費の委託料は、市有林間伐予定地の測量委託費と市有林間伐実施事業委託でございます。

同じく、7目林道整備事業費の公有財産購入費は、林道海潟麓線開設事業における国道から林道への進入路用地買収費用でございます。

14ページをお開きください。6款農林水産業費2目水産業振興費の負担金補助及び交付金は、元垂水の浄化施設のレーン取り替えにかかわる補助金でございます。

次に、7款商工費2目商工業振興費の需用費は、道の駅たるみずの給水加圧ポンプ等の修繕費でございます。特定財源として垂水市観光振興基金を充当しております。

同じく、4目観光施設整備費の使用料及び賃借料は、去年の台風16号災害にかかわる高峠つつじヶ丘公園登山道の災害復旧等にかかわる重機借上料でございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の工事請負費は、道路維持にかかわる補修費と浜平地区水路敷設替工事にかかわる費用でございます。

15ページをご覧ください。同じく5項都市計画費2目公園費の工事請負費は垂水中央運動公園、垂水スポーツランドの改修費用が建築単価の上昇より不足するため、増額補正するものでございます。

16ページをお開きください。10款教育費2項小学校費3目小学校施設整備費の工事請負費は、新城小学校の裏庭一部のコンクリート舗装工事費でございます。

一番下になりますが、同じく5項社会教育費5目公民館費は新城地区公民館の雨漏り対策にかかる工事費でございます。

17ページをご覧ください。同じく8目芸術文化振興費の委託料は、下宮神社に建立されている。瀬戸口藤吉翁及び和田英作画伯の顕彰碑の移転、保存にかかわる費用、並びに両氏の記念モニュメントの建立費用でございます。

同じく、6項保健体育費2目体育施設費の需用費は垂水中央運動公園の水道料の不足による増額補正、備品購入費は垂水中央運動公園並びに各地区公民館で利用いただくためのグラウンドゴルフ用品一式にかかる費用でございます。これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、5ページの事項別明細書の総括表及び7ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、

県支出基金、ふるさと応援基金を含む基金繰入金、特別会計の前年度決算にかかる一般会計への繰入金、一般会計の前年度繰越金等を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○感王寺耕造議員 担当の委員会ではないものですから、ここでちょっと1点だけお願いをします。

13ページです。6款の農林水産業費、そのうちの5目の農業振興費です。農業用水の水源確保対策事業です。これについては、以前、3カ年の事業で実施してたんですけれども、しばらくお休みして29年度単年度で事業実施ということで、当初予算が2件で300万ですか、予算計上したかと思うんですけども、674万2,000円のまた追加ということで、何件分、結局要望が多かったということだと思えます。何件分あったのか、それとあとこれだけ要望があるわけですから、単年度に限らず恒常的な予算をやっぱりつくっていただきたいと思えます。

この分については大切な部分ですので、市長に2点目は答弁いただければと思いますけれども、予算のもうそろそろ財政課長のところへお願い行かなきゃいけない時期です。予算とってこなきゃいけない時期になりますんで、財政課長の前で市長、ちょっとその辺の考え方を示してください。以上です。

○市長（尾脇雅弥） 詳細は農林課長がお答えいたしますけれども、予算の考え方につきましては、ちょうど今、来年度の編成時期でございます。ご覧のとおり20課長さんもいらっしゃいますので、それぞれの分野があるということでありまして。ただ、時期に応じて中身をしっかり吟味して大事なところには予算を付けていくという考え方で協議を重ねて、予算付けをしていき

たいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○農林課長（二川隆志） 建設費でございます。当初予算におきましては2件対応させていただいております。上野台地と、原田地区の農地において実施させていただいております。追加予算につきましては、3件予定をしております。農作物の品質向上及び肉用牛、ブロイラーとの飼養に伴う水源確保ということで、ブロイラーの業者さん、そして肉用牛生産業の方と農業生産の方3名ということで、3カ所を予定しております。以上でございます。

○感王寺耕造議員 また新規に3件増えてきたと。そのほかの取り組みたいという方もいるように私も聞いております。水源の確保については、畜産業もそうですけれども園芸農家ですね、なかなか上野台地でも、今の既存施設で足りないうって声もいただいておりますんで、市長、ほかの事業もいっぱいあるわけですけども、農業にとっては水源確保という部分はやっぱり一番の問題ですので、一応そういうことでお願いしたいと思えます。以上です。

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありますか。

○梅木 勇議員 ちょっとお聞きします。17ページ、教育費になりますけれども、教育費の目8の芸術文化振興費の中で説明がありましたけど、委託料を組んでます。下宮神社の瀬戸口藤吉、あるいは和田英作の顕彰碑を移転するというようなことでありましたけど、どこへ移転されるのか。また、私も以前、この件については質問したことがありますけれども、市民館の敷地にあります和田英作のアトリエ、あれも一緒に移転は考えてはおられないのか。そこらあたりをお聞かせいただきたいと思えます。

○社会教育課長（野嶋正人） まず、御質問いただきました移転先については、今は文化会館の入り口の付近を考えております。移転の背景

についても御説明させていただいてよろしいですか。移転の背景、理由はよろしかったでしょうか。（「お聞かせください」と呼ぶ者あり）わかりました。よろしいですか。

○議長（池山節夫） 聞かせてください。

○社会教育課長（野嶋正人） 移転の経過について、ちょっと長くなりますが、いい機会ですので説明させていただきたいと思います。

実は、和田画伯と瀬戸口藤吉翁の顕彰碑については、昭和41年の建設よりもうすでに51年経過しております。顕彰碑自体に実はもうかびが入ったりして、また顕彰碑の前の草とかツツジの木なんかがすごく生い茂って、見学に来られた方や文化財関係者より、どうにかしてほしいという声が多数寄せられていたところでした。特に一昨年の国民文化祭、全国各地からおいでいただいたんですけれども、そのときに見学された方が、すごく管理が行き届いてないということで、いろいろとお話いただいたところでした。

それと実は、もう今、建設時の関係者がお亡くなりになられていることから、敷地を所有されてる鹿児島神社側の清掃作業等も機材や人手の確保にすごく苦慮されておりまして、昨年平成28年の10月に神社側より要望書が出されて、顕彰碑を垂水市民の共有財産と考え、公共施設へ移転し管理してほしいとの要望書が神社側から出されました。これを受けまして、社会教育課としてもこのまま、管理が行き届かないまま、放置したままでよいのかと考えたところです。その際、いろいろと文化財関係者の方々やお話をさせていただきながら、この度どうしても敷地が神社側であって市の所有じゃないということでその要望を汲んだ形で、このたびこういう予算を計上させていただきました。文化財関係者の方々からも社会教育課の計画どおり、今後の将来にわたって、管理を考えた場合、鹿児島神社側の要望を汲み、垂水市の偉人であるこ

とから垂水市民共有の財産として行政がしっかりと管理してもらうため、その方向で進めてほしいとの意見をいただいております。これらを受けて、今回予算計上をさせていただきました。

先ほど申しましたように、文化会館敷地への移転を考えているところですが、この本議会の議決をいただきましたならば、改めて市民共有の財産として市全体で顕彰し、より多くの方々の目に触れ親しまれることになり、ひいてはふるさとを愛し、ふるさとを誇りとする子供の育成につながるものと考えておりますし、また建立された方々の思いを大事にし、生かすことができるのではないかと考えております。

私どもといたしましては、この議会でこの予算を議決いただきましたら、ワンクッション置きまして、議決後には市報等でこういうふうな計画があるということで、広くまた市民の方々からも意見をお伺いしながら、また神社側とも協議を重ねてまいりたいと思っております。

それと2つ目になりましたが、アトリエについては今、検討中ございまして、やはり古い建物でございますので、来年、確かに市政60周年、瀬戸口藤吉150年明治150年いろんな行事が重なるんですけれども、今のところ検討中ということで御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は各所管常任委員会に付

託することに決定いたしました。

△議案第49号～議案第56号上程

○議長（池山節夫） 日程第12、議案第49号から日程第19、議案第56号までの議案8件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第49号 平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第50号 平成29年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第51号 平成29年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案

議案第52号 平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第53号 平成29年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第54号 平成29年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第55号 平成29年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第56号 平成29年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○市民課長（和泉洋一） 議案第49号平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は歳入歳出とも534万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億5,414万2,000円とするものでございます。主な補正の理由でございますが、平成28年度国民健康保険特別会計決算に伴います退職者医療交付金返還金の補正などがございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。なお、金額はお示ししてありますので、省略させていただきます。

7ページをお開きください。4款1項前期高齢者納付金等は前期高齢者納付金に不足が生じたので増額するものでございます。

8款2項特定健康診査等事業費は、特定健診等に係る健康管理システムの改修に伴う委託料を増額するものでございます。

11款1項償還金及び還付加算金は、平成28年度国民健康保険特別会計決算に伴います退職者医療交付金の返還金でございます。

11款4項繰出金は、平成28年度国民健康保険特別会計決算に伴います法定外繰入金の精算でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。1款国民健康保険税は現時点での収入見込みによる補正でございます。7款県支出金は歳出の特定健康診査等事業費の増額に伴います特別県調整交付金の増額分でございます。

11款繰越金は、平成28年度国民健康保険特別会計決算に伴います前年度繰越金でございます。

以上で、議案第49号平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第50号平成29年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出とも84万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,415万7,000円とするものでございます。補正の理由でございますが、過年度分の保険料の還付金を補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。2款1項償還金及び還付加算金は、過年度分の後期高齢者医療保険料の歳出還付金及び還付加算金を補正する

ものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお開きください。5款2項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合から歳出と同額の歳入があるものでございます。

以上で、議案第50号平成29年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第51号平成29年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出とも191万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を738万2,000円にしようとするものでございます。補正の理由でございますが、共済加入者の交通死亡事故が相次ぎ発生し、今後の交通災害共済見舞金の支給に不足が見込まれることから、補正をしようとするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。1款1項事業費は見舞金に不足が見込まれるため増額補正するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。3款1項基金繰入金は垂水市交通災害共済基金からの繰入金を増額するものでございます。

4款1項繰出金は、前年度繰越金を補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○保健課長（鹿屋 勉） 議案第52号平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。1ページに記載してありますように、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億45万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億1,951万1,000円とするもので

ございます。補正の理由でございますが、平成28年度決算に伴う国等への返還金や市負担金の精算に伴う繰出金が主なものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、介護給付費準備基金への積立金を計上しております。

4款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金は、平成28年度介護保険料等の還付未済分の還付金に対応するものでございます。3目償還金は、平成28年度事業費確定による国・県への返還金でございます。

4款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金は、同じく平成28年度事業費確定による一般会計への返還分でございます。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをご覧ください。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業支援交付金は、平成28年度事業費確定による追加交付分でございます。

8款1項1目の繰越金は、平成28年度決算額の確定に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第53号平成29年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。1ページに記載してありますように、今回の補正は歳入歳出それぞれ621万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5億9,903万4,000円とするものでございます。補正の理由でございますが、平成28年度繰越金の確定に伴う補正でございます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。1款事業費1項1目の老人保健施設事業費は繰出金の支出費目構成に伴い、名目予算分を減額するものでござ

います。

3款諸支出金1項1目の繰出金は、前年度繰越金を一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをご覧ください。4款1項1目の繰越金は、平成28年度決算額の確定に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○生活環境課長（高田 総） 議案第54号平成29年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。今回の補正の理由でございますが、平成28年度繰越金の確定に伴うものでございます。

1ページに記載してありますように、補正の額は歳入歳出それぞれ109万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を3,131万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明申し上げます。

7ページをお開きください。3款諸支出金1項1目繰出金につきましては、前年度繰越金を一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして歳入でございますが、6ページでございます。3款繰越金につきましては、平成28年度漁業集落排水処理施設特別会計の繰越金の確定に伴い、補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○水道課長（萩原竹和） 議案第55号と議案第56号につきましては、水道課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第55号平成29年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。今回の補正額は歳入歳出それぞれ374万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,026万3,000円にするものでございます。補正

の主な理由は、平成28年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴う歳入歳出及び不足の修繕に対応するための、修繕費に不足が見込まれるための各増額補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。なお、金額はお示ししてありますので、省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。1款総務費1項1目一般管理費の3節職員手当等4節共済費は、平成29年4月の人事異動に伴う各種手当等に不足を生じたので増額補正するものでございます。

11節需用費は、年度中に発生した修繕にかかる執行予定分と、当初の執行予定分を除きますと、今後の不足の修繕に対応できない可能性があるために、増額補正するものでございます。

3款諸支出金1項1目繰出金の28節繰出金は、平成28年度の繰越金の確定に伴い、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、前の6ページをご覧ください。1款使用料及び手数料1項1目使用料の1節簡易水道使用料は、平成28年度簡易水道使用料の未納額の滞納繰越分として計上するものでございます。

2款繰入金1項1目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を増額補正しまして、収支の均衡を保っております。

3款繰越金1項1目繰越金の1節前年度繰越金は平成28年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴い、繰越額を計上するものでございます。

続きまして、議案第56号平成29年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。補正の主な理由は、人事異動に伴う人件費及び南の拠点、浜平地区整備事業に係る配水管敷設工事に伴う工事請負費の各増額補正でございます。

それでは、参考資料により御説明も致しますので6ページをお開きください。なお、金額はお示ししてありますので、省略させていただきます。

まず、収益的収入及び支出ですが、1款水道事業費用1項営業費用2目排水及び給水費の節給料手当法定福利費は、平成29年4月の人事異動に伴う人件費の不足額に対し、増額補正するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出ですが、1款資本的支出1項建設改良費2目排水設備工事費の節工事請負費は南の拠点、浜平地区整備事業に係る配水管布設工事に伴う工事請負費を計上しております。南の拠点整備事業に係る配水管敷設につきましては、企画政策課の整備事業として5月以降水道管敷設についての意見協議を行ってまいりました。6月議会終了後の7月に委託業者から設計書が提出されましたところで、再度、確認、協議を行ったところでございます。

その中で、防災拠点の機能の確保としての役割、その公共性、必要性の面を考慮し、合わせて南の拠点に接続する地域の環境、南側の給食センターや水産試験場、北側を含めた住宅地区など、周辺地域への安定した水道水供給の保持や、緊急時のバイパス的な水道の整備など、給水機能の向上を図り、水道環境をより総合的に勘案し、事業整備を水道課で行うこととなったものです。

1ページにお戻りください。したがって、2条は平成29年度垂水市水道事業会計予算(第3条)に定めた収益的支出の営業費用を92万3,000円増額し、総額2億5,067万1,000円とするものでございます。

3条は、予算第4条中の資本的支出の建設改良費を1,300万円増額し、総額1億5,385万3,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。第4条は、予

算第8条に定めた議会の議決をへなければ流用できない経費の職員給与費を92万3,000円増額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(池山節夫) ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池山節夫) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第49号から議案第56号までの議案8件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池山節夫) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第56号までの議案8件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長(池山節夫) 明2日から11日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、12日及び13日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、5日の正午までに質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長(池山節夫) 本日はこれもちまして散会いたします。

午前11時52分散会

平成 2 9 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 2 9 年 9 月 1 2 日

本会議第2号（9月12日）（火曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	
総務課長		併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長	中谷大潤	事務局長	二川隆志
企画政策課長	角野毅	水産商工	
財政課長	野妻正美	観光課長	森山博之
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長		水道課長	萩原竹和
併任		会計課長	川畑千歳
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長	和泉洋一	教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成29年9月12日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（池山節夫） 日程第1、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。なお、本日の質問時間は答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、質問回数については、制限なしといたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、3番、堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。本日、久しぶりに一番手で登壇しました、垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。

きょうの質問、私にとって2期7年目の26回目の一般質問になりますが、関係各課の皆様におかれましては、本日も積極的な御答弁をよろしくをお願いいたします。

さて、この週末9日土曜日には、北朝鮮が建国記念日を迎えるということで、大陸弾道ミサイルICBM発射等の警戒が強まる中で、県内各地で運動会やさまざまな行事が開催されました。垂水市においても、土曜日に垂水高校、日曜日には垂水中央中学校の運動会が開催され、多くの家族や関係者でにぎわいました。

その一方で、鹿児島県は職員を待機させる等の対応に追われ、運動会や土曜授業があった学校では全国瞬時警報システム——J—ALERTが作動した際の流れを生徒らに呼びかけたという報道もありました。

今、日本を含め世界中が一番脅威に感じているのは、この北朝鮮の問題ではないかと思いません。

7月28日に北朝鮮から発射された大陸間弾道ミサイルICBMは、日本上空を通過し、北海道襟裳岬の東約1,180キロの太平洋上に落下しました。

さらに、9月3日には6回目の核実験を行いました。その威力はこれまでの核実験をはるかに上回る規模でした。

政府は、この核実験の爆発規模を当初約70キロトンとしていましたが、その後120キロトン、さらには160キロトンと情報修正しています。

160キロトンと言うと、第二次世界大戦の末期にアメリカが広島に投下した原爆16キロトンの約10倍の規模であり、さらに厄介なのは、原爆ではなく水爆だったということです。

北朝鮮国営の朝鮮中央通信は、核爆弾を高高度の空中で爆発させ、広い地域に極めて強力な電磁パルス攻撃まで加えられるとも伝えており、防衛省関係者の間では宇宙から襲ってくる津波であると危機感を募らせています。

北朝鮮がこのまま挑発を繰り返し、脅威の度合いが上昇すれば、軍事的衝突の可能性も一層高まります。日韓など関係国に深刻な被害を及ぼす最悪の事態だけは絶対に避けなければなりません。

けさ、国連の安保理においては、新たな対北朝鮮制裁決議が全会一致で採択されたようですが、我が国も警戒を怠らず、万全の備えをしつつ、アメリカを中心に世界各国の外交努力によって対話による解決が図られることを強く訴え、本日の質問に入っていきたいと思えます。

まず1つ目は、防災ラジオの現状とFMたるみずの普及についてお尋ねをいたします。

防災ラジオについては、平成26年度の事業として約1億7,380万円の予算を投入して開始し、ことして3年目を迎えます。これまでさまざまな場面で情報提供や避難誘導等がなされたと思いますが、具体的にどのように活用されてきたのか。そして、防災ラジオに対して市民の評価はどうか、お尋ねします。

私は、導入当時の平成26年第1回3月議会において、コミュニティFM整備事業について質問した際に、電波の不感地帯と改善策について質問いたしました。そのときには、牛根、海潟、柘原、新城などの一部において、約1,000世帯に聴取しづらい範囲がある。送信所の移設や外部アンテナを設置することにより、市内全域で聴取可能になるとの回答を得ていますが、その後、電波の不感地帯はなくなり、市内全域で聴取が可能になったのか、お尋ねします。

大きな2つ目は、全国学力・学習状況調査の結果についてお尋ねいたします。

文部科学省は、8月28日、2017年度全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果を発表しました。全国学力テストは、小学校6年生と中学3年生の児童生徒を対象に、ことし4月に実施し、県内の公立722校、2万7,748人が参加したと聞いています。

出題科目は、国語と算数及び数学で、それぞれA問題とB問題が出題され、全部で4科目ということになりますが、それぞれの平均回答率について、全国平均と比較した場合の鹿児島県の結果を見ると、小学校では国語Aと算数Aが、全国平均とさうじて同数であるものの、国語B、算数B、中学校の全科目にいずれも全国平均を下回っている結果が出ています。新聞記事でも「鹿児島県中学校全科で平均割れ」と大きく見出しで報じられていました。

ここで気になるのは、やはり垂水市の児童生

徒の結果はどうだったのかということです。垂水市に居住する子供たちには、鹿児島県だけではなく、全国レベルで戦える学力や人間性を培ってほしいという考えは誰でも思うことではないでしょうか。

そして、理想としては、垂水市で子育てをすれば、学力向上と人間形成にすばらしい効果があると評判になれば、子育て世代の人口増にもそれなりの効果が得られるのではないかと考えています。

そこで、まずお聞きしたいのは、2017年度全国学力・学習状況調査の結果で、垂水市の児童生徒の場合は、全国県内レベルの比較とその分析結果はどうだったのかについてお尋ねします。

2つ目は、やはり何かを実施したら、その結果を確かめ、結果を分析して、将来にどのように生かすかということなどで改善策が見つかるものであると思います。

ことしの学力結果について、どのように受けとめているのか、お尋ねをいたします。

大きな3つ目は、職員や市民の表彰制度の設置について質問をいたします。

平成23年10月、今から6年前になりますが、協和地区の運動会の会場での出来事です。

1人の高齢の女性が倒れ、心肺停止の状態になった。会場では、地域の運動会ということもあり、多くの地域の方がその現場に居合わせた。そして、偶然にも、本市の消防職員と看護師の資格を持った方もおり、即座に応急処置に当たりました。

不幸中の幸いだったのは、緊急対応のできる本市の職員と看護師の資格を持った人が居合わせたことです。ともに連携して救急車が到着するまでの間に、心肺蘇生法及び人工呼吸を施し、まもなく高齢の女性は息を吹き返しました。その高齢の女性の方は、その後病院に搬送され、しばらく入院治療を受けられた後に退院をして、現在では後遺症もなく元気で日々を過ごしてい

らっしゃいます。

テレビのドキュメンタリー番組で制作してもいいような見事な好事例であると思いました。私が首長だったら、尊い命を救ったこの方々に、即座に表彰状をあげたいくらいでした。

公務員だから当然だと思うかもしれませんが。しかし、世の中では見て見ぬふりをする方も多くいらっしゃる中で、突然に近くで緊急事態が起こったその現場で、積極的に行動した、その行為はたたえるべきではなかったかと、今でも思っています。

信賞必罰という言葉があります。意味は、皆様、御存知のとおり、功績があれば、必ず賞を与え、罪があれば必ず罰すること。賞罰のけじめを厳正にして確実に行うことです。

悪いことをしたら罰するのは当然のこと。しかし、その逆、功績があれば、賞を与えることは、この垂水市にはない。職員がよいことをしても、当然のこととして賞はもらえていない。罰する規定はあっても、賞を与える規定はない。

私は、職員や市民の本気、やる気を奮い立たせる一つの方法として、表彰制度を検討してはいいのではないかと思います。表彰する基準や内容については、今後、調査をして決めなければいけないと思いますが、まずは表彰制度の導入について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（中谷大潤） おはようございます。今議会の答弁者のトップバッターということになります。どうかよろしく願いいたします。

防災ラジオにつきましては、公共施設及び社会福祉施設等を含む市内全世帯へ配付し、これまで本放送や試験放送により、災害警戒本部設置や避難所開設、道路規制、イベント情報など、さまざまなことについて情報発信することで利活用され、防災ラジオの有効性は広く市民へ浸透し、多くの自治体で活用されているところで

す。

防災ラジオ配付後の主な活用実績につきましては、平成27年6月の深港川土石流災害におきまして、深港橋の通行どめや片側交互通行、避難所開設、避難準備情報及び避難勧告発令、被害状況及び対策説明等の発信において二十数回活用しました。

28年1月の大雪による断水におきましては、断水情報、生活用水提供家庭情報、給水班出動、陸上自衛隊給水車出動、復旧完了等の発信において10回ほど活用しました。

昨年9月の台風16号におきましては、台風情報や被害状況、礫橋通行止め、避難所開設、避難準備情報発令、断水情報、災害ボランティア等の発信において20回ほど活用しました。

本年8月の台風5号におきましては、大雨警報発令情報、避難所開設、避難準備情報及び避難勧告発令等の発信において10回ほど活用しました。

自動的にスイッチが入り、FMたるみず以外の放送中にも割り込む緊急放送ですが、簡潔でわかりやすい放送を心がけなければならない、文面や放送時間帯に制約がある中、迅速かつ確実な伝達が図られることから、緊急時の情報収集手段の大切な情報源として多くの市民に活用され、早目の避難、防災・減災につながって有効性は高く評価されていると認識しており、今後も防災ラジオを活用して、迅速かつ確実な情報発信に努めてまいります。

FMたるみずの電波の受信状況についてでございますが、電波法が改正され、コミュニティラジオ放送でも受信障害対策中継放送局の設置が可能となったため、市役所に設置されている本局アンテナ及び道の駅たるみずに設置されている中継アンテナから電波を発信して、市内全域において受信が可能となっておりますが、地理的条件や室内・室外の環境等により、受信状態に不都合を生じている地域や世帯について

は、個別にアンテナを設置することで解決を図っています。

また、感度が悪い、電池切れやアダプターの未接続などの理由により、防災ラジオが聞こえにくい、聞こえないとの問い合わせについても、家庭訪問や聞き取りなど、その都度対応しております。

以上でございます。

○学校教育課長（下江嘉誉） 堀内議員の全国学力・学習状況調査についての御質問にお答えいたします。

本調査は、全国的な義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握、分析することにより、児童生徒一人ひとりの学習改善や学習意欲の向上につなげることを目的として実施しております。

本年度は4月18日に、本市の小学6年生86人と、中学3年生81人を対象に実施いたしました。

教科は、国語、算数・数学の2教科で、主として知識に関するA問題と、主として活用に関するB問題で構成されております。

その結果が、先月28日に公表されました。本市の結果、平均通過率につきましては、小学校は、国語、算数のA・Bともに、全国平均より1から9ポイント、また、県平均より1から6ポイント下回りました。

中学校は、国語、数学のA・Bともに、全国平均より3から5ポイント下回りました。また、数学Aは、県平均を1ポイント上回ったものの、ほかは2から3ポイント下回りました。

また、教科の領域ごとの結果を見ますと、全国や県と同様、A領域よりB領域、特に、思考・判断し、表現していく力が不足していることが伺えます。

また、受験の対象が、小学6年生と中学3年生であり、毎年変わりますことから、年度によって異なる結果が出てまいりますが、例年の傾

向として、特にB領域に大きな課題があると思われま

一方、学習に取り組む姿勢などを見る学習状況調査では、1日当たりの家庭での読書の時間、学級での話し合い活動における他者の意見や少数意見の尊重、地域での活動やボランティアへの参加等につきましては、小中学校ともによい結果となっております。

これは、地域や家庭の中での成長の可能性を伺わせる本市の強みであると捉えており、学校と地域や家庭との連携がうまくいっていることの証でもあると捉えております。

続きまして、今回の学力・学習状況調査の結果をどのように受けとめているのかということについてお答えいたします。

これまで学校教育課といたしましては、学力向上が本市の最重要課題であるとの認識に立ち、授業力の向上のために管理職研修会や各学校における職員研修などで、より具体的に積極的な指導を行うとともに、指導方法改善のために、ICT機器の導入や外国語活動指導講師の派遣などを進めてまいりました。

しかしながら、十分な成果に結びついていない現状でございますので、危機感を持って各学校とともに詳細に結果分析を行い、具体的な改善策を検討し、学校及び教育委員会が連携を密にして、実効性のある取り組みをより積極的に推進しなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） 職員の表彰制度についてお答えいたします。

公務員を取り巻く環境が厳しさを増している現在、公務員が住民の期待に応える行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりがその能力を発揮するとともに、組織全体として、公務能率を向上させることが求められています。

組織が最高のパフォーマンスを発揮するため

には、人材育成に積極的に取り組み、適材適所の職員配置を行う公平・公正な人事管理が、活気ある職場を形成し、職員の士気の維持・向上にも資するものでありますことから、人事行政のあり方が今まで以上に問われているとの認識を持っております。

地方公務員法の一部改正により法制化され、昨年度から本格的運用が始まった人事評価制度の業績評価において、目標を設定して、職務の遂行度や達成度などの成果・業績を評価する一方、目標以外の業務への取り組み状況等の評価基準が設定され、突発的な課題への対応や、担当する業務以外に積極的に取り組む姿勢を評価する項目があります。

そこで、評価者である係長及び課長が面談の上、功績をねぎらい、所見を記載して記録に残し、たたえますので、議員仰せの提案制度による職員の意識高揚はある程度図られていると考えております。

人材育成は、職員一人ひとりの在職期間を見渡した長期的な視野で実施されることが望ましいとされてきています。

昇給や昇格については、一つの業務に精通すること、一つの提案や提言も大切ではありますが、配置先で与えられた幅広い業務を適切に処理、対応して、サービスの質を維持・向上させる能力も必要です。

提案や功績などがあった職員に対し、何らかの形で表彰する制度は、職員の意識改革及び意識高揚、職場の活性化につながると思います。

本市においても、職員がやる気を持って業務に取り組めるような環境づくりとしての表彰につきましては、業務に関し、一部分だけに焦点を当ててよいのか、与えられた業務の処理、対応は不適切でよいのかということや、日常的な功績、地区における公民館活動、ボランティア活動などに対し誰がどう評価するのかなど、表彰基準の規定、制定等を調査して、人事評価制

度の充実を図る過程、見直しの中で、本市の実情にふさわしい表彰制度のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） おはようございます。堀内議員の表彰制度の導入についての御質問にお答えをいたします。

本市では、市民に対しての表彰制度といたしましては、垂水市名誉市民条例及び垂水市社会教育関係表彰規定、その他の表彰といたしましては、社会福祉、文化、芸術、スポーツ部門等の表彰がございます。

各表彰につきましては、各部門とも垂水市において多年にわたり尽力され、特に功労のあった団体及び個人を表彰するものであります。

しかしながら、一定の基準に該当することが必要であり、各種関係協議会並びに団体等が功績のあった市民を推薦し、各種大会等において市長が表彰しているところでございます。

今月3日には、福祉大会におきまして、多年、福祉活動に尽力され、特に功績のあった団体及び個人を社会福祉協議会が推薦され、市長が表彰をしております。

議員御指摘の表彰制度につきましては、さまざまな分野が対象となりますことから、新たな基準を設ける必要があると考えております。

今後、制度構築に向け、調査研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

まず1問目、防災ラジオの現状とFMたるみずの普及についてから2回目の質問をいたします。

防災ラジオですが、今課長のほうから今までの実績について話がありました。広く市民に活用されておると。防災情報、さまざまな情報に基づいて市民に活用されているということですよ。

これ活用されなければいけない事業ですよ。と

というのは、冒頭でも話しましたが、26年度の事業で1億7,380万の予算を投入して使ったわけです。だから、活用されなければいけない。要は、緊急時に緊急放送が各家庭に伝わらなければいけないと思っております。

この各家庭整備されて以降、私の耳に入ってきたのは、電源を抜いて、あと停電時の対応に備えるための電池も切れているという状態の家庭もあるというふうに聞いている。

行政として、各種家庭に配付して整備が整ったということで、市民の皆さんが全員緊急のときに聞ける環境にあるかということは、これからやっぱり調査して、そういう環境にないところについては、指導して協力を求めているかなければならないと思うんです。

いざというときの連絡体制、要は情報を発信する、市民の命を守る防災ラジオでもありますので、ぜひともこの聞ける体制、全市民に聞ける体制できる状況、整えていただきたいと思いますけれども、その点についてどうお考えなのか、まず聞きたいと思います。

そして、あとこの防災ラジオじゃなくて、今度はFMたるみずの放送、一体全体市民のどれぐらいの人が日々聞いているのか、これも気になるところであります。

FMたるみず放送というのは、垂水市民並び来訪者などを対象に、住民、学校、商店、会社、行政、NPO等の協議連携して、主にコミュニティ放送事業を行うことにより、地域に密着したコミュニケーション空間を提供し、豊かで平和な地域社会の基盤整備と活性化に寄与することを目的としている。この目的が達成されているのかどうか。

平成21年3月に開局してからことしで8年目を迎えます。現在、どれぐらいの市民が日々聞いているのか気になるところですが、わかる範囲でわかったら教えてください。

あと3つ目が、この普及のあり方です。日ご

ろからやっぱりFM放送を聞く環境がやっぱり必要です。このFMたるみず、これの運営、厳しい状況になるということは、せっかく予算を投入した防災ラジオとしての機能も運営が厳しい状況になるのではないかとということが考えられる。

そのFMたるみずの普及のあり方についても積極的に検討する必要があるのではないかと思いますけど、その点についてどのようにお考えなのか、この3点についてちょっとお聞きします。

○総務課長（中谷大潤） 防災ラジオ未開封の世帯とか、乾電池切れやアダプターの未接続世帯などの情報が寄せられ、チラシ配付や広報誌においてラジオの利活用を啓発しておりますが、まだ、そういった市民がいらっしゃるのであれば、周知啓発のあり方についての徹底を図り、未活用世帯の解消に努めてまいりたいと考えます。

次に、FMたるみず放送の利用状況でございますが、ラジオ放送の性質上、リアルタイムで視聴している人数を把握することは困難でございます。しかしながら、FMたるみず放送が実施した街頭調査によりますと、調査対象者のうち8割以上の方がFMたるみず放送を聞いたことがある、または知っていると回答されたとのことで、市民の認知度はかなり高いと考えております。

このようなことから、市民の方にFMたるみず放送を利用していただく環境は整っていると考えますが、各世帯において確実に緊急割り込み放送を受信していただくために、防災ラジオの電池残量確認及びアダプター接続推奨についての周知徹底を図り、防災ラジオが確実に機能を果たせるように努めてまいります。

FMたるみずは、平成21年3月1日開局し、現在は常勤職員2名と20名を超えるボランティアスタッフで運営されています。運営資金は、

主に、会費や放送事業収入で賄われていますが、財政基盤は脆弱でありますので、市としましては番組放送を委託することで側面からの財政支援を行っております。

制度上、市が放送事業者になれないため、NPO法人として設立していることから、FMたるみずにおいても広告収入の営業活動を強化するなど収入確保に努力していただいているようですが、思うような収益があらわれていないようです。

NPO法人としての健全な運営、維持のためには、市の支援が不可欠でありますので、地域の重要なメディアとして位置づけ、持続性のある運営を求めていくとともに、安心・安全なまちづくりのため、FMたるみずとの共存共栄に向けた取り組みとして普段からより多くの市民に聞いていただける番組づくりへの協力と、必要に応じた支援策を検討してまいります。

○堀内貴志議員 まず、その防災ラジオ、アダプターに入れていない、電源を入れていないというところ、要は防災ラジオを聞けないという相談のあるところはいいんです。相談もなく聞ける環境のないところ、これを把握して、やっぱり指導に努めると。これは一つこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、このFMたるみずの普及のあり方について。

今、課長のほうから、やっぱり共存共栄に努めてまいるというお話がありました。FMたるみずが経営していかないと防災ラジオも機能も効力を発しないよということですから、やっぱり普及に努める必要があると思ひます。

市として、これは提案なんですけど、市民にもっと聞いていただくために、例えばの話です。例えば、市役所の1階のフロア、市民の方が待ち合わせの場所に使ったり、時間調整に使ったり、座っておられる場所。あそこでFMたるみずを聞ける環境はできないのかということ。あ

と、教育委員会、市民館のほうにもあります。

1階フロア、あのフロアも市民の方が時間調整やなんかで立ち寄られることをよく見ます。だから、あのフロアの中でFMたるみずを聞ける環境はできないか。あとは商工会に協力をして、商店の中で聞ける体制はできないか。さまざまなもつとFMたるみずを広める手段があると思ひますけど、そういうことはできないか、その点についてお聞きしたいということ。

あと番組表、私も気になりまして、いつどういう番組をしておるんだろうということで調べましたら、FMたるみずのホームページの中でありました。それを見るとこんな一覧表です。これぱつと見てわからないんですよ。だから、全部を広報する必要はありませんけど、せめて垂水市が情報を発信する、垂水市の番組もしくは、垂水市の情報を発信する番組ぐらひは載せていただいてもいいんじゃないかと。載せる努力はしてもいいんじゃないかと。市の広報誌もしくはホームページですね。

特に、FMかのやのほうは、南九州新聞に日々番組表を載せて市民に情報を流しているということがあります。

だから、垂水市も何とか市民に日ごろから聞いていただく環境をつくることによって、また、経営が厳しいFMたるみずの運営も新たなスポンサーがつくのではないかなと思ひますので、その点について、どのように思ひていられるのか、お聞きしたいと思ひます。

以上、2点です。

○総務課長（中谷大潤） ただいま議員のほうからいろんな御提案をいただいたところでございますが、1回フロアで番組を聞く環境づくりとか、商工会との連携など、関係機関との協議を要する、また、関係課との、また協議も必要なことから、即答することは非常に難しいところでございますけれども、提案の内容を踏まえ、今おっしゃられましたFMたるみず放送の番組

表、これにつきましては市のホームページにもリンクするのは、それほど難しいことではないかと考えますので、実現可能なことにつきましては、早急に関係課及び関係機関と協議を行って、少しでも番組を聞いていただけるような体制を整えてまいりたいと考えます。

○堀内貴志議員 ぜひともこのFMたるみず聞く環境を整えてほしいということです。少なくとも垂水市の情報を発信する番組、何月何日の何時から何時までFMたるみずで流していますよということぐらいは、市のホームページなり、市報なり、そんなに行数はかからないと思いますので、載っけていただきたいなと思います。

あと、確実に緊急時に情報が伝わるように、電源を切っておられる方、電池のない方、これも把握して改善に努めていただきたいということを訴えておきます。1問目のテーマは終りにしたいと思います。

次、2問目の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえての2回目の質問をいたします。

先ほど課長のほうから、私このテーマについては、平成20年第3回9月議会でも同じようなことを質問しました。当時の学校教育長は、教職員の現状に危機感を喚起し、各学校が指導法改善に努めるように指導する。本市の平均を各学校に公表し、各学校が自校の現状を比較できるようにする。電子黒板等のICT機器や県が作成している鹿児島チャレンジ・鹿児島ベシックを有効に活用し、学習内容の確実な定着を目指すなどを実施して学力向上に努めてまいりますと答えております。

先ほど課長の答弁でおおむねこれは、実施されているということが理解できましたので、この点については聞くつもりでございましたけど結構です。改善されて実施されているということです。

その中で、昨年度からPCタブレット等のICT機器を使った授業が開始されています。そ

の効果というか、子供たちの評価、これについてちょっとお聞きしたいということと、あと「夢の実現！学びの教室」「集まれわんぱく！夏の勉強会」なども開催されております。これも学力向上を図ってのことだと思います。参加者の状況や現時点での評価、これもお聞きしたいと思います。

さらに、これ以外に、何か実施されている取り組み等ありましたら、ぜひともこの場でお話していただきたいと思っておりますけれども、その点よろしくをお願いします。

○学校教育課長（下江嘉誉） さらなる学力、学習能力の向上のための取り組みについてお答えいたします。

今回の学力調査が、子供たちの学力の全てを見取ることができるものではなく、一部をあらわしているものであることは御理解いただいていると思っておりますが、学校教育課といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、今回の結果を率直に受けとめ、各学校と危機感を共有しながら改めて学力向上は、本市の学校教育における最重要課題であり、これまで以上に積極的な取り組みを推進しなければならないと考えております。

そのために、先ほど議員がおっしゃられたいろいろな取り組みをしてきているわけですが、ICT機器等の活用につきましては、昨年度入れていただきましたタブレット、本年度はスクリーン、プロジェクター等を整備しております。

こういうものを活用して、子供たちが全員で同じものを見ながら、操作をしながら語り合い、話し合い、深め合っていく、そういう学習が展開されているというふうに思っております。各学校では、教職員も積極的な活用を図っているということですので、この成果も必ずあらわれてくるのではないかとこのように思っております。

授業改善につきましては、このようにそれぞれの学校で取り組んでおられることを教育委員会としても学校教育課としても積極的に後押しをしていく、そういうふうなことを考えております。

I C T機器等の活用によって、学習活動を活性化する、授業の質的な変化が生まれるということを期待しております。

さらに、「集まれわんぱく！夏の勉強会」、これにつきましては、小学校4年生、5年生、6年生を対象としておりますが、参加者が本年度は130人、教職員が40人、協力をしていただいております。

子供たちからは、先生から丁寧に教えていただけてわかりやすい。そしてまた、先生方は、子供たちの状況がよくわかって、他校の子供の様子もよくわかって、非常に参考になったというような好意的な評価をいただいているところでございます。

年々参加者、職員数もふえてきておりまして、市民に受け入れられている、保護者からの評価も高いというふうに受けとめております。

それから、「夢の実現！学びの教室」につきましては、昨年度から中学1年生を対象に進めてまいりました。月2回、土曜日の午後に実施している授業でございますが、これにつきましては、本年度は8月以降、中学校の部活動、3年生が終了するのを受けて、そこからあと高校受験を目指しております中学3年生の学習の場を提供するというところで実施、3年生まで対象を広げて実施しているところでございます。

先日、第1回目を行いましたけれども、12名の子供たちが参加して、本当に真剣に学習をしている姿が見られて、その子供たちの学習成果がきちっと結果に反映されることを願っているところでございます。この取り組みについても、非常に有効な取り組みであるというふうに考えております。

それから、学校教育課といたしましては、各学校と連携をしながら、家庭での学習の充実も図っていききたいというふうに考えております。

現在、各学校では、帰りの会等で、垂水タイムと言いまして、きょうの学習の内容をもう一度おさらいをしながら、きょう家に帰ったら、このような勉強をするんだということをお子たちと先生方が一緒になって決めるという、そういう垂水タイムというのを実施しております。このような取り組みも家庭との連携が深まっていく一つであると考えておりますので、教育委員会としても家庭教育の推進も一緒になって考えていけたらいいなというふうに考えております。

さらに、子供たちの学力向上に一番大事なことは、教職員の指導力、授業力を上げていくということでございますので、これについても学校教育課としましても積極的に力を入れてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 今回、I C Tタブレットを活用して、学力向上を図るということで、環境は整ったというふうに思っております。ということは、後はどのように学力を上げていくか。実績としては、その年によって児童生徒の個人差もあると思います。思いますけれども、実績としては、ことは全国平均に比べると全般的に下回っている結果が出たんだよと。これはもう真剣に受けとめて、対策を講じなければいけないというふうに思います。

あと家庭学習の件、前回私質問したときにも、当時の教育長は、家庭学習にも力を入れていきたいというふうに話されております。家庭学習に力を入れる。要は家庭学習についてやる子もおればやらん子もおる。やらない子をいかにやらせるかということが一番の課題ではないかと思っております。

勉強だけじゃなくて、それ以外のことも大切なんですけれども、とりあえずやらない子を、家庭学習でやらない子等をいかにやらせるかというのが大きな課題になってくるのではないかと思いますので、その点もしっかりと指導していただければと思います。

最後、せっかくですから教育長にお聞きします。

学力テストの向き合う姿勢、学校によって温度差があり、現場の教員同士で話題にすることも少ない。一方では、学校全体で結果を分析して授業改善に取り組む学校もある。学校や教師によって取り組む姿勢もさまざまあるようですが、そんな中で、教育委員会主導で土曜日などを利用した学習支援で学力向上の底上げをしているところもあります。

まさに、垂水市がやっている「集まれわんぱく！夏の勉強会」とか、学びの教室は、まさにそれに該当するのではないかと思います。

現坂元教育長、着任されて6カ月目に入りました。郷土の子供たちに対する熱い思いは、誰よりも高いと思っています。前教育長は、先ほども話したように、「夢の実現！学びの教室」や「集まれわんぱく！夏の勉強会」など、垂水市の子供たちにさまざまな学習の能力向上の機会を多くつけられてきました。このことは、引き続き継続されると思いますが、新しい教育長のカラーも出さなければならぬと思います。

まずは、今回の垂水市の児童生徒の学力・学習状況調査の結果について、教育長としてどのように考えているのか。そして、さらなる学力、学習能力の向上のための取り組みについてどのように考えておられるのか、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（坂元裕人） 今回の学力調査の結果を受けて、教育長としてどのような対応していくのかという御質問にお答えします。

学校教育課長も答弁しましたように、今回の

調査結果が、子供たちの学力の全てをあらわしているとは考えておりませんが、教育長としまして、今回の結果を真摯に受けとめ、喫緊の課題として具体的な対応を進めていかなければならないと考えております。

まずは、現状分析や改善策を教育委員会だけでなく、各学校レベルにおいても具体的に検討するよう求めてまいります。そのことが、各学校にも危機感を共有し、実践につながると考えるからでございます。

そして、そのことを学校の実情に応じて学校だより等で保護者にも知らせ、子供を伸ばすという思いを共有していただきたいと考えます。

授業を改善することは、学力向上にとって不可欠ですので、学習の目当てとまとめの整合性を明確にすること、学習の山場においては、主体的で対話的な深い学び、いわゆるアクティブ・ラーニングを取り入れること、授業の終わりにおいては、学習内容を定着させる場を確実に設定することの3点を改めてしっかり取り組みを指導してまいります。

また、本市のICT環境は、これまで私が経験したどの学校よりも大変充実しておりますので、タブレットやプロジェクター等を大いに活用した授業改善を積極的に進めてまいります。

子供たちが同じ写真や資料、動画を見ながら発表したり、話し合ったりする学習は、学習意欲が増すとともに大きな学習成果につながっていくものと考えます。

また、次期学習指導要領においては、小学校で英語科が教科化され、3年生以上で英語を学習することになりますことから、英語学習にも力を入れてまいりたいと考えております。

グローバル化する今日の社会にあって、子供たちが英語でコミュニケーションを図ることができるようにすることは、英語の学力向上及び国際化した社会の中で生きていくための自信にもつながっていくものと考えます。

さらに私が、今回の学習指導要領の改訂に伴い絶好のチャンスであると考えておりますことは、市内8小学校の卒業生は、垂水中央中学校に進学することになりますので、各小中学校の教育内容を系統的にまとめてある教育課程の見直しを進めていきたいと考えております。

このことは、今回の学習指導要領改訂の趣旨でもある社会に開かれた教育課程の作成ということでもあります。教育課程は、各学校が作成することとなっております。そこで、管理職の研修会等において、小中学校9年間を見直し、そろえることが子供たちにとって大事なことであれば積極的にそろえ、また、学校として特色を出したい内容であれば、特色のある教育活動として全面に打ち出すような教育課程を作成して教育活動を充実させたいと考えております。

つまり各学校において、垂水市としての共通性と各学校の独自性を十分に発揮する教育を展開していただきたいと考えております。

本年4月の教育長就任以来、各小中学校を見て回りましたが、本年度はどの学校も落ち着いた雰囲気の中で学習が進められておりますことから、新しい教育の方向性にできるだけ早く対応することと、これまで進めてまいりました小中連携をより強化することにより、児童生徒の学力向上は大いに期待できると考えております。

一方、教職員につきましても、各小学校の教員が垂水中央中学校に出向いたり、逆に垂水中央中学校の教員が各小学校に出向いたりすることで、相互に子供たちの様子を見たり、授業力向上のための相互研修や連携を進めたりしやすい環境づくりにも力を入れてまいりたいと考えております。

特に、校長、教頭の管理職につきましては、これまで豊富な実践を持っていらっしゃるから、自分の学校だけでなく、他校の教職員の授業力向上及び児童生徒の学力向上のために指導者として積極的に相互派遣させていただきた

いと考えております。

繰り返しになりますが、垂水市の将来を担う子供たちの能力を最大限伸ばし、立派な社会の担い手になっていただくよう力強く取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。全国学力テストの結果が全てでないことは、十分、私も理解しております。命の尊さ、あと生きる力を身につける、郷土の歴史や史跡を踏まえた教育、そのことは学力テストに出てきませんけれども、重要なことだと思います。

子供たちの成長は無量大だということです。理想としては、垂水市内で通うと学力がアップする、さらには学力だけでなく人格も磨かれるということが評判として伝わればいいかなど。そのことで子育て世代の人口増にもつながればもっとよしということです。まさに今後の教育長の手腕が問われるときです。しっかりとした対応をよろしくお願いしたいと思います。

そして、将来的に、垂水市のリーダーとなる人物があらわれること。大きく捉えるならば、将来の日本を支える人物がこの垂水市出身の中から出てほしいという願いを込めて、そのために子供たちのさまざまな教育に力を入れてほしいということを訴えて、この2問目のテーマは終わりにしたいと思います。

3つ目のテーマ、職員や市民の表彰制度の設置について、両課長から回答がありました。現在は、人事評価でちゃんとやっているということです。人事評価で成績の優秀者については、功績をねぎらいという言葉が出てきました。この功績をねぎらいというのは、どのようにねぎらっておるのか、ちょっとそれをお聞きしたいということと、あと市民に対しては、これまで多年にわたり、その業務で功績のあった人に、機会あるごとに表彰状、感謝状を授与しているということです。

今まで授与した功績に該当しない項目でも何かないかということも検討しなければならない。先ほど課長は、そのことについても今後検討されるとおっしゃいましたので、その点はしっかりと検討していただきたいということを思います。

それで、職員に対して、これまで市長賞なんて感謝状、感謝状は違いますね、表彰状、市長賞。

私警察に長いことおりました。警察では、毎年1回、2日間にわたって召集行事というのがあって、そこで教養を受けます。各課長の教養を受けます。その前段階で署長賞、その月に優秀な成績をおさめた人については賞をもらいます。市長賞です。年間表彰もあります。成績優秀者については、給料にも反映されるし、昇給にも反映されると。そういうような制度をとって士気を上げているということがあります。

私、市議になってずっと見てきましたけれども、市長賞を職員がもらったのかなど。冒頭でも話しましたが、いい事例があったにもかかわらず、ただ、いいことをやったというねぎらいの言葉だけで、ものになるものはなかった。そのことがちょっと気になって今回のテーマにしましたけれども。

例えば、これから調査研究していかなければいけませんけど、こういうような場合も含めて、私用の場合も含めて、顕著な人命救助があった場合だとか、垂水市にとって有力な情報提供、提案をした場合だとか、あと日々皆さんがやっているボランティア活動、清掃活動、少年育成のボランティア活動、いろいろなさまざまな活動がありますけれども貢献している人。特に、このボランティアについては、やる人はやるけど、やらない職員はやらないと。参加した人はそれなりのやっぱり評価を与えるべきではないかなと思います。そのことが、その職員、市民の本気とやる気。

一番、私テーマに書いてありますけど、信賞必罰、本気とやる気、ここです。本気とやる気をつくるためにこの制度をつくってはいかかというところで提案しました。

再度確認します。今後、この表彰制度について、調査研究して、実施に向けて検討することによってよろしいか。一言で結構です。確認だけお願いします。

○総務課長（中谷大潤） それでは、まず、功績をねぎらうということですが、今年度から評価者は係長も行うように改めております。というのは、一番、身近で職員の仕事ぶりを見ている、理解しているということもあります。まず、係長が職員の被評価者を評価するという制度に改めたわけですが、一人ひとりと密接な面談をいたしまして、そこで、被評価者から受けた業績、功績につきまして、そこで言葉をかけて功績をねぎらう。その後、所見を記載して記録に残すということもありますので、これがまた文書化されて、後々まで残っていくということで功績をねぎらうという意味合いの答弁にしたところでございます。

それから、職員における表彰制度、人事評価制度の充実、これはまだ本格的運用が始まって2年目ですので、今後見直しをしていく中で、評価制度の中で功績を評価するのか、あるいはまた、別途評価制度というものを策定するのか。そこはこの人事評価制度の充実を図る過程の中であり方を検討してまいります。

○堀内貴志議員 何かトーンがダウンしたような気がします。

あり方を検討する。実施に向けて検討するのかもしれないかをお聞きしたいわけで、検討するのかどうか、それをまず端的に聞きたいということと、あと功績をねぎらいという言葉で、今出したのは、言葉をかける、記録を残す、記録を後々に残す。これだけで本気、やる気が出ると思えますか。その点をお聞きしたい。

私は、思うのは、功績をねぎらって、要は言葉をかける、記録を残して、あと、やっぱり昇給、給料がワンランクアップするだとか、昇格、階級が上がるだとか、やっぱそこまで発展したほうがいいと思うんですよ。警察と比べるわけじゃないけど、警察は間違いなくそれを制度化しております。で本気、やる気を出しておると。内心から、職員も市民も内心からやる気を出さないと、この垂水市はよくなる、私は思っています。職員のやる気を出すために、一生懸命取り組んでいただきたいということ。

課長には、もう一回聞きます。表彰制度について、今後、いろんな例がありますので、今後、調査研究をしていかなければいけませんけど、実施に向けて前向きに検討するつもりがあるのかないか。あるのかないか、その点をお聞きしたいということ。

あと、市長に対して、私は今回、職員の、いや市民に対して本気とやる気を奮い出させるために、この表彰制度を考えました。市長は、職員の本気とやる気を導くための何か必要な事業、必要なこと、何か考えておられるのか。この表彰制度についてぜひとも検討してほしいと思っていますけれども、市長の考え、お聞きします。

○市長（尾脇雅弥） 表彰制度に関しては……

○堀内貴志議員 ちょっと待って、課長から。

○議長（池山節夫） 市長のほうが先でいいです。

○市長（尾脇雅弥） 議長の指名をいただきましたので、私のほうで答えたいと思います。

先ほどから表彰制度について、堀内議員の意見がいろいろあります。趣旨としてはよく理解できる部分であります。ただ、課題はその両課長からありましたその一定の基準というところだというふうに思っております。来年度60周年ということでもありますので、先ほど総務課長もありましたけれども、いろんな角度から、両

方から見ていかなければいけないと思いますので、検討していきたいというふうに思っております。

○総務課長（中谷大潤） まず、人事評価は能力、実績主義を実現するためのツールであること。人事の公平性、公正性を担保するものであること。人事システムの客観性、透明性を高めるものであること。人材育成につながるものであると考えておりますことから、人事評価制度による個人面談の結果は、人事評価の中で本人の功績をたたえることにつながっていると考えておりますことから、垂水市にふさわしい表彰制度の導入につきましては、やはりこの人事評価の見直し、充実とともに、庁の中で本市の実情に応じた表彰制度を考えていくということでございます。

○堀内貴志議員 表彰制度については、市長が検討していくということで了解したいと思えます。ただ、その人事評価、功績をねぎらい、言葉をかける、記録に残る、これだけで職員の本気、やる気が出るのかなというふうに疑問に思いますので、ぜひとも今後職員、市民も含めて内心から本気、垂水市のために本気、やる気を見せるための政策をどんどん取り込んでいただきたいという願いを込めて本日の質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。次は、10時40分から再開いたします。

午前10時29分休憩

午前10時40分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。9月に入りましたが、まだまだ日中は暑さ厳しく、本

来ならば秋の気配を少しずつは感じさせてくれる時期であります。季節、気候が変わってきているのかなと思います。

また、容赦ない自然の猛威にも驚かされます。台風もですが、記録的短期間の大雨、50年に一度の記録的大雨などの発表があり、大雨による土砂災害、ライフラインの断絶など、被害が各地で多発しており、どのような対策を講じていられるのか、非常に厳しい判断をされなければならない状況が発生していくのかなと心配しているところであります。

そうした気候の変化にも負けずに、水稲はだんだんと色づき、稲穂を垂れてまいり、実りの秋の気配を感じさせてくれているようです。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました順に質問いたします。市長、副市長並びに関係課長の明快な答弁をお願いいたします。

まず、たるみずスポーツランドについて伺います。

たるみず中央運動公園内の陸上競技場について、多目的利用型の施設への改修が進められ、昨年12月議会において「たるみずスポーツランド」と決定されたところであります。

また、その後の愛称募集では、「たるスポ」という応募が最も多くて、この愛称に決定されたとお聞きしました。

現在も多くの業者による工事も急ピッチで進められており、完成が待たれているところであります。

これまで10月1日にオープン予定と聞いておりますが、当初の予定どおりにオープンできるのか、伺います。

また、オープニングイベントは、どのような計画があるのか伺います。

次に、税務行政について伺います。

私は、この質問は平成26年の6月議会でも質問いたしました。市民の義務であります申告は、

公平であるべきであり、不信感を持たれないように行うのが行政の役割であると思います。

まず、申告の期間、申告の会場や、申告の仕方や、申告者の人数等をお聞きいたします。

次に、消費生活相談の活動についてお聞きいたします。

この質問は、平成28年9月議会でお聞きいたしました。再度、現在の実態についてお聞きいたします。

本市の相談実態について、相談内容、相談者の年齢層及び割合を教えてくださいたいと思います。

最後に、南の拠点整備事業についてお聞きいたします。

9月議会開催初日に、企画政策課より現在の進捗状況、P F I 事業の事業候補者の決定や提案された事業等の説明がありました。説明の中で、提案された施設のイメージ図が示されましたが、私の印象としては、非常に楽しみな施設になるのではと期待しているところでございます。

現場では、解体工事も始まっており、いよいよスタートしているのかなと思いますが、用地取得、建物補償については、全て終了しているのか、まず伺いまして、1回目の質問を終わります。

○社会教育課長（野嶋正人） おはようございます。それでは、川越議員のたるみずスポーツランドについての御質問にお答えいたします。

まず、オープン予定についてでございますが、たるみずスポーツランドのオープンは、10月1日を予定いたしております。また、オープニングイベントにつきましては、同じく10月1日に記念式典終了後に開催する予定でございます。

オープニングイベントの開催趣旨といたしましては、今回の施設改修の目的が、多目的な用途にあわせて、安心・安全な環境で活動や交流できる施設として、また、スポーツに広く親し

んでもらえる施設となりますことを目指しておりますことから、さまざまなデモンストレーション競技などを行うよう計画いたしております。

具体的な内容といたしましては、式典終了後に、まず、外周603メートルのウォーキングコースを参加者の皆様に歩いていただこうと考えております。

次に、サッカーのデモンストレーション試合を行います。特にサッカーで一生懸命頑張っている垂水市内の子供や中学校の生徒の皆さんの夢を叶えるために、第1試合目は、市内小学生チームと鹿児島実業サッカー部、第2試合目は、市内中学生チームと同じく鹿実サッカー部との親善試合を計画いたしており、第3試合目は、鹿実サッカー部の皆さんによる紅白試合で、本格的で実践的な試合をご覧いただけるよう計画いたしております。

このサッカーのデモンストレーション試合終了後には、たるみずスポーツランドのフィールドを本城川沿いからA、B、Cの3ブロックの3面に分けまして、各種競技を行う計画でございます。

まず、Aブロックでは、ちびっこサッカー大会として、市内の幼稚園、保育園の中から秋の行事で忙しい中、2つの園の園児たちが、各2チーム、計4チームでかわいらしくミニサッカーで芝生の上を駆け回っていただきます。

また、同じく真ん中のBブロックでは、記念式典においでいただきました参加者の皆様が、自由に参加いただけるグラウンドゴルフ競技を計画しております。グラウンドゴルフの競技を通してさわやかな風と施設環境を堪能していただこうと考えております。

また、市体育館側のCブロックでは、ソフトボールのデモンストレーション試合を垂水市内の少年ソフトボールチームと市外の少年ソフトボールチームとで行っていただく予定でございます。

なお、A、B、Cの3ブロック3面での競技は、同時進行で行いまして、たるみずスポーツランドの多目的な利用形態を実感していただこうと考えております。

このように、さまざまな利用形態のスポーツ競技や試合を、来場者の皆様に見学や体験をいただき、また、スポーツ競技の試合等に参加していただく団体や選手の皆さんにも、たるみずスポーツランドの施設のすばらしさを体感していただき、今後の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

なお、議員の皆様には、記念式典への御案内を差し上げていただいておりますが、あわせてオープニングイベントも御見学、御体験いただければ幸いです。

以上でございます。

○税務課長（楠木雅己） 川越議員の税務行政についての御質問にお答えいたします。

地方税法第317条の2では、市町村内に住所を有する者は、原則として毎年3月15日までに総務省令で定める申告書を1月1日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければならないとされております。ただし、給与所得及び年金所得以外の所得のない方、または前年の所得税についての確定申告書が提出された方等については、申告義務が免除されることとされております。

御質問の平成29年度市県民税申告の期間につきましては、平成29年1月31日から3月15日までの実質32日間、申告会場につきましては、市内の振興会長さん宅、自治公民館、地区公民館、市民館、市役所本庁の計23カ所となっております。

申告の方法は、申告の必要な方、申告の必要のない方、受け付け期間、場所、申告に必要なもの、申告書の郵送先、問い合わせ先、申告書記入例を詳細に記載した申告の手引きと申告書を対象者と思われる方へ事前に送付するととも

に、振興会の回覧や広報誌、ホームページでも周知し、申告をお願いいたしております。

申告当日は、手引きに記載してある申告に必要な書類等を持参いただき、パソコン上で昨年の申告内容と比較した上で提出していただいた帳簿等に基づき原則5人の市民税系の職員で1人当たり10分から30分程度の聞き取り等で申告を受けております。この申告期間で、職員が申告をとった申告者数は実績で2,085名となっております。

以上でございます。

○市民課長（和泉洋一） 消費生活相談の現状と活動、本市の相談実態についての御質問にお答えします。

垂水市消費生活センターは、平成23年度に設置され、市民からの消費生活に関する相談及び苦情について年間100件前後の相談等を受けております。

議員御質問の相談内容につきましては、販売購入形態で分類いたしますと、テレビショッピング等の通信販売による相談、不用品や貴金属買い取りなどの訪問購入に関する相談、光回線などの電話勧誘販売による相談が多く寄せられております。

また、販売ではない相談、例えば注文していないものが宅配便で届く。個人情報を出そうと不審な電話などの相談も多数寄せられているところでございます。

相談者の年齢層につきましては、平成28年度垂水市消費生活センターに91件の苦情が寄せられておりますが、一番多かったのが50歳代の13件で、全体に占める割合は14%でございました。

次に多かったのは70歳代の12件、13%、80歳代の11件、12%、30歳代の10件、11%となっております。

なお、警察等の関係機関からの相談や情報提供のみにより、年齢不明と分類したものが24件、26%ございますが、年齢層を問わず苦情が寄せ

られているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 川越議員の御質問でございます。南の拠点用地取得の状況につきましてお答えをいたします。

南の拠点整備エリア全体の対象者は、登記名義人ほか法定相続人を含めまして50筆、67人、このうち本市の施行計画エリア内の対象者は40筆、64人でございます。

土地売買契約の締結状況でございますが、9月8日現在35筆、61人と契約締結の途中で、残り5筆が交渉が難航しているところでございます。

また、本市の施行計画エリア内の建物補償でございますが、対象物件4件全ての所有者と建物補償の契約が成立し、8月17日から順次解体工事が始まっている状況でございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。それでは、一問一答方式をお願いいたします。

まず、たるみずスポーツランドについてであります。

オープニングイベントの計画について答弁がりましたが、ウォーキングコースを活用しての歩こう会、幼稚園や小中学生、高校生によるサッカーやソフトボール、さらには、グラウンドゴルフ大会など多くの競技が計画されているようです。

当日は、天候に恵まれて、多くの市民の皆さんとオープンをお祝いしたいものでございます。

それでは、2回目の質問ですが、この施設は、いろいろな目的のもとに改修をされましたが、まずは、子供から大人まで多くの市民がスポーツを楽しんだり、体力づくりや健康増進のために利用されることを願っております。

そこで、オープニング記念の取り組みとして、施設使用料を無料化し、開放することで市民に親しまれる施設となると思いますが、そのよう

な考えはないか、また、あるとすれば、どのぐらいの期間を考えているのか、伺います。

○社会教育課長（野嶋正人） それでは、川越議員の御質問にお答えいたします。

記念事業としての施設使用料の無料化についてでございますが、社会教育課といたしましても、より多くの方にいち早く気軽に施設を体験していただきまして、また、御利用いただくことにより、市民の皆様が親しんでいただきますように、あわせて今後の利用促進につなげてまいりたいと考えておりますことから、本年12月末までの3カ月間は、垂水市内外を問わず、利用団体、グループの方の使用料を無料とし、また、垂水市内の利用団体グループの方に限り、さらに3カ月延長し、オープンから計半年間明けて、年度末の3月までは市内の皆様には使用料を無料にする予定でございます。

なお、施設利用の受け付けに当たりましては、市内の利用団体、グループの方を優先したいと考えております。

なお、たるみずスポーツランドの使用料そのものにつきましては、本年の3月議会で議決をいただきましたが、旧陸上競技場と同程度であり、また、減免規定の適用も以前と同様に行いますことから、使用料無料の期間終了後も芝管理作業の期間を除きました期間は、利用者の皆様にとっては従来と変わりなく御利用いただけますことを広報してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 オープニングから半年間無料開放する計画があると答弁がありました。ぜひ無料開放し、多くの市民に利用していただくことが整備をした目的であり、施設のよさを感じていただき、市民の憩いの場所としていただきたいと思っております。

そこで伺います。華やかなオープニング後の施設の利用計画が重要であると思っております。施設

整備をして利用率を上げていかなければ、整備した意味を市民に問われるかと思っております。オープン以降、どのような競技の利用計画や利用者からの申し込みがあるのか伺います。

○社会教育課長（野嶋正人） 川越議員の御質問にお答えいたします。

オープン後の施設の利用計画につきましては、まず10月4日には、垂水市主催のグラウンドゴルフ大会、10月7日から9日までは、九州管内の18の高校が集うサッカー大会、10月22日には市民体育祭を、たるみずスポーツランドのお披露目も兼ねて、また、社会体育の関係者の方や地区公民館の皆様の関係者の御理解をいただきまして、プログラムの内容につきましても、たるみずスポーツランドの施設に合った内容に変更し、開催する予定でございます。

また、毎月第3日曜日は家庭の日でありますことから、大きな大会等がない限り、一般の皆様が無料開放し、家族や保護者等のグループの方に御利用いただくことを考えております。

なお、今回施設の利用案内のパンフレットも新しく準備いたしましたので、施設の有効利用や利用者の増につなげるべく、有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 いろいろと利用の申し込みが市内外からあるようですが、市民の方々の憩いの場所とあわせて、交流人口を増やす意味からも、この施設を県内外のスポーツ団体等にPRし、利用率を高めていく必要もあるかと思っております。最後に将来を見据えた今後の展望があればお答えいただきたいと思っております。

○社会教育課長（野嶋正人） それでは、川越議員の質問にお答えいたします。

将来を見据えた今後の展望についてでございますが、このたるみずスポーツランドの活用につきましては、今回の施設の改修内容が競技人口の多いグラウンドゴルフやサッカー、ソフト

ボールなどの競技や、外周603メートルのウォーキングコースも整備しますことから、利用者の多目的な利用に対応できるように、また、市民の皆様がいつでも、どこでも、いつまでも生涯にわたってスポーツに親しみ、体力の向上と健康の保持増進を図れるようにという目的が達成することを目指しております。

このことから、たるスポの改修目的が将来にわたっても実現され、従来よりも多岐にわたり利用促進を図れるように運営してまいりたいと考えております。

また、市民の皆様や利用団体の皆様により安全で、安心して利用していただけるように、さらに、より便利で快適に利用しやすい活動の場として、また、憩いの場として身近で楽しい施設になりますように努めてまいります。

あわせて水産商工観光課とも連携し、スポーツ団体の合宿の誘致活動にも力を注いでまいりますとともに、広域的な大会等の開催や誘致を図り、より利用者の増加を図れるよう運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。ぜひともにぎやかなオープニングを実施していただきたいと思っております。

次に、税務行政についての2回目ですが、私は決して税務課の申告の仕方、取り方について疑問を持っているわけではありません。毎年きちんと申告される方々がいらっしゃる一方で、申告をされていない方々もおられると聞いております。

そこでお聞きいたします。本市の全体の申告者数と未申告者数と未申告者の実態と原因、要因はどこにあると考えておるか伺います。

○税務課長（楠木雅己） 未申告者についての御質問にお答えいたします。

平成29年度市県民税等の全ての申告者数のうち、給与支払い報告書や年金支払い報告書、確

定申告書等で申告なされた方々を除く申告義務者数は3,372名であり、このうち平成29年8月31日現在での未申告者は37名となっております。

未申告者の実態と原因はどこにあると考えているかとの御質問でございますが、担当が訪問し、説明しても申告は必要はないなど、面会を拒否される方や、不在のため差し置きをしても連絡のない方、または、当日書類がそろわず、後日申告の約束をしても申告されない方、居住実態のない方などさまざまでございます。

このように、申告意識の低さ等が考えられますが、申告の必要性について、粘り強く説明、説得をし、申告をしていただくよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。未申告者の実態はわかりましたが、しっかりと申告されておられる方々の不信感を持たれないために、未申告者対策についてどのような取り組みをされているのか、伺います。

○税務課長（楠木雅己） 未申告者対策についての御質問にお答えいたします。

未申告者対策といたしましては、申告期間終了後、未申告者に対しまして5月と6月の2回にわたり、文書にて申告の勧奨をいたしております。

その後、8月14日から25日までの2週間にわたり未申告者に係る実態調査を実施し、職員が本人と面談を行うことで未申告者の申告意識の啓発を行っております。

この期間の訪問者数は69名で、うち26名の申告がございました。8月31日現在では37名が未申告の状態でございます。

先ほども答弁いたしましたが、未申告者につきましては、面会を拒否されたり、不在のため差し置きをしても連絡のない方、または、当日、書類がそろわず、後日申告の約束をしても申告されない方、居住実態のない方など、さまざま

でございます。

未申告者につきましては、国民健康保険税の軽減措置や国民年金の免除を受けられなくなり、公営住宅や保育園等の手続に必要な所得証明書などが発行ができなくなるなどのデメリットを説明し、申告に応じていただくよう努めているところではございますが、未申告者の解消には至っていないのが実情でございます。

なお、未申告者に係る実態調査により、居住実態のないと思われる方につきましては、後日、市民課へ実態調査を依頼し、調査の結果、確認が取れば、住民票の職権削除を行っております。

重複いたしますが、粘り強く申告の必要性を説明し、申告をいただくよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

○川越信男議員 ささまざまな要因はあるかと思いますが、公平公正な税務運営を行われるのが税務課の仕事だと思います。適正な申告による適正な納税を期待して、未申告者対策に重点を置いていただきたいと思います。

そこで、28年度徴収率の前年度比較と、徴収率向上の取り組みについてであります。徴収率の科目ごとについてと、徴収率向上の取り組みについてお聞きいたします。

○税務課長（楠木雅己） 徴収率向上の取り組みについての御質問についてお答えいたします。

まず、税目ごとの徴収率でございますが、市民税につきましては、平成27年度が95.66%、平成28年度が96.51%、対前年比0.85%の上昇、固定資産税につきましては、平成27年度が92.32%、平成28年度が93.82%、対前年比1.50%の上昇、軽自動車税につきましては、平成27年度が92.59%、平成28年度が94.49%、対前年比1.90%の上昇、市たばこ税及び入湯税につきましては、各年度とも100%でございます。

市税全体では、平成27年度が94.29%、平成

28年度が95.41%、対前年比1.12%の上昇となっております。

次に、徴収率向上の取り組みでございますが、平成25年度に鹿児島県国民健康保険団体連合会による国民健康保険税収納率向上アドバイザー派遣事業を導入し、滞納整理の強化を行いました。

また、県下19市で構成されます都市税務協議会や先進地視察で研修を深めたこと、さらには税務署及び県との連携を図るなど、取り組んできたところでございます。

具体的な取り組みにつきましては、平日、昼休み時間の窓口開放及び毎週木曜日の夜間窓口の開設、嘱託徴収員による定期的な訪問徴収、一斉催告書等の発送、滞納者に対する厳正な滞納処分を実施いたしております。

また、滞納処分までの経緯でございますが、まず、納期内納付がない場合は、20日以内に督促状を発送し、それにもかかわらず納入のない方につきましては、早期納入を促すため、年4回の催告書の発送及び、それに伴う夜間窓口の開設も行っております。うち1回は、県との合同催告も実施いたしております。

このような処理を行った後、分納相談等のない滞納者につきましては、実態調査の上、給与、預金等の差し押さえ等の滞納処分を実施いたしております。

なお、本年度からは差し押さえ動産のインターネット購買にも取り組んでおります。

今後もこれらの取り組みを強化し、新しい滞納者を未然に防止することや、滞納繰り越しとなっている滞納者につきましては、新たに賦課される現年度の納税を徹底することで、滞納の累積化を防止することの2点を目標に市民の納税意識を高めながら、徴収率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ぜひとも適正な申告、徴収率

の向上を目指し、歳入確保に努めていただきたいと思います。

次に、消費生活相談ですが、本市の相談実態の中で、いつも被害に遭われるのが高齢者の方々ではないかと思えます。県内の事例も答弁いただきましたし、マスコミ、警察等が報道しますが、なかなか減少しません。

そこで、高齢者の方々の被害等で具体的な事例はどのようなものがあるか、お聞きいたします。

○市民課長（和泉洋一） 高齢者の被害事例についての御質問にお答えします。

光回線の相談では、電話料金が安くなると言葉巧みに説明され、光回線に変更することにより、逆に今までより電話料金が高額になったとの相談がありました。

インターネットは使用されない高齢者であり、消費生活センターから代理店の説明不足と強引な勧誘を指摘し、従来の安価なアナログ回線に戻すことができました。

また、消火器は要りませんかと、突然業者が訪問し、購入したが、業務用の消火器で重たく、いざというときに使えそうもないので返品したいとの相談もございました。

この事例では、購入直後であったため、クーリングオフについて説明し、クーリングオフのはがきを記入送付し、消火器は返品、お金も返してもらうことができました。

2つの具体例を挙げて御説明いたしましたが、このように、特に高齢者をねらって必要ではないものを強引に購入を迫り、契約をさせるケースがあるようでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。相談内容や被害事例等を踏まえ、今後の対策をどのように考えておられるか、防止対策の考えをお聞きいたします。

また、高齢者被害対策については、福祉課と

の連携も必要かと思いますが、相談体制の検討をお願いしたいのですが、どのように考えておられるか、伺います。

○市民課長（和泉洋一） 防止対策・相談体制についての御質問にお答えします。

平成29年度におきましては、7月までに9回公民館等に出向き啓発活動を行いました。うち6回は出前講座としまして、高齢者の皆さんに悪徳商法被害防止のための説明を行っています。

また、3回は市民が集まる会議等において、途中時間をもらい、啓発活動や消費生活センターの活動を紹介しているところでございます。

その他、県補助金を活用して、平成28年度は高齢者への啓発等をしまして、悪質商法に注意を促すカレンダーを福祉課等とも連携いたしまして老人クラブを通じて配付いたしました。

1年間カレンダーをめくることにより、いろいろな手口を紹介できることから、被害防止に役立っているものと考えております。

また、12月には、悪質商法にだまされないためのパンフレットを家族等が集まることの多い年末年始時期の話題になるようにと全世帯に配付したところでございます。

次に、小中高校生の対策としまして、「これさえ読めばネットトラブル怖くない！」と題したパンフレットを市内小中学校及び垂水高校に配付し、児童生徒だけでなく、保護者に対しても注意喚起を行っております。

なお、平成29年度においても、同補助金を活用して、被害防止を図る事業を実施していく予定でございます。

次に、市の相談体制についてでございますが、垂水市消費生活センターでは、資格を持つ嘱託相談員1名を雇用して対応に当たっております。相談員が研修等により不在の場合は、市職員がかわりに対応しておりますが、困難なケース等につきましては、県センターに問い合わせながら相談を受けているところでございます。

業者は、日々新しい手口を使ってまいりますので、高齢者や若者など、全ての市民が悪質商法による被害を受ける可能性があります。今後も消費者が不利益をこうむらないように啓発に努めるとともに、適切、迅速な相談業務を心がけてまいります。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

それでは、最後の南の拠点整備事業について2回目の質問をいたします。

1回目でお聞きいたしました用地交渉と建物補償の進捗状況については理解いたしました。用地については難航しているところがあることですが、造成工事にも影響するかと考えられます。契約の見込みがあるのか。なければ、どのような対応を行う予定なのか、伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 土地売買契約が難航していることに対する造成工事等への影響につきましてお答えをいたします。

土地売買契約が難航している土地は現在3件、筆数では5筆でございます。

1件目ですが、事業同意はいただいておりますけれども、売買に対する合意がいただけない状況がございます。対応でございますけれども、引き続き交渉を粘り強く継続していきたいと考えているところでございます。

2件目、1筆でございますけれども、一部相続人と交渉ができない状況となっております。対応でございますけれども、現所有者がいらっしゃいますので、その方と調整をしながら、解決ができるよう進めているところでございます。

3件目、3筆でございますけれども、相談人と事業説明及び土地の売買交渉を粘り強く行っておりますけれども、事業同意及び契約が非常に難しい状況となっております。

対応でございますが、今後も粘り強く交渉を行ってまいりたいと思っておりますけれども、代替地の活用と対象エリアからの除外を含めま

して検討しているところでございます。

造成工事等への影響につきましては、工事進捗に影響を与えないよう開発行為許可申請エリアを2工区に分割をし作業を進めているところでございます。この工区割についてですが、エリア中央の水路で分割をしており、この水路より北側は土地の売買契約を全て終了していることから、先日、開発行為申請を行ったところでございます。

なお、造成工事につきましては、開発行為の許可が下り次第、着工を予定しておりますけれども、計画的な発注を行い、建築工事等に影響がないよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 用地交渉、造成工事の状況ですが、工区を2つに分けて開発行為、許可申請を行うなど工夫されていることは理解しました。

用地交渉についても、難しいところもあるようですが、事業推進のためにも思い切った判断を行うことも必要かと思えます。

本事業は、地方創生を実現するための事業です。地方創生は、一刻の猶予も許されない危機感のもとで前進させていかなければならないとの方向性が示されています。

一方で、法令を遵守しながら、必要な手続を確実に行うことが重要です。今後も関係機関と連携を密にして、確かな事務手続を効率的に行っていただきますようお願いいたします。

次に、PFIについて質問いたします。

9月1日の全員協議会で、企画政策課からPFI事業の事業候補者の決定、提案された事業者等の説明がありましたが、審査会の様子、例えば、提案事業者の熱意等は感じられたのか、審査会の委員長である副市長に伺います。

○副市長（長濱重光） PFI事業に係ります審査会の様子、提案事業者の熱意は感じられたのかにつきまして、垂水市南の拠点整備事業に係る民間事業者選定委員会委員長を務めており

ますので、私のほうでお答えをいたします。

P F I 事業提案に係る審査会は、ホームページで公表されております募集要綱、業務要求水準書並びに事業候補者決定基準に基づきまして去る8月21日に学識経験者2人を含みます垂水市南の拠点整備事業に係る民間事業者と選定委員会で審査をいたしました。

初めに、事業提案者のプレゼンでございますが、設計、建築、維持管理、運営の事業者代表など8名の御出席のもと、大変熱意のある理路整然とした御説明をいただき、その内容は非常にわかりやすいものでございました。

説明の内容を具体的に申し上げますと、設計、建設に関します事項でございますが、利用者の視点に基づくわかりやすいゾーニングや錦江湾の美しい景色を最大限に生かした敷地利用計画を御提案いただきました。

次に、維持管理に関する事項でございますが、P F I の事業実績があり、また、I S O——国際認証に基づき、安心・安全・快適な施設づくりに資する維持管理の考え方、さらに、予防保全的修繕と事後保全的修繕の組み合わせによります費用対効果を意識した修繕計画の必要性を御提案いただきました。

また、事業計画に関する事項につきましては、本市の考え方をよく理解された上で実施体制や資金調達、計画等を御提案いただいたところでございます。

さらに地域貢献に関する事項につきましては、建設時点から地元企業を活用していくこと、さらに地域雇用の創出、地域経済の活性化に努めていくことを御提案いただきました。

さらにまた収益、サービスに関する事項でございますが、6次産業化に対する市内事業者のニーズに応えるため、販売する場所の確保と展開策について、施設サービスの魅力ある提案がございました。

このようなプレゼン内容に加え、資料の完成

度、さらにはプレゼンに臨む姿勢から、自分たちの技術力を生かして、垂水市を盛り上げていきたいという意気込みや情熱、本気度を委員一同感じられたものと思っております。

その後、委員それぞれが提案書やプレゼン内容を総合的に審査し、採点いたしました。平均103.4点と、事業候補者決定基準であります75点を大きく上回っていたことから、最適任者として選定をしたところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 最後ですが、P F I で整備される建物は、南の拠点のシンボルになるものです。透明性と公平性を確保した事業進捗で、P F I の特性である民間活力を活用した効率的な運営と質の高い公共サービスが提供できるように事業を進めてほしいと思います。

今回の事業候補者を決定した決め手をどのように分析しているのか、同じく副市長に伺います。

○副市長（長濱重光） P F I 事業候補者決定の分析につきましてお答えいたします。

今回の事業候補者決定のプロセスは、事業提案書を垂水市南の拠点整備事業に係る民間事業者と選定委員会で審査をしていただき、その結果を市の最高意思決定機関であります垂水市経営会議で報告をし、事業候補者を決定したものでございます。

経営会議での報告では、施設のデザイン設計も大きな関心ではありましたが、今回の事業候補者決定基準の中で特に重要視し、ポイントでありました地域貢献に関する事項の確認が中心となりました。

この拠点施設は、地域経済の活性化、つまり市全体の稼ぐ力の向上を実現するために必要な施設であり、このことは事業候補者決定基準においても配点を高く設定するなど、重要視していたところでございます。

特に、御提案いただきましたキッチンスタジ

オや販売スペースの確保や地域資源の付加価値向上や商品の売り方の工夫、さらには成功事例の共有や専門家のアドバイスなど、民間視点によるさまざまなアイデアが施設全体の魅力アップにつながるなど、経営会議におきましても高い評価が得られたところがございます。

このように、PFI事業の特色であります設計から運営まで、民間のアイデア、ノウハウを活用した形で全体的に高いレベルで御提案をいただき、そして、本市が重要視した地域貢献に関する事項につきましても、具体的で実現性のある提案であったことが事業候補者決定の決め手になったと分析をいたしております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。早期のオープンを目指して頑張っていたかと思えます。

これで質問を終わります。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。次は、11時35分から再開いたします。

午前11時23分休憩

午前11時35分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、おはようございます。質問に入る前に、昨日、大きいビッグニュースがございました。本日付の南日本新聞ですけれども、全国和牛能力共進会宮城大会第11回が9月7日から11日開催されました。この部分で全9区あるわけですけれども、4区の部分で、4部門で鹿児島県が1席をとりました。宮崎県が1席を3つ、大分が1つですね。開催地である宮城は1つということで、鹿児島島の完全制覇ということで、宮崎の3連覇をとどめまし

て団体優勝という部分で大変うれしいことだと思っております。

また、これ関係者一同だけではなくて、1面トップになったということは、それだけ経済効果、県内における経済効果があるということだと私は考えております。

通告はしていないんですけども、今回の場合は、垂水からも牛が出ました。懸垂幕が出ております。ありがたいことで、上市木にお住まいの笠木ヒサ子さん、後継者もきちっとおられます。この方の牛が2席ということで健闘していただきました。大変ありがたいことでございます。垂水の牛の名声を高めていただいたということで感謝申し上げます。

それとまた、市職員も、農林課振興係の職員も時間外に全共出品が始まってから、朝晩2時間半、5時間、引き運動をしていただきました。お手伝いしていただきました。本当に心から感謝申し上げます。

ただ、5年後、鹿児島県霧島市で、またこの大会が開かれます。今回の場合は、笠木さんがたまたま垂水市の品評会に出していただいた。それからは、とんとん拍子に進みまして、ブロックとは言わないんですけども、埋もれた原石を磨いて磨いて2席という結果が出たわけですね。

それでまた片一方、審査の基準、市長もおわかりのとおり、例えば、生産部門については、分娩間隔であるとか、あと枝肉の部分については、肉のうまみ成分、サシだけではなくて、BMSだけではなくて、実際8区でも宮崎県の脂肪交雑は11番だったんですけども、鹿児島はやつは12番でした。でも、逆転現象が起こって、旨味の成分、オレイン酸、不飽和脂肪酸の部分で負けてしまった。それで1席と2席が逆転したということがあります。

5年後の全共を見据えて、今度は地元開催でございますから、また、2連覇果たしていかな

ければいけない。そのことが、やはり本市だけにとどまらず、鹿児島県全体の経済の浮揚効果を果たしていけると思っております。

この部分について、通告はしておりませんが、きょうは質問が大項目1つでございますので、時間が余ると思っておりますので、市長、通告はしていませんが、答弁いただけるなら、5年後の全共を見据えて、どのような形でまた垂水の牛を全共の大会に導いていくのか、体制を含め、その辺も含めて、最後答弁いただければありがたいと思っております。通告していませんので強制はいたしません。よろしく申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

昨年4月1日より障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律は、障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的として制定されました。

行政機関や民間事業者に対し不当な差別的取り扱いを行ってはいけないと法的義務が課されるとともに、行政機関には法的義務、しなければならないの対しまして、民間事業者は、努力義務、実施に努めるという違いがあります。

その施行を受けての本市の取り組み状況と問題点、今後の対応について質問してまいります。

まず、本市公共施設のバリアフリー化、障害者用トイレ、点字ブロック等の設置状況、問題点、今後の対応について、各担当課長答弁ください。

総務課長には、市職員に対する対応要領の内容と、職員研修の具体的な取り組みについて答弁願います。

福祉課長には、障害者差別の相談窓口がどうなっているのか。直近の相談の件数、また、今後どのように相談窓口の充実を図り、問題を解決していくのか、答弁ください。

最後に、学校教育での障害者差別を解消する

学習の現状と問題点、今後の取り組みについて学校教育課長に答弁願います。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） すみません。感王寺議員から私のほうへ全共についての御質問がありましたので、冒頭答弁をさせていただきたいと思っております。

今回、宮城県で開催をされたわけでありまして、私も10年前の鳥取大会以来、2回目現地に赴いて応援をさせていただきました。

先ほど感王寺議員がおっしゃったように、この大会の大変さ、すごさ、さらには我々の職員も含めて関係の皆さんが一生懸命努力をして最高の結果が出たということは、私も大変うれしく思っているところでございます。

きょう、あしたで牛を育てられるものではありません。何年、何十年という思いの中で、皆様が最終的にはここを目指しながら頑張られるわけでありましてけれども、何万頭、何十万頭という牛の中で鹿児島県からは30頭という、その中に1頭垂水からの牛が選ばれて全体の2席という、大変すばらしい成績でありまして、15年ぶりということでありました。

これまで2回団体賞は宮崎がチャンピオンということでありましたけれども、さまざまな評価項目の見直しや、さまざまな研究努力を重ねて、我々としてはこれまでもナンバーワンであるというふうに思っておったところでありましてけれども、客観的な評価をいただけたということは、大変ありがたかったなというふうに思っております。

そして、今後のことについてということでありましてけれども、今回は、先ほど感王寺議員がおっしゃったような形で、ある意味、タイミングよくといいますか、原石を発見していただく形で出品ができたわけでありましてけれども、じゃ5年後同じような形で、そう簡単に出場できるものではありませんので、垂水市も畜産業界

においては、若い後継者の方がいっぱいいらっしゃいます。また、この業界の未来は明るいうふうな思っておりますので、しっかり環境整備、戦略を練りながら、また、いろいろ御相談しながら、どういうハード・ソフトの対応をしていけばいいのかということをお考えさせていただきたいと思っております。

来年は、垂水市も60周年、あるいは西郷どん、さらにはオリンピック、そして、国体という、この年に日本一というのがとれたということは、先ほど号外が出ましたけれども、いろんな意味でこれからプラスの波及効果大きいと思っておりますので、その波にしっかりと乗っかって、生産者がしっかりとそこに参画できるような仕組みをつくっていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 感王寺議員の御質問にお答えいたします。

土木課で管理しております公共施設のバリアフリー化の現状でございますが、まず、公園などにあるトイレは、牛根境鉄道記念公園や荒崎パーキングなど、市内の公園の9カ所にトイレが設置してありますが、このうち宮脇公園など3カ所に身障者用のトイレが設置してございます。

現在、中央運動公園陸上競技場を改修工事中でございますが、その中でトイレの新築工事も発注しているところでございまして、新設のトイレにつきましては、身障者も使用可能な多目的トイレを計画しているところでございます。

また、新たに改修工事を推進しているスポーツランドの南側観覧席につきましても、高齢者、障害者の移動と円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例に基づき、車椅子でそのまま進入できるようにスロープを設け、また、手すりも設置するようになっております。

体育館の内部改修につきましても、車椅子で入れるような計画となっております。なお、体

育館内にあるトイレも、現在、身障者用は1カ所ございますが、さらに利用しやすいように多目的トイレとして改修し、一般用のトイレも男女ともに大便器を和式から洋式に改修する計画としております。

次に、市営住宅についてお答えいたします。

市営住宅につきましては、新城大浜団地の平屋4戸及び2階建て4戸がバリアフリー対応で、玄関、浴室、トイレに手すりが設置され、室内の段差も解消されており、2階建ての4戸については、階段に手すりが設けられております。

また、元垂水団地中央棟には、身障者対応の住宅が2戸あり、浴室、トイレの手すりの設置に加え、玄関までのスロープ、玄関から室内にかけての段差も解消され、車椅子での生活が可能となった構造となっております。

その他の市営住宅では、建設年度が古く、バリアフリー対応とはなっておりませんが、建て替え予定の中之平団地につきましては、建て替え後の住宅はバリアフリー対応で計画しております。

次に、定住促進住宅につきましては、定住水之上団地に車椅子での生活が可能な住宅が2戸ありますが、他の部屋や定住錦江町団地の部屋はバリアフリー対応とはなっておりません。

定住促進住宅の1戸建ての団地、第2二川団地4戸、第2海潟団地2戸、第2新城麓団地6戸でございますが、これらの住宅は、バリアフリー対応の住宅となっております。

以上でございます。

○財政課長（野妻正美） 感王寺議員の御質問にお答えいたします。

全国の官公庁施設のバリアフリー化は、厚生省が公共施設の出入り口のスロープ化、自動ドア化、障害者用トイレの整備や公共施設、公園等に車椅子を配備するよう昭和48年に身体障害者福祉モデル都市設置要綱を定め、建設省からは歩車道段差切り下げ、誘導ブロック指針が出

されております。

昭和56年2月には、建設省が策定した官庁営繕における身体障害者の利用を考慮した設計指針をもとに、今日まで生活環境整備のための建築設計基準により全国で庁舎窓口業務を行う公共施設について所要の措置を講じるよう要請されております。

本市の庁舎の整備状況につきましては、記録が残っておりませんが、恐らく先ほど述べた当時の厚生省が策定した身体障害者福祉モデル都市設置要綱に基づき、公共施設の出入り口のスロープ化や玄関の自動ドア化、障害者用トイレを整備し、正面玄関のスロープは昭和48年以降に整備したものではないかと思われまます。

正面玄関スロープは、その後、平成6年に高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、いわゆるハートビル法が制定され、スロープの角度や幅などの基準が示されたことにより、以前より幅を広くした改修を行いました。

平成5年には、庁舎新館の新築にあわせて本館トイレ全てにおいて全面改修を行いました。同時に、正面玄関近くにあります1階トイレの隣に車椅子対応の障害者用トイレを新たに整備しております。

男子トイレの小便器は、幼児や児童など、身長の高い子供も利用できるよう小便受け口の高さが35センチメートル以下の低リップ型にし、平成23年には、1階女子トイレ内に赤ちゃんのおむつ交換ができるよう、おむつ交換台も設置しております。

また、平成18年6月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法が制定されたことに伴い、平成19年5月、市役所正面駐車場に障害者駐車場を整備し、あわせて市民から要望が多かった正面玄関から2階、3階へ昇降する階段に片方しかなかった手すりを両方に設置しております。

平成25年1月には、同じく市民から要望があった正面玄関にも手すりを設置しております。

そのほかにも、足が不自由な方用として、正面ロビーに車椅子の配置、相談窓口にも車椅子等の来客者対応のためのローカウンターを設置や老眼鏡の配備、聴覚障害者補助として筆談ボードを各課に配付したりしております。

以上のとおりですが、現在の庁舎は、昭和33年建築と当時の建築基準で建てられている中で、バリアフリー新法に示してあります建築物移動等円滑化基準に基づき整備してきております。

しかし、庁舎は古い建物のためバリアフリー化できないものがあるのが現状です。今後、建設予定である新庁舎につきましては、高齢者や障害者等の弱者を区別しないで、全ての人が利用可能な環境づくり、いわゆるユニバーサルデザインは当然検討されるものと考えております。現在の庁舎について改善すべき点があれば関係課と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） それでは、感王寺議員御質問の社会教育課所管の施設等の状況等についてお答えいたします。

まず、社会教育分野の所管施設のうち、まず、市民課のバリアフリーにつきましては、1階部分はフラット化しておりますが、2階へは階段を利用させていただいております。障害者用トイレにつきましては、1階に設置しておりますが、2階にはございません。

次に、市民館併設の垂水地区公民館を除く8地区公民館のバリアフリーにつきましては、1階出入り口の段差がない地区公民館は、柘原、新城、牛根地区の各3地区公民館となっておりますが、2階へは全ての館において階段を利用させていただいております。

障害者用トイレにつきましては、各地区公民館とも設置はいたしておりませんが、洋式トイレを全地区公民館に設置いたしております。

また、大野自然学校につきましても旧校舎を利用しました施設でありますことから、1階部分はフラット化しておりますが、2階へは階段を利用していただいております。なお、障害者用トイレはございませんが、洋式トイレは設置いたしております。

次に、文化社会体育関係の施設のうち市文化会館と市体育館は、スロープを設置し、バリアフリー化を図っており、障害者用トイレも設置いたしておりますが、市体育館及び市文化会館とも2階へは階段を利用していただいております。

その他、中央運動公園にあります平屋の施設であるキララドーム内及び野球場前にある屋外トイレにつきましては、障害者用トイレを設置しております。なお、中央運動公園内は、点字ブロックを設置しておりません。

次に、市立図書館でございますが、1階部分はフラット化しておりますが、2階へは階段を利用していただいております。障害者用トイレにつきましては、1カ所設置しております。点字ブロックについては設置してございません。

なお、今後の対応についてでございますが、図書館を例にいたしますと、視覚障害のある方への配慮といたしましては、点字資料大活字本及び読書用拡大鏡を設置しております。また、本年度は、聴覚障害のある方からのリクエストにより、NHK雑誌「みんなの手話」を定期購入し閲覧に供するなど配慮させていただいております。

このように、社会教育課といたしましても、施設及び業務運営の面で障害のある方の要望を今後もお聞きしながら、また、関係課とも協議をしながら共生する社会づくりに向けて改善を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（池松 烈） 感王寺議員の小中学校施設のバリアフリー化、障害者用トイレ、

点字ブロック等の設置状況と今後の対応につきましてお答えいたします。

設置状況につきましては、小学校におきましては、これまで障害のある児童の入学時や児童の障害の程度の状況に応じ、段差の解消、スロープの設置、階段等の手すりの設置、トイレの洋式化、広さの確保、パーテーションパネルの設置などの改修、それから、シャワー設備の設置を含めた特別支援教室への改修など、中学校におきましても同様の改修を図るとともに、御存知のとおり、エレベーターの設置を行い、障害のある児童生徒がより快適に学校生活が過ごせるよう対応を図ってきたところでございます。

しかしながら、児童生徒の状況に応じた個別での対応となっており、全ての障害へのきめ細やかな対応には至っていない状況でございます。

また、学校を訪れていただく障害のある保護者の方々を初め一般の方々に対しましては、各学校の先生方の共通理解や御配慮により適切な対応をさせていただいているのが実情でございます。

今後の対応につきましては、今までどおり、障害のある児童生徒の入学時や児童生徒の障害の程度の状況に応じ、関係課を初め、各学校と連携調整を図りながら、ソフト面、ハード面から整備を図っていきますとともに、平成32年度までに策定を求められております学校施設の長寿命化計画との整合性を図りながら、文部科学省の学校施設バリアフリー化推進指針を踏まえた整備を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） 障害者差別解消法に関する職員対応についてお答えいたします。

障害があってもなくても、誰もが分け隔たられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように、差別を解消して、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的

として、障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、本市においても職員が法律にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を実施するために、垂水市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を平成29年1月1日に策定いたしました。

この要領において、見えない、聞こえない、歩けないといった機能障害を理由にして、区別や排除、制限をすること。車椅子や補装具、盲導犬や介助者など、障害に関連することを理由にして区別や排除、制限をすることなど差別の解消の推進に関する留意事項を職員に示しております。

職員の障害者対応としまして、法律の施行に先立ち、平成28年2月に実施した障害者に対応する接遇研修におきまして、実際にアイマスクを装着して、庁舎内を歩行したり、車椅子を自分で操作したりして、障害者の目線に立った体験型の研修を行い、消防職員や現業職員、臨時職員を含むほぼ全職員が障害者が他人とコミュニケーションを図る際の多様な手段に対応する要領について学んでおります。

以上でございます。

○福祉課長（保久上光昭） 障害者差別の相談窓口は、どうなっているのか。また、今後どのように充実を図り、問題を解決していくのかとの御質問にお答えをいたします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称、障害者差別解消法は、平成28年4月1日から施行され、障害者に対しての不当な差別的取り扱いの禁止と、合理的な配慮の提供が定められたところでございます。

相談窓口の設置につきましては、法律が施行された直後の平成28年5月に垂水市、鹿屋市、肝付町、錦江町、東串良町、南大隅町の肝属地区2市4町を初め、鹿児島県や障害者団体、社会福祉協議会などの32の関係機関で構成してお

ります肝属地区障害者自立支援協議会で協議を行い、相談窓口は厚生省を初めとする肝属地区障害者自立支援協議会の構成機関に設置することとし、障害者が相談しやすい窓口を選んで相談できるような体制を整えたところでございます。

この寄せられた相談につきましては、肝属地区全体で情報を共有し、連携を図り、解決の手段を講じていくように定めております。

また、この障害者自立支援協議会には、障害者差別解消法第17条で定める障害者差別解消支援地域協議会を設置し、寄せられた相談を収集し、地域での差別解消解決等に向けた取り組みを実践していくようにしております。

法律が施行されてから、本市福祉課の窓口におきましては、これまで障害により不当な差別を受けたといった相談は今のところございませんが、いつでも相談に対応できるような体制は整えているところでございます。

今後の充実をどう図るかということにつきましては、障害者差別による相談案件にかかわらず、障害等を持った方の相談窓口は基本的に福祉課が担い、日々さまざまな相談等を受けつけているところでございます。その相談体制は、相談に訪れた障害者の方の内容により対応ができるような体制を整えていっているところでございます。

なお、相談内容によっては、専門的、技術的な知識が必要なものもありますので、その場合には、庁内の各部署や専門スタッフを配置しております肝属地区障害者自立支援協議会との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○学校教育課長（下江嘉誉） 学校教育における差別解消の学習及び取り組みについてお答えいたします。

今日の社会においては、同和問題を初め、男

女の違いや高齢者、外国人、障害者など、さまざまな人権にかかわる課題がございます。このような現状を踏まえ、学校教育を推進するに当たっては、人権教育は全ての教育の基本であるという基本理念に立って、一人ひとりの人権を大切にしたい教育活動を展開しております。

その際、県教育委員会人権同和教育課が教職員の児童生徒へかかわる視点として、見つめるのM、思いをめぐらすのO、向き合うのMの頭文字3つをあわせてMOM（モム）というキャッチフレーズを作成しており、このMOMの視点をもとに、全職員がチーム学校として共通認識、共通実践に取り組んでおります。

具体的に述べますと、社会科では同和問題に関する正しい理解と認識を深めるような学習、保健等ではH I V感染者などの病気に関する差別の解消について考える学習、総合的な学習の時間では、高齢者や外国人、障害者などに対する差別解消についての学習等を行っております。

また、道徳の学習におきましては、いじめ問題を考える週間等に、相手の立場を尊重し、思いやる心を育てる授業を行うなど、豊かな心づくりの学習も行っており、保護者や地域の方々に授業参観をしていただいているところでございます。

さらに、各学校では、障害のある子もない子も全児童生徒に学びやすい環境を提供するというユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を行い、間違いや失敗を許容する雰囲気づくりをしております。

このように、差別はあってはならないとの共通認識のもと、人の痛みを考えること、人を傷つける生き方を許さないことなどを大切にしたい学級づくりをするとともに、一人ひとりの個性を尊重し、得手、不得手の理解と、協力することの大切さを伝えながら、所属感や自己有用感を味わうことができるようにしております。

教育委員会といたしましても、障害者差別解

消法の趣旨にのっとり、教育機会の均等化を実現するために合理的配慮を行っております。具体的には、本人の障害の状況に応じて、特別支援教育支援員による支援や、必要な教材、備品等及び教育環境の整備などがございます。

また、一人ひとりに適した就学先を示すため、保育所や幼稚園、各小中学校から当該児童生徒についての詳細な状況を提出していただいた上で、医学、心理学、教育学など専門的な観点から当該児童生徒及び保護者との相談を実施し、保護者の心情や願いにも寄り添いながら、特別支援学校や特別支援学級及び通常学級など、児童生徒にとって最も適した就学先を決定しているところでございます。そして、就学後も常に状況を把握しながら、必要に応じて就学先の再検討も行っているところでございます。

今後とも子供たちが障害者差別解消法の趣旨をしっかりと受けとめ、障害のある人もない人もお互いを理解し、尊重し合って、ともに幸せに生活していける社会の担い手となれるよう、学校教育の充実を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。次は、13時20分から再開いたします。

午後0時6分休憩

午後1時20分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、感王寺耕造議員の質問を続行いたします。

○感王寺耕造議員 再質問をする前に、共通の認識として確認しておきたいということがありますので、ちょっと述べさせていただきたいと思っております。

まず、総務課長の申されたとおり、この障害者差別解消法、これは障害による差別を解消し、

誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的として制定されております。

ただ、この部分で注目すべきポイントは、障害者、ここで言う障害者が障害者手帳を持つ人のみに限られないという点でございます。障害者差別解消法では障害者を次のように定義しております。「障害者、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受ける者」であるということでございます。

結局、障害者手帳を持っていなくても、例えば御高齢になって足腰が弱ってきたとか、いろんなさまざまな要因が出てくるわけですよ。そういうもの、方々も含めて、その障害のとらまえ方ということでございます。

各担当課長から公共施設のバリアフリー化、または障害者トイレとか、点字ブロック等の設置状況とか、いろいろ詳しく説明いただいたんですけども、道半ばであるのかなという感じがしております。

財政的な予算、予算的な部分もあるんですけども、ただ、冒頭、最初の質問でちょっと抜けた部分がありますけれども、合理的な配慮の提供という部分があるわけですよ。その箇所の部分で指導要領の部分で適切に対処しているんですけども、例えば、社会的、合理的配慮の不提供、この部分はだめですよ。各民間事業者は努力義務ですけども、行政機関に限っては、これは必須義務、法的義務があるわけですよ。だから、予算的な問題がありますけれども、その部分を適時にやっていく必要があるのかなと思っております。

合理的配慮の不提供という、提供ということ、不提供ということですね。これを禁じているわけですけども、合理的配慮の提供ということは何かという、先ほど拡大鏡とかの話も出ま

したけれども、読み書きが困難な方に、文字の読み書きが困難な方にタブレットや音声読み上げソフトを提供していく。また、当然のことながら、移動が困難、肢体不自由の方が自力で移動できない場所にスロープやエレベーターをつけていくと。

また、指示理解が困難な方に、複雑な方に、指示を一つずつ分けて伝えたり、イラストで伝えていく。そういうやっぱり方法論、手順の部分も問題がございます。ハードの部分じゃなくてですね。

また、あと疲労とか緊張しやすい方、発達障害のお子さんたちも結構やっぱりそういう傾向があると思うんですが、こういう方々のために休憩スペースを設けたり、そういう部分も必要、そういうスペースも必要になってくるということなんですよ。

道半ばということなんですけど、これから新たな施設がつくられていきます。その中で、例えば、この間案内いただいたですけども、「わくわくスポーツランド」ですよ。視察させていただいたんですけども、トイレの数がこれが足りるのかって私指摘しました。その部分について、やっぱり改善の余地があると思うんですけども、その部分についても社会教育課長のほうにもう一遍お願いします。

あと道の駅の部分ですね。この間の資料いただいているんですけども、国交省原案の部分でトイレの部分やらきちっとやるんですけど、ただ、レストラン、物産館の部分ですね。この部分、トイレこれで足りるのかよという部分があると思うんですよ。その部分について、やっぱり事業者と協議していかなきゃいけないんですけども、その点についてどのような形で企画課長が思っておられるのか、その部分についてお伺いします。

あと、この部分に関連して、視覚障害者の方々ですね。庁舎内も一人では歩けないような

状況なんです。今、このような、これはミニチュアモデルですけど、30センチ角の部分で、こういう形でずっとつけていくと発光素材にもなっているんですよ。避難誘導路にもなる。それでまた、こういう部分をやっぱ庁舎内にも、そんなに高いもんじゃないですからつくっていかなくちゃいけない。

また、動線の確保の部分で企画課長は、こういう部分のやっぱり設置という部分も物産館の中にやっぱり設置していかなくちゃいけないと思うんですが、その辺の取り組みについて、今後、新しい企画に対してどのように対処していくのかという部分でまず質問いたします。

○社会教育課長（野嶋正人） それでは、新たにできるスポーツランドのトイレの数等については、ちゃんと配慮しているのか、足りるのかということで御質問いただきました。

現在、先ほど土木課長のほうからも答弁がございましたように、新しいたるみずスポーツランドの施設内、旧管理の建物の中にあるとは別に、本城川のほうの道路の際のところ、新しくまたトイレを設けることにいたしました。これは、そもそもこの中央運動公園を歩行される方、ウォーキングされる方が多いということと、また、新たにスポーツランド内にスタンドを設けて、本城川沿い。特に、あそこが車椅子でも入れるように、御利用いただけるような構造になっておりますので、少しでも近いところにトイレを準備したいということで今度設置させていただきました。

今のところでは、男子用の洋式便所が2つで女性用が3つ、身障者用が1つということで準備しております。一応、これをまず完成させていただきまして、御利用いただきまして、また、皆様方の御利用者やら要望とかに、また耳を傾けながら今後改善してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○企画政策課長（角野 毅） 南の拠点におけ

るバリアフリー化の対応予定ということでお答えをいたします。

南の拠点で本市が主体的に整備を実施する施設につきましては、PFI施設とマリン施設、この両施設がございます。このうちPFI施設につきましては、本市が求める機能を示しました業務用給水遵守に鹿児島県福祉のまちづくり条例を遵守すべき法令として示しております。

あわせて、事業候補者決定基準には、ユニバーサルデザイン等に配慮した計画的工夫を評価の視点として示したところでございます。

このような要求水準に対しまして、事業候補者からは提案がございましたが、この内容は本施設の内部、外部とも段差を設けない計画とし、ユニバーサルデザインの考え方を徹底いたしますというふうになっておりました。

このようなことから、高齢者や障害者はもちろんのこと、全ての方にとって利用しやすい施設となること、障害者差別解消法における合理的な配慮による共生社会を実現できるものと考えており、このことが南の拠点のコンセプトでもございます。年齢、性別を問わず、地域住民、観光客、みんなが楽しめる公園づくりの一翼を担うものと認識をいたしております。

なお、マリン施設におきましても同様の考え方のもと配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 全ての人が共生できる社会、どういう障害を持っている方々でも社会参画できるような施設、この部分の整備という部分が必要だと思っておりますので、既存の施設についても、これは法的義務ですから、財政課長。やはりいろんな団体、障害の団体がございます。その方々のお声を拾い上げながら、きちっときちっとやっぱやっていたく必要がありますんで、その点をお願いしておきます。

あと、土木課長に1点質問しますけれども、公営住宅のほうもいろいろお答えいただきまし

た。ちょっと少ないのかなという数が。私考えております。と言いますのが、やっぱり先ほど申しましたように、高齢の方々ですよね。足腰が弱ってきているの方々、やっぱそういう方々の部分についても部分的な補修とかという部分の考えが必要だと思うんですけども、この部分についての考え方、どのように思っておられるのか、どのようなまた計画していくのか。その点を答弁してください。

それから、あともう1点、相談窓口の部分ですね。福祉課長のほうから答弁いただいて理解したんですけども、ただ、なかなか障害によっては、声が届かないという問題もあるんですよ。特に精神障害の方々ですね。この方々の団体があるんですけども、肝属の会長さんとお話する機会があったんですけど、なかなか精神障害というと、普通の方々一般に受け入れられない。それとやっぱり障害をお持ちの御家族も、そういう仲間の会というか、障害者、精神障害の仲間の会みたいな部分に参加されないというんですよ。ちょっと見には、もう普通の人と変わらないわけですから、そういう問題もあるんですよ。

なかなか一つ相談窓口はきちんとつくっている、相談はありませんということなんですけれども、結局、それは私から言わせると、声なき声を拾い上げてないんじゃないんですかという部分を指摘したいんですよ。

だから、結局、先ほど申しました合理的配慮の不提供はいけませんという部分に施策として反映されていないんじゃないかと思うものですから、その辺についてどのようにこれから対処していくのか、その点についてとりあえずお答えください。

○土木課長（宮迫章二） 公営住宅の高齢者向けの部分的な補修ということでございますが、この補修につきましては、その身障者の関係の改修といたしますか、その方法で個人の申請によ

り改修をしていただいているところでございます。

○福祉課長（保久上光昭） 議員の精神障害を持った親の会に入会しづらい状況にあるということを把握しているのかということも含めてのことだと思うんですが、例年、精神障害のある方とその家族の皆さんで構成されている、先ほど会長さんと言われた肝属地区精神障害者福祉促進の会の皆さんが陳情要請キャラバンの行動で、また、知的障害のある方を持つ家族の皆さんで構成されている肝属地区手をつなぐ育成会の皆さんが啓発活動で来庁されておりまして、それぞれ家族会員の皆さんとの意見交換をさせていただく中で、そういった皆さんの意見反映、状況把握については努めてきているところではあります。

今年度、肝属地区精神障害者福祉促進の会の皆さんが陳情要請キャラバン行動に見えるのが今月22日の予定となっております。今回は、家族支援についての陳情要請とのことでもありますので、そこらあたりの話をまたお聞きしながら、家族会員の皆さんとの意見交換をさせていただきたいというふうに考えております。

あと知的障害のある方の手をつなぐ育成会のほうにつきましても、7日の日に啓発活動で前年同様に来庁されておりまして、その意見交換の中で会員増が難しいといった課題というのは共通認識が図れたところであります。

また、市の広報誌での広報周知の必要性についても意見の同意を見たところでもありますので、そういった形でこれからも家族会員増に向けては市独自の紹介パンフレットをつくる、作成して福祉課窓口での入会案内に取り組みでまいりたいというふうに考えます。

あと議員からもありましたように、社会全体でそういう認識を持つ必要があるという認識のもとに、障害を持つ全ての方やその家族が不当な差別を受けることのないように、また、合理

的な配慮を提供できるようにしていくために周知広報活動に積極的に取り組んでまいりたいと。それぞれの障害に配慮したわかりやすい周知啓発活動に努めてまいりながら、肝属地区障害者自立支援協議会での働きかけ等についても積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○感王寺耕造議員 土木課長には、1点だけ要望しておきますけれども、個人の申請によって快適な部分改修するという事なんですけども、この部分、広く広報して、不都合な点があったら相談してくださいというような部分ですね。ここきちっとしていなきゃいけないと思うんですよ。その点について現在なさっているのか、なさっていないのか、要望じゃなくて、これ返答ください。

あとこの障害者差別解消法の大もとの窓口である福祉課長にお願い、これはもう要望でいいですけども、やはり声なき声を拾い上げて、それをきちんとした公共サービスにつなげていくっていう方策の部分が一番根本的な部分ですから、課長のところがですね。その部分は密に連携をとってやっていただきたいと思います。

新庁舎の部分についても、もう協議会ですか、立ち上がってどうするのかという部分の協議がなされていると思うんですけども、その部分についてもこの障害者差別解消法の大もとの部分、目的の部分ですね。ここをきちっと考えてやらなきゃいけないと思うんですが、この点については市長の答弁を求めますので、よろしく願いします。

○市長（尾脇雅弥） この法律の一番大事なことは、障害を理由とすることによっての差別があってはならないと。これは皆さん、共通認識であります。

今、担当課長がそれぞれ申しあげましたけれども、感王寺議員からもありますけれども、声なき声をどうやって拾って行って、財源とかタ

イミングの問題も現実的にあるというふうに思いますので、その辺のところを先ほど例を挙げていただいた南の拠点の整備、あるいは新庁舎等々はこれからということでありますので、その辺にはしっかり盛り込んで、現在ある施設に対してどうフォローしていくかということ幅広く協議して、一つ一つ具現化していきたいというふう考えております。

○土木課長（宮迫章二） 市営住宅のその改修というのは、土木課のほうの改修の計画ではありませんが、それは、またその関係課からの要望があって、申請が上がってくれば、改造の許可を出してしていただくということで、そちらのほうの補助があるのではないかと考えております。直接土木課のほうでの事業というのは取り組んではないと思います。

○感王寺耕造議員 現在、さまざまな福祉機器が開発されています。一つ一つ精査していただいて導入していただきたい。

それで後、私、昔、視覚障害者の方の介助ボランティアしておりまして、雲取山とか、東京ありますけど、あと丹沢とか、そんな部分一緒に山に登った経験があります。

だから、視覚障害の方だといっても、やっぱり山にも登れるし、どこにも行かれるんですよ、はっきり言って。行かれるんですよ。だから、やっぱり運動公園も、今度わくわくスポーツランドという形になったわけですよ。そして、また国体も始まります。そういうようなときに、やっぱりこういったような点字ブロック、それでまたこういう形にすりゃ、車椅子の方にも障壁にならないような優れものです。屋内でも発光素材入っていますから光って、万が一でも誘導路になるという部分もあるんですよ。その辺についても検討していただきたいと思っております。

あと市長を初め、私これ名刺なんですけれども、点字の名刺なんですよね、ですね。こうい

う部分もやはり市長初め我々議員もですけども、課長クラスの方々は、やっぱり何枚かでもつくる必要があるんじゃないかなと僕は考えておりますので、その点については精査して導入方々検討ください。

あと、総務課長に1点だけ振っておきますけれども、対応要領をきちっとつくっていただいて、立派なものできているなという感想は持ったんですね。年2回ですか、今まで2回、アイマスクとか車椅子の体験ということをなさっているということなんですけれども、総務課長、私それだけじゃ足りないと思うんですよ。障害の中身っていう部分は、人それぞれによって、また、物すごく裾野が広いんですよ。だから、そういった座学的な部分を職員の方々には研修すべきじゃないか。

それで、先ほど福祉課長には振りましたけれども、各障害者団体の方々声を聞く機会も、やっぱりそれぞれ職員研修の場でやるべきじゃないかと思うんですけども、その辺について質問いたします。

○総務課長（中谷大潤） お答えいたします。

今の質問に対することなんですけれども、先ほど答弁しました障害者に対する接遇研修の際にも、この職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領についての概要説明も一応しておりますので、事例とあわせて。ただ、おっしゃるように、障害者の範囲、ここで言う障害者差別法で言う障害者の範囲は広うございますので、ただ、アイマスクと車椅子だけを使った研修だけを実施しておりますけれども、今後はまたいろんな障害者を想定したまた研修もまた検討してまいりたいと考えます。

○感王寺耕造議員 ぜひとも法の目的を達成するためにも、職員研修の充実ということを要望しておきます。

あと何点かあるんですが、教育長にお願いしたいんですけども、昔は就学拒否があったん

ですよ。私も経験しました。小学校は、車椅子の女の子だったんですけども、普通の小学校へ行きたいということで教育委員会とも協議したんですけど、就学拒否されて、中学上がるときね。それでまた、そこで出された条件が、保護者かもしくは介助者を一緒に登校しなさいという部分でやり合ったことがあるんですよ。そういうことは、もう現在ないと思うんですけど、先ほど学校教育課長から、その子供と個性を伸ばすために進学先を進めていくという部分があったんですが、その辺も含めて、これでまたやはり先ほど学校教育課長からもありましたけれども、やはり人権問題、ジェンダーの問題とか、同和の問題とか、障害の問題とか、これがやっぱり全ての教育の基本だということがあったんですが、教育長にもたまには答弁願いたいんで、教育長のその辺の考え方、ちょっとあれば聞かせてください。

○教育長（坂元裕人） 先ほど来、感王寺議員の御質問に対する各課長の答弁等聞いておりますけれども、やはり学校教育課長が申し上げましたとおり、教育の基盤に人権教育を据える、これはもう間違いのないことで、先ほど職員の研修のことを聞かれましたけれども、学校職員も実はそういうところの研修は徹底してやっております。そして、その中身については確実に子供におろしていくということも大事だろうと思いますね。早いうちからのそういう人権教育。そういうことを子供自身がやっぱり学んでいながら、大人になっていく、その過程を私は大事にしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 あと2点ほどですね。総務課長、この法律は、行政機関、あと民間事業者の部分にも対応を求めているんですよ。民間事業者へのこの法の呼びかけというか、その辺の部分についてはどのように考えられておられるのか、対策をですね。その部分に1点。

それで、最後に市長については、最初の通告では、条例制定という考え方なんですけど、これはもう条例制定じゃなくて、例えば市民憲章の部分であったりとか、こういう部分はやっぱり呼びかけていかなきゃいけないと私は思うんですけれども、その辺についてのお考え、市長、お答えください。

この2点で終わりにいたします。

○総務課長（中谷大潤） 障害者差別解消法に対する対応につきまして、総務課におきましては、あくまでも市の職員に対する対応だけでございますので、民間とか、そういったものに対する対応につきましては福祉課の対応ですので、福祉課長がお答えいたします。

○福祉課長（保久上光昭） それでは、民間事業者に対する部分につきましては、まずそういった障害者差別解消法に係る周知活動、これは基本的に肝属地区障害者自立支援協議会を中心に構成市町の2市4町で連携して進めてきているところございまして、これまでに肝属地区管内の住民や、各福祉サービス事業所職員等を対象とした障害者差別解消に関する研修会を平成28年8月に鹿屋市で開催するなど、啓発活動には努めてきているところではあります。

そういった形ございまして、そういう意味では周知が十分かといいますと、今後また制度が始まったばかりということでもありますので、そこら辺の課題として残っている部分ではあります。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどからこの問題に関して、感王寺議員のおっしゃる趣旨よく理解するところでございます。条例制定となりますと、全国で4市ということでもありますので、趣旨は賛同なんだけれども、いろいろ課題があるということも理解できるところでありますので、しっかりときょういただいた御意見を参考に、他市町村の動向を見ながら、とはいうものの、や

っぱりその趣旨というのが大事でありますので検討させていただきたいというふうに思うところであります。

○感王寺耕造議員 ぜひとハードの部分もそうですけれども、補助具ですよね。やっぱり福祉に関する補助具、その辺の部分をきちんとやっぱり導入していただきたいと思っております。

もうちょっと時間が残ったんで、冒頭全共の話したんですけど、市長、通告外にもかかわらず御答弁いただきまして大変感謝いたしております。

最後になりましたんですけども、今回9区で、これ肥育部門で鹿屋市の薬師さんという方が1席とられました。枝肉単価が1キロ当たり5万1円ということです。1頭の価格が2,475万495円ということです。そういうことですね。

冒頭申し上げましたとおり、畜産業、黒毛和牛という部分はなかなか裾野の広い分野でございまして、飼料屋さん、薬屋さんですね。飼料会社、あと港湾関係の方々もお仕事なさっていますね。あとトラック、あとパッカーですね。いわゆる処理場、食肉工場ですね。そういう部分もあります。

そういう部分、今回はチャンピオンになったと。5年間は全国一を語れるんですよ、全国一をですね。また、次の5年後もやはり全国一を取って、頑張ってもらいたいと思いますので、そのお金くれというわけじゃなくって、いろんなやっぱり体制づくりのために尽力いただければと思っております。

最後は、市長にエールを送りまして、これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（池山節夫） 次に、2番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 眠たい時間帯となってまいりましたが、よろしく願いいたします。

ことしの夏の暑さは記録的で、9月2日の新聞では県内は奄美地方を中心に厳しい暑さとなり、与論島で猛暑だった2013年8月の月間平均気温を0.6度上回る30.3度となるなど、県内全33観測点のうち、半数近くの15地点で歴代最高を記録したとありました。

そのような最中、8月5日から8月13日までの期間、マイロードにおいて垂水校区まちづくりのイベントとして、第1回七夕飾りが行われました。

垂水校区47の振興会が作成した七夕飾り75本が各ゾーンに展示され、市民の皆さんが楽しめました。今後も市民の皆さんが大いに楽しめるよう、ますますの盛り上がりを期待したいと思います。この七夕飾りを9月1日発行の市議会だよりの表紙に掲載したところでございます。

厳しい猛暑の8月が過ぎ、9月に入り、朝夕の涼しさが感じられるようになりましたが、日中はまだまだ強い暑さですが、先日、本当かとか、ついにやったとかというようなビッグニュースがありました。それは皆さんもそう思われたと思いますが、日本学生対抗選手権において、陸上男子100メートル決勝で桐生祥秀選手が日本人初の10秒を切る9秒98の日本記録を樹立したことでした。

日本陸上競技連盟が認めた最初の日本記録は、1911年に出た12秒0、そこから、106年を要し、新たな時代に突入したと記事にあります。

10日には、垂水中央中学校の第8回体育大会がありました。ここでも男子100メートル走で3年生の池田君が、これまでの記録を更新する12秒27の中央中学校新記録をたたき出しました。暑さを吹き飛ばす気持ちの弾む走り、2人に拍手を送りたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

す。

まず1問目、空き家対策について質問いたします。

空き家については、これまで空き家を有効に活用するため、空き家の売り物件や賃貸物件を紹介する空き家バンク登録制度を初め、空き家の家財道具等の処理費用を補助する空き家有効活用推進事業、平成27年度からは市内の移住または定住を促進するため、空き家バンクに登録された建物をリフォームする費用を補助する空き家リフォーム推進事業、平成28年度からは市外からの転入を空き家バンクに登録されている賃貸物件への入居に対し、家賃を補助する空き家バンク移住促進事業、また景観、住環境の向上及び安心・安全を確保するとともに、地域経済の活性化を図るため、空き家の解体撤去に要する費用を補助する空き家解体撤去事業が取り組まれ、人口が減少する中不在となり、やがて景観、住環境等から社会問題となる空き家が増加する社会現象にただいま申し上げた施策が取り組まれています。空き家対策事業の実績を伺います。

2問目は、自治公民館についてでございますが、市内には大字公民館を含め、振興会ごと等に43の自治公民館があるようですが、自治公民館はそれぞれの振興会会合、年間の行事や老人会の会合、子供育成会、各種組織などの使用、また自然災害、火災等の発生後の避難や救援炊き出し、行事炊き出しにも活用されます。

市役所等からは税の申告、各種座談会や選挙時の投票場等に使用されます。地域の社会活動の拠点として、振興会、地域住民にとりましてはなくてはならない地域の大切な公共施設であります。このような自治公民館を市役所から見た位置づけ、認識についてお聞かせください。

3問目は、放置竹林について質問いたします。竹林は、至るところに存在しますが、春から初夏には、タケノコが出て食用として親しまれて

います。また、竹細工製品が日常生活にも幅広く使われ、大いに活用されていましたが、近年では代替製品等に押され、竹の利用が激減しています。放置された竹林が拡大し、隣地まで進入し、どんどん拡大していく現象となっています。

放置竹林の周辺で耕作されていた畑が一、二年休耕すると、瞬く間に竹が侵入拡大し、竹林化され、耕起不能状態となってしまいます。

住宅地域では、隣の住宅敷地に竹の根が伸び生えて始末に追われている。このような現象についての認識をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（角野 毅） 梅木議員の空き家対策事業の実績についてお答えをいたします。

本市における企画政策課所管の空き家対策関連事業は3事業ございます。初めに、垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金について報告をいたします。

当事業は、平成25年度より空き家バンク制度への登録の障害となる空き家内の家財道具等の処理費用について補助金を交付することで、空き家バンク制度への利用の促進を図り、定住促進のさらなる活性化に寄与することを目的とした事業でございます。補助額は、家財道具撤去費用に3分の2を乗じて得た額、上限は5万円となっております。

平成28年度の実績は13件で、予算額100万円に対しまして執行額52万円、予算執行率は52%でございました。

平成29年度は、8月末現在で4件の申請、うち1件が交付済みとなっております。

垂水市空き家リフォーム促進事業補助金につきましては、平成27年度より市内にある空き家の有効活用を図り、市内への移住、または定住を促進するため、空き家のリフォームに要する費用に対し、補助金を交付する事業でございます。

この事業は、対象工事20万円以上の工事に対し50%を補助しており、上限は50万円となっております。平成28年度の実績は12件で、予算額750万円に対しまして執行額は488万円、予算執行率65%でございました。

平成29年度は、申請予定が現在3件でございます。これらの事業を推進することにより、空き家バンクの登録数は順調に登録件数を伸ばしているところでございます。

次に、空き家バンク移住促進事業補助金について報告をいたします。

当事業は、平成28年度より垂水市へ移住される方に対し空き家バンク登録物件の家賃を補助することにより移住の促進及び空き家の有効活用を図ることを目的とした事業でございます。

この事業は、子供が2人以上の世帯は、月額1万5,000円、単身世帯は月額5,000円、それ以外の世帯は月額1万円の家賃補助を3年間交付するものでございます。

平成28年度の実績は3件で、内訳といたしまして、単身世帯が2件、夫婦世帯が1件でございます。予算額180万円に対し執行額は14万5,000円、予算執行率は8%でございました。

ちなみに、平成29年度は8月末現在で2件の実績で、いずれも子供さんが2人以上いらっしゃる世帯でございます。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 空き家対策の事業につきまして土木課で実施しております空き家解体撤去事業の実績についてお答えいたします。

空き家対策につきましては、平成28年度に市民の安心・安全と住環境及び良好な景観の促進を図るため、また、地元建設業者に依頼することで、地域経済の活性化にもつながるということで、空き家解体撤去事業を新設いたしました。

この事業は、対象工事30万円以上の工事に対し、30%を補助しております。ただし、上限は30万円となります。

また、解体後、同年度内に住宅を新築する場合は、50%を補助します。ただし、上限は50万円となります。

平成28年度の実績は、一般が32件、新築貸与分が1件で、予算額994万7,000円に對しまして、執行額918万2,000円、執行率92.3%でございました。

平成29年度は、8月31日現在で一般分が15件、新築貸与分が4件で、予算額800万円に對しまして、申請額580万9,000円で、申請率72.6%でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） 梅木議員の自治公民館についての御質問についてお答えさせていただきます。

まず、自治公民館の位置づけにつきましては、社会教育法に規定がございますように、まず、地区公民館は市が条例により設置した社会教育の機関であり、また、自治公民館とは住民の自主的、民主的な組織を基礎とし、住民が管理し自主的に運営する施設であり、同じく社会教育法では公民館の類似施設として規定され、位置づけられております。

次に、自治公民館についての認識といたしましては、住民の皆様にとりましては、地域内での話し合いや地域住民の交流を図るためのより身近な集会所として、また、自治活動の拠点として重要な施設であると認識いたしております。

また、福祉や生活環境、防犯、防災などの活動の場として、自治公民館の果たす役割は大きく、地域のつながりや住みよい地域づくりにとつても大切な施設となっておりますことを認識いたしております。

以上でございます。

○農林課長（二川隆志） 梅木議員からの放置竹林の農地等の現状の認識についてお答えさせていただきます。

現在のところ、垂水市内の農地における放置

竹林の正確な場所や箇所数、面積については把握しておりません。

毎年農業委員の方々に農地の利用状況調査を行っていただいておりますが、調査内容は、遊休農地を農地として復元再生可能なのか、あるいは農地として復元不可能な土地なのかの判断を行っていただいております。現況が竹林になっている農地なのかなど、分類して把握はできておりません。

現状、竹林化した周囲の耕作農家の方からいただいた苦情で初めて認識してございまして、その後、事務局職員が現地確認を行って、地区担当の農業委員へ相談等を行った上で、地権者に現況と周囲に迷惑のないように対策を講じるよう文書で通知文を送付し、また、必要であれば、シルバー人材センターや森林組合など作業委託業者等の紹介を行っているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（高田 総） 梅木議員の放置竹林についての質問において、私のほうからは住宅地域における放置草木を含めた現状の認識についてお答えいたします。

個人が所有する土地等につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条及び垂水市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例第6条の規定により、その所有者または管理者は、土地等を清潔に保つなど、適正管理に努めなければならない義務がございます。

現在、本市におきましては、空き家や空き地が数多く見受けられ、管理者等による適正な管理がされていない土地や相続等の手続がされておらず、管理者等が不明で、無管理の土地について近隣住民の方々から適正管理の指導をお願いしたい旨の苦情が平成28年度においては放置竹林の苦情を含めて45件あったところでございます。

現在、その対策といたしまして、放置竹林を含む適正な管理がされていない土地につきまし

ては、管理者等を調査し、管理者等が市内在住の場合には、文書や職員が直接出向いて、また、管理者等が市外在住の場合には、文書により適正管理をお願いしているところでございます。

その実施状況でございますが、管理者等が市内在住の場合には、即座に対応していただけることが多いものの、管理者等が市外在住の場合や、管理者等が不明の場合には、なかなか対応していただけないのが実情でございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 それでは、一問一答方式でお願いいたします。

まず初めに、空き家対策についてでございますけれども、空き家の所有、有効活用を図るため、空き家の整理やリフォームをする事業、転入・移住にも結びつける事業、活用しない空き家は解体を促す事業等など、諸事業の取り組み実績をお聞きしましたけれども、ただいまお聞きしましたことからしまして、企画関係の3つの事業の執行率といいますか、これが半分程度、1つの事業がちょっと50%を超えておるといった内容のようでございますけれども、これがこういう50%前後に推移しているということについて、どのような課題といいますか、そこあたりがあったらお聞かせいただきたいと、こういうふうなふうに思っております。

それで、本市は、他市町に比べ早目の対策が講じられており、非常に政策的には評価しなければならないと、私はこういうふうと考えております。しかしながら、今言いました、ここ二、三年だけの数字ですけれども、この事業が始まってもまだ二、三年しか経過していないということから、そこにさっき言った課題が浮かび上がってきているような気がしています。

そこで、これらの事業を推進する中で、例えば、前も聞いたことがあるんですけども、賃貸物件として活用したいが、家の中には思いのある家財道具等があり、踏ん切りがつかないと

の声が聞かれたり、空き家移住促進事業では、平成28年度の予算に比べ29年度の予算は50万円の減となっているが、ここはなっております。ここあたりは前年度の執行状況を見て、このような数字の予算になったのかなと、ただ、自分ではこういうような推測もしております。

空き家解体撤去事業については、申請書に添付する書類が多く揃えるのに大変だとの声が来ていたりするが、ここあたりをどのように考えていらっしゃるか、今、私が申しました課題等についてお聞かせいただいたらと思います。

○企画政策課長（角野 毅） 企画政策課が所管いたします事業の課題についてお答えをいたします。

全体の課題といたしましては、空き家バンク制度の関連事業について、制度の認知度の低さが課題であるというふうに考えております。

個別の事業の課題については、垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金では、家財道具の残っている空き家は全て当事業を活用していただいておりますけれども、利用者実績が伸びない状況というものがございます。

空き家リフォーム推進事業補助金は、工事費の50%を市が負担するものでございますけれども、空き家にお金をかけたくないといった声も複数出てきておりまして、活用に至らないケースが非常に多く発生しているようでございます。

空き家バンク移住促進事業補助金は移住者に対する事業でありますことから、市外の方々への周知の方法が今後課題になってくると考えているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 事業を進めるに当たり課題はないのかとの御質問についてお答えいたします。

申請の際、交付要綱に基づきまして交付金交付申請書を提出していただいております。添付書類としましては、申請者が準備する書類は住

民票など、納税証明書など、固定資産名寄せ台帳などの写し、登記事項証明書、または所有権等を確認できる書類でございます。

解体業者が準備する書類としまして、解体撤去にかかる見積書の写し、解体撤去業者の建設業の許可等の写し、位置図、平面図など解体撤去前の写真でございます。そのほかに同意書、委任状、空き家証明書、誓約書を提出していただいておりますが、補助金を出す以上はいずれも必要な書類ではないかと考えております。

また、空き家解体の制度を設置している他市の要綱も同じような書類の提出を求めているようでございます。

これまで、直接土木課への手続が面倒であるとの意見は伺っておりませんが、申請書についてお問い合わせいただきましたら、担当者が丁寧に説明し、基本的な書類につきましては提出をしていただいているところでございます。

予算の執行率も高く実績が出ておりますが、議員の言われますような意見があるのであれば、今後、他市状況なども調査し、改善できるようなところがあれば検討したいと考えております。

○梅木 勇議員 ただいま課題等についてお聞きしましたけれども、企画政策課のほうの課題としては大きく、まだ認知度が低いと、この事業の認知度が低いというようなことですけれども、この認知度を広めるためには、後で申すけれども、やっぱり、家屋調査をしてデータベースを作成するというのができれば、またこれに基づいた認知度も広め方ができるのではないかなというようなふうにも思いますけれども、そこあたりも今後の課題として検討していただければと思っております。

空き家撤去事業の申請については、添付書類は12枚にもなっておりますが、申請する人からは、書類が面倒で補助はやめようかと思ったとの声もあります。簡素化は図れないか検討をお願いしたいと思っております。

次に、前年12月に空き家に関する問題を解消し、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するために、空き家等対策委員会が設置されています。ことしの4月からは、空き家等対策協議会条例が施行されていますが、対策委員会、対策協議会の開催状況をお聞かせください。

○市民課長（和泉洋一） 対策委員会・協議会の開催状況についての御質問にお答えいたします。

本市の空き家対策につきましては、副市長を委員長として市の課長級職員で構成します垂水市空き家等対策委員会、市長及び学識経験者等で組織します垂水市空き家等対策協議会を開催し対策を進めておりますので、その状況について説明をさせていただきます。

まず、垂水市空き家等対策委員会の開催状況でございますが、ことし1月、5月、7月と3回開催しております。主な協議内容としまして、1回目は、垂水市空き家等対策計画策定スケジュール等について、2回目は、対策協議会の構成及び計画策定方針案について、3回目は、計画案について協議をしているところでございます。また、その下部組織としまして、係長級職員で組織しますワーキンググループにおいて、基礎的、実務的検討を行っておりますが、8月末までに5回、開催をしているところでございます。

次に、垂水市空き家等対策協議会でございますが、ことし3月の市議会第1回定例会におきまして、垂水市空き家等対策協議会条例を議案可決をいただきまして、4月1日、条例を施行しております。市長を会長とし、住民代表及び法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者の合計7人で構成し、5月と7月の2回、開催しているところでございます。1回目は、空き家等対策計画の策定方針案、2回目は、計画案について御協議いただいております。なお、本市議会の最終日の全員協議会におきまして、

垂水市空き家等対策計画案について議員の皆様方に御説明を申し上げ、その後、パブリックコメントを実施する予定としております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

これまで対策委員会が5回、開催されていると、それと対策協議会が5月と7月の2回というようなことでございます。

そこで、空き家等対策の推進に関する特別措置法が、平成27年5月26日完全施行されました。市町村長は、空き家等への調査、固定資産税情報の内部利用が可能となり、市町村はデータベースの整備等を行うよう努力することがうたわれ、特定空き家に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言、または指導・勧告等が可能となり、さらに行政代執行の方法により強制執行が可能となりました。

昨年、第3回市議会定例会で私が一般質問した定住促進事業の中で、本市の空き家情報は、平成24年11月、土木課が中心となった調査で住宅敷地外からの外観調査であり、利用可能かどうかの把握までは至っておらず、調査の結果は空き家総数1,061戸、そのうち廃屋とされた物件が214戸との答弁をいただいております。この調査から、やがて5年となり、状況も変わっているのではないのでしょうか、また、法は制定され、特定空き家という言葉も出てきています。特定空き家は、最終的に強制執行もできることになりましたが、空き家対策計画の作成を進めるためにも空き家調査が必要ではないかと思われれますが、空き家調査についてお聞かせいただきたいと、今、先ほど対策協議会の中で、2回の開催の中で、それなりの計画を協議したというようなことがありますけども、要は、私は、まず、調査が先ではないかというようなふうに、考えていますが、これについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○市民課長（和泉洋一） 調査等の計画は進め

られているかの御質問にお答えします。市内の空き家調査は、議員御指摘のように平成24年11月に、市職員を中心に振興会長さん方の御協力もいただいて基礎調査を実施しております。

調査は、敷地外からの目視による外観調査による方法で行っておりまして、当時、調査の取りまとめを担当した土木課の集計では、市全体で空き家総数が1,061戸、そのうち廃屋が214戸でございました、ただし、この調査は空き家等対策の推進に関する特別措置法施行前だったこと、調査以降5年が経過していることなどから、議員御指摘のように再調査を検討する時期に来ていると思われまふ。

しかしながら、市内全域を対象とする空き家調査には多額の経費がかかることや、調査費用に係る国等の補助制度が今のところないことから、財源の手当ても考慮しながら、今後、調査の実施時期や実施方法を検討する必要があるというふうに認識をしております。

また、危険性が高い特定空き家等の調査判定につきましては、宅地内への立ち入り調査が必要な場合もございまして、税務課、土木課、生活環境課等関係課と連携いたしまして、調査対象の選定や調査の実施方法などを今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁で、調査を行うには多額の経費を必要とするというような言葉がありましたけれども、実際、調査をすれば、どのような形で調査を行うように想定なのか計画を進めておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○市民課長（和泉洋一） 先ほど答弁を申し上げましたとおり、平成24年の調査では職員による外観調査ということで、不完全な調査であったであろうというふうに考えられますので、今後、議員がおっしゃるようにデータベース化をしていくとすれば、専門業者に委託しての調査

が必要になるかというふうに考えております。その際に、多額の経費がかかるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

空き家調査を行うことで、具体的に空き家と特定空き家等のデータベースができ、施策への展開、さらに諸事業の推進につながり、その延長に防犯・防災、景観等の地域住民の生活環境保全が保たれることとなります。

また、先ほど土木課長に検討をお願いしたいと申しました、それぞれの事業の申請書類の簡素化にもつながっていくのではないかと、このように考えているところでございますので、できるだけ、そういう経費の面がございませぬけれども調査を早めていただきたいと思っております。

次に、自治公民館について質問いたします。

先ほどは、使用についての現状を述べ、認識を伺いましたが、自治公民館についての役割や大切さを深く理解していただいていると受けとめたところでございます。

公民館は、先ほど申しました、さまざまな方面から使用されていますが、利便性を備え、維持していかなければなりません。利便性や機能を備えるには、放送施設、炊き出し用調理器具、空調設備等も必要です。これらの附属整備の設置や更新に助成はできないか伺います。

○社会教育課長（野嶋正人） 梅木議員の御質問の附属設備の助成はできないかについてお答えいたします。

現在、社会教育課では、自治公民館への補助につきましては、垂水市自治公民館建築に対する補助交付規則により支援させていただいているところでございます。

これは、自治公民館の建物の整備につきましては、費用が多額になり各自治公民館の運営費だけでは負担が大きくなることから、新築で

162万円、修理で36万円を限度額として本市の財政状況を鑑み、補助申請のあったものについて内容精査の上、予算化し、補助金を交付いたしております。

議員、ただいま御提案いただきました、エアコン等の空調設備の購入にかかわる補助につきましては、県内では霧島市や南大隅町が実施しているようですが、他市町では、自治公民館が各地域において自主的に設置され、管理運営を地区住民の方々で行っておられることから、近隣の他団体においても本市同様、建物についてのみ補助となっているようでございます。

しかしながら、自治公民館への本市の建築補助に関する規則が制定された、昭和45年に比べますと地域の人口減や高齢化などにより、自治会組織の運営そのものが難しい状況になりつつありますことや、当時は空調設備がそれほど普及していなかったことを考えますと、高齢者の皆様方の自治公民館の利用等にも配慮させていただきますと、空調設備に対する助成も検討する課題であると考えております。

今後は、この空調設備のほか議員御指摘いただきました、その他の面につきましても、その他の附属設備につきましても、あわせて補助の意義や補助対象範囲等を整理いたしました上で、関係課と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（和泉洋一） 自治公民館の附属設備の助成はできないかとの御質問の中で、市民課が所管している事項についてお答えいたします。

市民課相談係が担当しております、垂水市放送施設設置補助金交付要綱に基づきまして、放送施設への補助は可能となっております、平成28年度は4団体に総額12万9,000円、平成29年度は8月末時点で、3団体に総額4万1,000円の補助を行っております。補助額は放送施設

の設置に要する総工事費の3分の1以内であります。既存施設の修繕、買い換え等も補助対象となっております。施設設置前に位置図、見積書、故障状況の写真などを添付していただき、事前申請が必要となりますので、詳しくは市民課相談係にお問い合わせいただければと存じます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

今、社会教育課長の答弁では、県内では霧島と南大隅町が助成、補助か、それを行っているということでございますけれども、その前に、もう一言、またちょっとお聞きしたいことがあります。

今、社会教育課長が申されたように、現在、自治公民館に対する補助としましては、昭和45年に制定された新築と大改築修理に対する補助交付規則がありますが、制定から50年近くたったこの規則が、現状に沿った内容かどうか、なっているのかどうか、教育長に見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○教育長（坂元裕人） 昭和45年の補助交付規則ということで、確かに、今の時代に沿ったものなのかという御質問でございますけれども、内容等の点検については、他市町の状況等も参考にしよう社会教育課、今後、調査研究を指示したいと思います。

以上です。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

私は、この規則の第5条がありますけれども、この第5条については古材を使って建築するというような内容になっておりますけれども、これが今の現状に合っているのかというようなふうに、私は思います。ここあたりを、今、教育長が申されましたけれども、調査研究していきたいというようなことでございますけれども、できましたら、これらの改正も合わせて、地域では人口減少に伴い、戸数の減少、振興会費の減

収となり、高齢者のひとり暮らし等を考慮すれば、会費の値上げもできかねて、運営費に苦慮している現状があります。

このようなことも考慮いただき、附属設備、先ほど、放送施設については補助があるとのことでもございましたけれども、昨今、エアコンは必需品となってきております。これらに、ぜひ、助成ができるよう検討の要望をお願いして、この件については終わります。

次に、放置竹林についてでございますけれども、竹にはさまざまな種類があり、私たちの周辺では、モウソウチク、ダイミョウダケ、コサンダケ、チンチク等が多く見られます。タケノコの食用としての種類も種々あり、デメ、コサン、カラ、ハッチツ、モソというようなタケノコのおいしい順番を表している言葉もあるそうです。食用として、あるいは竹材用として維持管理しているうちは問題はありませんが、これが放置されると隣接して侵入拡大し、耕作や敷地の維持管理に影響が出てきます。タケノコが出る時期、竹の成長時期には放置竹林の隣接地の田畑に行くたびに、所構わず出てくるタケノコの除去に大変です。住宅地域も同様で、空き家では竹が侵入しても誰も除去しないために、瞬く間に空き家が竹に取り込まれてしまいます。

昨年6月議会において、持留議員が竹林対策についての一般質問で、放置竹林の対策の強化が求められていると質問されており、農林課長の答弁は、「放置竹林の対策としまして、竹林所有者との関係で難しい面がありますが、鹿児島県森林環境保全関係事業で、景観保全、防災等の広域的機能の維持増進を目的に、幹線道路等の沿線や集落周辺の竹林等の伐採整備をすることが可能です」また、「侵入竹林の現状につきましては、農林課では把握しておりませんが、森林整備の中で対策を講じてまいりたいと思います」と、答弁されています。

その後、放置竹林問題にどのように対応され

てきたのか、これから対応・対策をお聞かせください。

○農林課長（二川隆志） 梅木議員の、放置竹林の今後の対応・対策をどのように進めるのかについてお答えさせていただきます。

毎年度、農業委員の方々に農地の利用状況調査を行っていただいておりますが、今後、調査の際に竹林等であるかどうかの確認も行っていたけようにお願いをしておりますとともに、まずは、事務局職員も現地調査確認等に赴いた際には、極力、調査地域周辺の現況把握を行うように努めてまいりたいと考えております。

また、地権者の方にも自分の土地の現状を確認、認識していただくために、注意喚起と対策等について技連会だよりや、場合によっては広報誌などを活用して周知を図り、地権者の方に早目に対応をとっていただけるようにしていかなくてはならないというふうに考えております。

また、放置竹林の駆除の先進的な対策や対応を行う自治体がないか、県などを通じ情報収集を継続的に進めてまいりますとともに、遊休農地化の解消及び農地維持の啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○生活環境課長（高田 総） 梅木議員の、住宅地域における対応・対策をどのように進めるかの質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、放置竹林を含む適正な管理がされていない土地等につきましては、個人の所有であり、また、個人が管理すべきものであることから、なかなか解決が困難な問題となっているところでございます。

これまで、近隣市町の担当者と、その対応や対策について情報交換を行ってきたところでございますが、どの市町におきましても具体的な方策がなく解決に至らないのが現状となっているところでございます。

このことにつきましては、今後の問題解決に向けた対応や対策でございますが、本市の環境

保全の観点から、何らかの対策を講じる必要があると強く認識しておりますことから、10月26日に開催されます、県下19市で構成する鹿児島県都市環境衛生問題協議会に本市からの議題として、空き地の雑草対策についてを事務局に提案しているところでございます。今回の機会を利用し、県内19市の所管課から情報収集を行い、住宅地域の放置竹林を含めた土地の適正管理の問題解決に向けて、少しでも対策を進めていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 先ほど申しました、昨年の農林課長の答弁の中で、鹿児島県環境保全関係事業で何とか可能だと、集落周辺と申しますか、そういう表現がありましたので、この事業にちょっと期待をしているというような気持ちもございませけれども、今、生活環境課長が言われましたように、10月ですか、県内の19市のそういう協議会で検討するということですので、ぜひ検討していただけたらと思っております。

竹は成長力が強く、地下茎は1年で8メートルも延びるとされており、非常に繁殖力が旺盛であります。点在している放置竹林がどんどん拡大し、周辺に影響をしていく状況ですが、まだ、農地に対して把握ができていないようであります。農地の放置竹林は他の遊休農地とは違い、竹林化してしまうと農作物を作付できる状態に復元することは、なかなか難しいと思われます。調査をし、早目の対策を進めなければ農地等の荒廃がますます拡大し、けもの等の隠れ場所や住宅地域では環境保全にも問題です。

拡大、侵入防止対策としては、伐採、地下茎の侵入防止策、薬剤による枯殺等があるようですが、検討して対策を講じていただくよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします

す。

次は、2時45分から再開いたします。

午後2時33分休憩

午後2時45分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可します。

〔川畑三郎議員登壇〕

○川畑三郎議員 朝夕は涼しくなりましたが、まだまだ残暑厳しい日々が続いております。鹿児島地方気象台は9月1日、8月の気候統計値を発表、県内は奄美地方を中心に厳しい暑さとなり、県内全33観測地点のうち半数近くの15地点で、8月の月間平均気温が歴代最高を記録、気象台によると奄美地方周辺で太平洋高気圧とチベット高気圧が折り重なり、県内は晴れの日が多く温かい空気も入りやすかった、奄美南部ではまとまった雨が降らず、与論島の総雨量は8月の観測史上最も少ない32.5ミリ、沖永良部も平年の3割を満たない48ミリと報道、県内は9月も気温が平年より高くなると予想され、特産のインゲン、キヌサヤ等への影響が心配されます。

それでは、先日通告いたしておりました案件につきまして質問いたします。

まず、体育館改修事業について、3年後には東京オリンピック、鹿児島県で開催されます国民体育大会、垂水市はフェンシング競技が開催予定であり、それまで体育館の改修工事が予定されております。陸上競技場も市民に親しまれ、利用していただくため、多目的利用型の施設として改修され、垂水スポーツランドと名称を変更し、10月1日リニューアルオープンの運びとなりました。次は、体育館の改修であります。

資材等の高騰等もあり、事業費も膨らむのではないかと考えますが、一部市民の方から空調

施設の設置についてお話を聞きました。今回の改修工事で設置は考えていないのかお伺いいたします。

次に、飛岡地区土地改良区内の水源確保について、圃場整備とため池からのパイプライン用水施設を同時に行い、昨年、植えつけを行い、順調に成育をしていましたが、9月20日未明の台風16号により大きな被害を被りました。今年度は災害復旧し、植えつけも終わって米もそれなりに成育をしているようですが、雨量もなく、ため池の水不足もあり、パイプラインからの取水ができない箇所もありました。空気を引き込んでのことではないかと考えられます。今後も水源の確保が必要とされます。その対応は。

次に、圃場整備後の工事分担金について、昨年台風で災害を受けなければ、確定測量を着手し、計画どおり進んでいたと考えます。今後の計画はどうなっていくのかお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○社会教育課長（野嶋正人） それでは、川畑議員の市体育館改修事業について空調設備の設置は考えていないのかについてお答えいたします。

現時点の計画では、空調設備の設置は入っておりません。これは、本年から改修を進めている市の体育館の経費が、現時点では3カ年で計約6億2,000万円かかる見込みでありまして、また、中央運動公園内の他施設の改修も控えておりますことから、本市の財政状況等も考慮しなければならぬことや、国の補助対象は既存施設や設備の改修のみでございまして、新規に設置いたします空調設備につきましては国の補助対象とならず、もし、設置するとすると市の一般財源のみで賄わなければならないという課題がございます。

また、最近の体育施設等の空調設備は初期費用や維持管理コストを考慮し、今までの冷風吹き出しの方式とは異なる輻射熱型の新しい規格

の空調設備が主流となってきておりますが、この規格の空調機を垂水市の市体育館に設置する場合の試算といたしましては、1階部分のみだけでも設置費用が約3億1,000万円となり、また、2階客席まで設置した場合は、合計3億6,000万円の費用がかかると試算しております。高額であることや維持管理費用の負担の課題もございます。

参考までに、平成32年の鹿児島国民体育大会の正式競技が開催される類似体育館の空調設備につきまして調査いたしましたところ、21施設のうち9施設が従来より設置しております。他の未設置の12施設につきましては、新たに設置する予定または検討中である施設は3施設、今後、新たに設置する計画はないと回答をいただいた施設は9施設でございました。

また、国民体育大会終了後の一般の方々の体育館利用時の空調機の使用につきましては、温度管理された環境の中でのスポーツを望まれる方もいらっしゃいますし、また、一方では、体育館は本来汗をかいて体を鍛える所など、意見もさまざまでございます。

あわせて設置費用や、維持管理費用の対費用効果、また、空調使用料も原価に基づき高額になった場合には、利用者にとっては低廉な金額を望まれることもあり、財政的な負担の面や公平な利用者負担の原則から見ますと困難な状況が考えられます。

なお、鹿児島国体において垂水市で開催されるフェンシング競技は、マスクやメタルジャケット等を装着されますことから、10月開催でも南国鹿児島での開催ということもあり、体育館内の室内温度が高めになることが予想されます。そこで、国民体育大会時の空調につきましては、開催予定期間である10月4日から7日までの気温等のデータを来月、収集・分析いたしました上で、日本フェンシング協会などの関係機関や関係課と対応等について、今後、協議してまい

りたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（二川隆志） 川畑議員の飛岡土地改良区の水源確保についての御質問にお答えいたします。

飛岡地区は農地の圃場整備とため池からのパイプライン用水施設の整備を同時に行ったところでございます。年度初めには、パイプラインに空気が混入することで、各圃場への用水が断水して農地に水が供給できない事態が連続し、耕作者の皆様方に大変御心配をおかけしたところでございます。

大隅地域振興局や垂水市土地改良区と連携して原因の調査、検討をしてまいりましたが、いまだ明確な原因究明と解決策を見出していない状況でございます。

一つの要因としましては、耕作者の皆様方が新しいパイプラインの使い方に不慣れであったために、一斉に取水蛇口を全開にしてしまい、一方では水が出るが、一方では水が送り込まれるまでの間に空気を引き込んでしまって、水が出なくなってしまったのではないかと考えられております。

今後、県よりパイプライン等用水施設が譲渡されますけれども、不具合などの問題点等、互いに連携して解消した上で、施設の維持管理や運用方法など県、耕作者、改良区とともに研修を行って施設譲渡後も円滑に施設が利用できますよう県に要望してまいりたいと考えております。

また、今年度断水したもう一つの要因として、夏場の天候がよく、高温だったため、ため池の湧水が減ったことで貯水量が減り、水圧等にも影響を及ぼした結果、空気が混入しやすくなった可能性も考えられております。

以前は、河川からの水を取り入れて用水を賄っていたとのことです。従来からの施設を再利用して水を補充するという必要かと

考えております。そのためには、従来施設の清掃を、維持管理のために改良区や耕作者の方々の御協力も必要となりますが、今後、渇水期において用水の安定供給を行うためにも関係者の方々と連携して検討してまいりたいと考えております。

もう一つの方法としましては、小井手ため池と飛岡新ため池の間に、新たにパイプラインを敷設し、ため池の水を供給・補充していく方法もございますけれども、布設延長が700メートル以上にもなり多額の費用が必要となりますことから、早期の実現は困難と思われております。引き続き、関係者の皆様と連携して水源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、圃場整備後の分担金についての質問にお答えさせていただきます。

飛岡地区の圃場整備の現状から御説明させていただきます。

飛岡地区の圃場整備は県営の中山間地域総合整備事業により、圃場整備とため池からの用水をパイプラインで配水する用水施設整備を同時に行っております。平成27年10月に着手し、平成28年5月に完了したところでございます。現在、一時利用指定により耕作を行っていただいている状況でございますが、昨年、工事完了後、確定測量に着手し、平成29年度以降、換地計画、換地処分を行う計画を行う計画でございましたけれども、昨年の台風災害の被災により現地の測量ができなくなり、本年度、災害復旧事業の完了後、再度、確定測量をやり直す予定でございます。当初の計画より、換地計画、換地処分がそれぞれ1年遅れとなる見込みでございます。

議員お尋ねの圃場整備事業における地権者の方々の分担金でございますけれども、換地計画、換地処分が遅れていることにより、換地・不換地等の面積、また、支払方法についても一括払いか分割払い等を決定しておらず、いまだ金

額が確定できていない状況でございます。

今後、地権者会議を開催させていただき、その会議の方針を決定していただいた上で必要に応じ、垂水市土地改良区がJA等から借り入れを行い、精算事務を進める予定と伺っております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

まず、中央運動公園についての体育館の改修事業ですけれども、陸上競技場はもう1日にオープンするわけですが、今後、体育館にも相当な費用が予想されます。

今の課長のほうで、答弁をいただきました。それによりますと、費用的にも相当の高額になると、東京オリンピックが近づいている中で、普通でもなんですけども、最近、資材が高騰しているという状況を聞きます。そういった中で、この空調施設なんですけれども、なかなか金額が張るということで、今回は入っていないんですけど、今後もなかなかだというようなことですので、今後、まだ安く機能がいい機器がないか国体時の選手や県外からの観光客へのおもてなしの面からも、臨時的でも空調機を設置できないか、そういうことも検討をしていただきたいと。それをしなさいということではないんですけども、そういうことも、今後やっぱり検討するべきではないかと思しますので、要望にさせていただきたいと思します。

また、一方、別な面から見ますと、体育館は熊本地震のときのように、大規模災害時に多くの垂水市の被災者の皆さんが集まる施設にもなると思うんです。熊本大震災のときのようなのであれば、それから梅雨時期の避難所となりますと、空調機のない体育館での避難生活への不満が熊本でも報道されておりました。そういうことを考えた場合、そしてまた、桜島が爆発した際は、桜島の住民の方の避難所として垂水市の体育館を利用させると聞いているところす

けれども、このような状況の中で、大規模災害は起こらないに越したことはありませんけれども、起きないほうがいいわけですけれども、体育館の空調は今後の大きな課題になるんじゃないかと私は思っておりますので、これを機会にそういうことも考えながら執行部のほうも、前に私は検討を進めていったほうがいいんじゃないかということを、これはもう要望ということでお願いをしておきますので、一応、この体育館の改修事業についての空調設備の設置については、一応もう、きょうはこれで終わらせていただきます。

それと、この飛岡改良区内の水源の確保ですけれども、この件について、私もここに田んぼがありまして、植えつけをしているんですけれども、昨年完了いたしまして、まだ配分が、測量していなかったので仮配分ということで土地をいただいて、植えつけもできて、去年も順調に行ったわけです。だけど、去年の台風のおかげで全滅まではいかないけど、大きな被害を受けて刈り入れができなかったということです。ことしは災害復旧をしていただいて、順調に植えつけもできて、現在、来ておったんですけれども、ことしは御承知のように夏場に雨が少なかったというようなことがありまして、取水のもととなるため池がちょっと水の水源が下がったというようなことから、一部水が出ない場所が出たと、これも県のほうも来ていただいて協議をしたわけですけれども、水量が少ないので一部のところを出してしまうと、また、別なところから空気を取り入れてしまって、なおさら水が出なくなったという状況じゃないかと言われていたわけですけれども、今後、そういうことがあってはもういけないなと思うので、課長がおっしゃったように上にため池があるんですけれども、そこからの引き込みも地権者の方がいろいろお話をされたんですけれども、県としては検討するというような話もされましたけれ

ども、なかなか距離もあるし金額的にも張るので、今、おっしゃったように、みんなで協議していけば、去年は順調にきたわけですから、そういうことを考えれば、もうちょっとみんなで協議するように指導をしながら、この水源の確保には努力していただきたいと思いますので、これもそういうことでお願いしておきます。

2番目の圃場整備後の分担金ですけれども、これも最初、この圃場整備をする段階で、前課長がいろいろ骨を折っていただきまして、前の岩元副市長にもお願いいたしまして、負担金を一部下げてもらえないかということで、そういう話が進んでおったんです。そういうことだったんですけれども、去年の災害で災害復旧をしなければならぬという状況が出てきて、これはまだ、県の配分がなかったので、個人の負担というような、もうしないよというようなことがいろいろありまして、そこを市が中に入っていたら、その分については市が、この災害復旧の費用を見るということに決まって、負担金も普通どおりもらえますよということを話が大体決まっているところなんですけれども、これが、ことし本当はもう済まなけりゃならないのが、そういうことで1年になったということで、1年後にはそれが確定して進んで行くことですので、そういうことで早目にこれも処理していただいて、地権者とか当たって早く終わらすということで、市役所のほうも土地改良区やら共有しながらやっていただきたいということを、これも要望して、きょうは私はこちらで終わります。

ありがとうございます。

○議長（池山節夫） 次に、10番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、早速質問に入らせていただきます。

顕彰碑モニュメント建設について、来年度は

市政60周年を初め、瀬戸口藤吉翁生誕150年とともに、瀬戸口記念コンクールの第20回大会もあり、記念行事も大分計画されているようです。その中で来年度へ向けて、今議会に平成29年度補正予算で、教育費で芸術文化振興費に瀬戸口藤吉翁、和田英作画伯の顕彰碑保存業務委託と顕彰碑モニュメント建設委託が610万円計上されています。モニュメントに関する予算の内容とオープンまでの計画をお聞かせください。

次に、市民館の情報提供コーナーパソコン室について質問いたします。

今年の夏は、連日30度を超える猛暑が続きました。そういう中で、市民館の情報提供コーナーのパソコン室ではスポットクーラーを使用していますが、室内は午前中から30度を超え、この中で子どもたちがパソコンを利用しています。市民館の中には教育委員会もあり、このような状況は教育委員会でも把握されていると思っています。

現在、どのように考えているか、今後、別な場所に移転を考えているかお聞かせください。

南の拠点について、朝方、川越議員の質問と重複する部分もありますけれども、よろしくお願ひいたします。

現在、既に解体作業が始まっているところもあります。また、契約に至っていないところもあると聞いています。土地開発公社で購入する計画用地の面積のうち取得率は幾らか、地権者と取得者は何人中何人か、地権者との交渉の遅れている原因は何か、売買済みの地権者に対して支払が遅れていると話を聞きましたが、どうなっているかお聞かせください。

以上で1回目を終わります。

○社会教育課長（野嶋正人） それでは、北方議員の御質問についてお答えいたします。

まず、顕彰碑モニュメント建立についての予算内容と今後の計画についてでございますが、まず、予算内容について御説明させていただきます。

現在、鹿児島神社敷地内に建立されている、瀬戸口藤吉翁顕彰碑と和田英作画伯顕彰碑の垂水市文化会館敷地内の移転にかかわる費用とモニュメントを作成するための委託料計610万円を予算計上させていただいております。内訳といたしましては、瀬戸口藤吉翁顕彰碑の移転業務委託料が140万円、和田英作画伯顕彰碑の移転業務委託料が210万円、両顕彰碑の移転先である垂水市文化会館敷地内に新たに建立するモニュメント作成委託料が、それぞれ130万円ずつでございます。

この移転の経緯につきましては、本市が輩出した2大偉人、瀬戸口藤吉翁と和田英作画伯の顕彰碑は昭和41年に建立され、現在までの51年もの間、鹿児島神社関係者や地域住民の皆さんが清掃等を行われてきたところでございます。しかしながら、平成28年10月に鹿児島神社より、作業人員の確保が困難であり顕彰碑の管理者も特定できないことから、両顕彰碑ともに市民の共有財産と考え、市公共施設内に移転の上、管理をしてほしい旨の要望書が提出されました。これを受けまして社会教育課では、鹿児島神社関係者、文化財保護審議会委員及び史談会関係者の皆さんと協議を重ねながら、今後、垂水市として将来にわたって顕彰碑を管理し、両人の功績を広く広報し、顕彰を継続させていただくために計画させていただいたものでございます。

また、モニュメントにつきましては、現在の顕彰碑は銘文のみで両偉人のお顔を知る術がなく、また、垂水市が行っております両偉人の顕彰事業を紹介するモニュメントもなく、一般の見学者の皆様や、小学校等の遠足や見学の際により詳しい提供が望まれておりました。あわせて、この垂水市議会における一般質問等においても瀬戸口藤吉翁と和田画伯は垂水市の宝であり、これからも功績を代々伝えていくためにも、今ある顕彰碑とは別に、来年の瀬戸口藤吉翁生誕150周年にふさわしい形あるものを後世に残

るようなものを実現してほしいとの御要望をいただいております。これを受けまして、それぞれのモニュメントには、表面に顔写真を陶板に印刷し、建立いたしたいと考えております。

また、瀬戸口藤吉翁のモニュメント裏面には、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールの歴代グランプリ受賞団体名や、瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサートで演奏していただいた今までの海上自衛隊音楽隊の紹介と、これまでの関係者の功績を記したものを予定いたしております。同じく、和田英作画伯のモニュメント裏面には、歴代の話題作、和田香苗記念絵画コンクールの趣旨のほか、各部門の受賞者等を表示し、また、所有博物館等の著作権のお許しをいただいたうえで、和田英作画伯の富士やバラ絵の陶版画を載せたいと考えております。

なお、今回この予算を議決いただきましたならば、両顕彰碑の垂水市文化会館の敷地内への移転整備と、モニュメントの市民の皆さんへのお披露目、つまり除幕式につきましては、平成30年度が瀬戸口藤吉翁の生誕150周年と市政60周年の記念すべき年であり、また、同コンクールコンサートが第20回の節目の年を迎えますことから、平成30年6月に開催を予定いたしております瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサート時の海上自衛隊の音楽隊による表敬演奏と合わせて、モニュメントの除幕式を開催したいと考えております。

また、あわせて今回の補正で計上いたしております両偉人の紹介リーフレットを新たに作成し広く周知することにより、改めて垂水市の両偉人を顕彰する機運を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、2番目の市民館の情報提供コーナーについて移転は考えていないのかという御質問についてお答えいたします。

情報提供コーナーに関するこれまでの経緯を

御説明させていただきますと、平成25年に、当時、パソコン等の普及に伴い垂水市情報センターの利用が減少し、公共施設の効果的、効率的な配置と有効利用の観点から、情報センター及び子育て支援センターのあり方検討プロジェクトチームにおいて、情報センターの今後の方向性等について検討されました。その際に、検討後の市の方針といたしましては、情報センターが有しておりました市民の情報活用能力の向上業務と市民利用のパソコン端末の定型業務の機能は、当時の各家庭でのパソコンの普及状況等から情報センターの機能は一旦役割を終え、情報センターは閉館することになりましたが、市民の皆様の利用に対する激変緩和等に配慮し、平成26年4月からは、現在の市民館中央ロビーに市民利用パソコンの台数を縮小した上で、情報提供の機能を移転・存続することとし、今後の適切な管理運用については検証することとなっております。

現在、市民館中央ロビーの一角に移転し、運営しておりますが、市民館出入口ドアに近く部屋として締め切ることができないため、暑さ対策として空調設備の設置等を検討してきたところですが、施設の構造上設置ができず、また、フロアが解放してあることから、冷風扇やスポットクーラー等で環境整備を講じておりました。しかしながら、夏季の猛暑が続いた中では室内の温度が高温になっております、現在のところではパソコン利用者の方に直接冷風が当たりますことから、利用者から暑すぎてパソコンが利用できないとの苦情はいただいているところでございますが、よりよい環境の施設に移転することも検討すべき時期に来ていると考えております。

なお、御質問にありました移転先は考えていないのかにつきましては、他自治体を参考にいたしますと、利用者の情報検索の面から、図書館に情報提供のパソコンを設置しております自

治体が多いことから、図書館への移転も選択肢の一つであると考えております。

また、今後の適切な管理運用につきましては、情報提供コーナーの現況を見ますと、利用者のパソコン利用形態が主に動画の閲覧やゲームであり、先ほど申し上げました市民への移転時の機能の一つである情報提供という行政サービスの役割がそれでいいのかという声もいただいております。今後は、現在の市民館への移転の際に、継続・検討を要することとなっております。情報提供コーナーの機能存続や設置場所等につきましては、利用環境の面や利用状況等に鑑みて、議員御提案の内容も含めまして情報提供コーナーがどうあるべきかや施設環境などについての検証や検討を、今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 北方議員の御質問でございます。

計画予定地に対する、現在の土地の取得面積率とその人数につきましてお答えをいたします。

市が整備を行うエリアが40筆2万2,289.8平米でございます。このうち、9月8日現在で、36筆1万8,878.8平米を取得しており、90%の取得率となっております。

土地所有者につきましては、9月8日現在で、対象者64人のうち62人から同意をいただいております。こちらには、登記名義人のほか法定相続人も含まれております。

次に、地権者との交渉の遅れの原因は何かの御質問にお答えいたします。

本年3月から用地交渉を開始し、本市の施行計画エリア内の対象者となる土地登記名義人及び相続人である64人と交渉を行ってまいりました。用地交渉に当たっては、それぞれの思い入れや事情が異なる中、一人ひとり対しまして丁寧な説明を行い、事業への理解を深めていただき、相手方の不安の解消に努めてまいりまし

た。用地交渉の遅れの原因でございますが、対象者64人のうち43人が市外在住者であったこともあり、交渉の日程調整に苦慮したこと、また、登記名義人死亡に伴う相続発生事案等も発生しましたことから、新たな相続人を調査をし、土地の売買交渉を行うケースもございました。加えて、抵当権や共同担保等の権利設定がある対象地もあり、権利の抹消等の手続については、当事者間において行っていただく必要がありましたことから、相当の時間を要したところでございます。

次に、売買契約が終了した地権者に対する支払の手続につきましてお答えをいたします。

売買代金の支払いにつきましては、土地売買契約書の第6条におきまして、この土地の占有を移転し、かつ、この土地の所有権移転登記が完了した後に土地代金の支払いを請求することができるものと定められております。このことから、土地代金の支払いは地権者から垂水市土地開発公社への所有権移転登記が完了することが必要でございます。この所有権移転登記でございますが、土地の地目によりまして事務手続が異なります。宅地や雑種地につきましては、権利設定抹消を確認することで土地所有移転の登記が可能となります。しかし農地の場合は、農地法に基づく農地転用許可を得た後でなければ所有権移転登記を行えないこととなっております。現在、エリア中心の水路より北側のエリアにつきまして、農地転用申請中でございますが、都市計画法に基づく土地の開発行為申請が行われている場合は、農地転用の許可は、この開発行為の許可と同時になるようでございます。また、用地交渉を継続しているエリア中心の水路よりも南側でございますけれども、農地転用申請は同一事業につきまして、一体的に申請を行わなければならないことから、土地売却の契約締結と同時に農地転用を申請する予定でございます。9月11日現在、3筆10人に支払

を完了しておりますが、議員御指摘のとおり地権者に対しましては不安感を与えないように丁寧に説明をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 2回目の質問に入らせていただきます。来年の6月に瀬戸口藤吉翁コンクールに、前は、僕が聞いたときは、来年の10月という予定であったと聞いておりますが、早まったということですね、それはわかりました。

そこで、これまで、先ほど除幕式を計画していると言われました。そして、この除幕式には、当然、関係者をお呼びになると思うんですけども、この瀬戸口、和田、両人の遺族との関係は、今現在どのようになっているか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○社会教育課長（野嶋正人） 以前、まず、瀬戸口藤吉翁の分につきましては、瀬戸口藤吉翁のパネルを、今、社会教育課では20年ぐらい前に30枚つくりましたが、そのときには親族を訪ねて写真等をいただいて作成しました。私が、そのときにも助手として携わっておりました。しかしながら、今、瀬戸口藤吉翁と和田画伯の親族関係者につきまして、まだ、今のところでは、もうちょっと調べがついていないところです。また今後のこともございますので、調べておきたいと思っております。

以上です。

○北方貞明議員 今現在のところ、家族の方とは連絡はとれていないということですけども、今回20回目を迎えるわけですよね、その間、この20年間なんも連絡がとれていなかったというのは、大変、この遺族の方々に対しても、その人の名前のもとで開催されているコンクール等です。市当局、教育委員会としましても何かちょっと足りない部分があるんじゃないかと、僕自身は思っております。

そこでですけども、今回、家族の調査をして、今回の20回大会時の除幕式には、その遺族の方

を呼ぶ段取りはするのか、それをお伺いいたします。

○社会教育課長（野嶋正人） ただいま、北方議員より御提言をいただきましたので、その点は十分に配慮させていただきながら今後の偉人の顕彰のためにも、いろいろと親族の方々とも連絡を取り合い、また、できればこの除幕式の際にもおいでいただきたいと考えておりますので、その方向で努力していきたいと思っております。

以上です。

○北方貞明議員 私は、この瀬戸口藤吉翁のことでは再三質問しておるわけなんですけども、私ごとになりますけども、私は東京に行った機会、これまで2回、瀬戸口藤吉翁のお墓参りにも行ってきております。その間、教育委員会、教育長、市長にも、ぜひ行ったらどうですかというような質問もしてまいりました。ということは、こちらではどンドン盛大にやるわ、その功績、和田画伯、瀬戸口藤吉翁のこの偉大なる2人には、何ら市として、教育委員会として、そういう態度というか、行動を示されていないというのは非常に残念に思っておるところです。ちなみに、去年は都城でも和田英作展があったと思っております。そして、和田英作展を愛知県の知立市ですか、そこでも和田画伯展の絵画コンクールをやっておるとも聞いております。これは、和田画伯は戦争時代に疎開されておって、そこでおられたとの記念として、そしてまた画伯が絵画のほうで、そして文化勲章ももらっていると、そういうふうな功績を称えてやっておるといふふうにも聞きました。

そういうことで、ほかの都市もそのように力を入れておるわけです。今回、垂水がこうして力を入れるわけなんですけども、やはり遺族の方々にも、そのような敬意をあらわしたらいいんじゃないかと思っております。皆さんも御存知と思っておりますけども、教育委員会のあの場所にあるア

トリエ、和田画伯の、あれは昭和37年にですか、静岡県の清水からこっちに移設されたわけですが、もちろん家族の同意があつてのことなんですが、これに携わった尽力された方が、皆さんもう既に御存知かもしれませんが、角野尚徳さん、これは、今、ここの議場におられます角野課長のおじいさんのお兄さんにあたる方だと聞いております。そのようにして、いろんな方がこうして尽力をされておるわけです。だから、そのようなことにも敬意を表していたきたいと、私は個人的に思っております。

また、瀬戸口藤吉翁におかれましては、曲は皆さんも御存知でしょうけども、作詞家は鳥山啓という人で和歌山県田辺出身の方です。この作詞家には瀬戸口藤吉翁が足を運んで作詞を依頼されているということも物の本にも書いてあります。このようにあらゆる関係者が町が両氏の功績をたたえて協力されております。これを機会に関係者はもちろんのこと、関係都市と友好関係を結ばれるのも、また一つの垂水の発展につながっていくんじゃないかと思っておりますので、これは要望しときます。

次に、情報コーナーパソコンについてですが、先ほど前向きといたしますか、図書館のほうへ移設するのも選択肢の一つだと言われました。私も本当に図書館のほうに移設したら一番いいんじゃないかなと思っております。現在、あのフロアには6台やったかな、5台やったかな、それぐらいのパソコンの台数がありますが、図書館にはそれぐらいのスペースは十分あると僕自身は思っておりますので、これをぜひそちらのほうに移設していただければと思っております。ことしの夏は、これは暑かったわけですが、暑さが過ぎれば今度は寒さも来ます。どういう寒さが来るかわかりませんが、できるだけ早い時期に移設のほうを検討していただきたいと思っております。（「質問したら」と呼ぶ者あり）参考までな、いろいろとアドバイスをありがと

うございます。

ちなみに、今回のパソコン情報センターのところの気温のデータがあります。30度以上です。大方、30度以上、7月10日から8月31日まで休館日除いて午前10時から午後5時まで連日30度以上です。このような状況ですから、できるだけ移設のほう、早目に検討をお願いしたいと思っております。

これで、情報提供コーナーの質問を終わります。

南の拠点ですが、先ほども言ったように、川越議員との、重複するわけなんです、地権者の方で2名ほどが、まだ交渉に行き詰まっているというふうなことでした。この方も早いこと、交渉が進むように努力をしてください。

2回目の質問に入ります。契約予定はわかりました。次に、これ、今、課長が答弁されたのは垂水がかかわるところの答弁だと認識しておりますけれども、国土交通省の買収状況はどのようになっているか、お聞かせください。

○企画政策課長（角野 毅） エリア内における国の整備部分の用地交渉の状況につきまして、お答えをいたします。

当該エリアは、道の駅の登録を目指しまして、大隅河川国道事務所と、随時、協議を行っております。国は、本年度7月に浜平地区簡易パーキング設置計画その他業務に関する技術提携書の提出を公募をされておまして、本年度9月に受託事業者と契約をされているようでございます。この事業は、南の拠点に係る国に整備をお願いしているエリアに該当する詳細設計業務でございまして、業務内容としては、道路平面交差点の詳細設計や休憩施設機能の規模や配置の検討、道路標識の詳細設計となっているようでございます。

当該エリアの対象用地でございまして、用地が10筆、3,747.26平米程度、住宅2軒を含む4つの建物がございまして、

対象者は7名でございますが、市におきまして、事業に対する同意書を全員から、既に、いただいております。

今後の用地交渉は国が整備されるエリアは、国で用地買収を行うと伺っております。したがって、現在、発注されている詳細設計によりまして、国の整備エリアが確定した後は、本年度中に用地調査が行われ、来年度当初には用地交渉と工事着手される見込みであると伺っているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 国土交通省の部分垂水には交渉というので、僕は聞いたような気がする。これは垂水は、全然、タッチをしないんですか。

○企画政策課長（角野 毅） 国の用地につきましては、国が全ての用地買収を行われるわけでございますけれども、用地交渉等につきましては、業務委託という形の中で、本市のほうに委託をしていただけないかと要請はまいっておりますので、本市のほうで用地交渉をするということになると考えております。

○北方貞明議員 そしたら、国の代行をするということで考えたらいいんですね。

○企画政策課長（角野 毅） その通りであると考えております。

○北方貞明議員 代行ですから、それは国が責任もってするつもりでの、その代行ですけれども、国が示したというような交渉のデータちゅうか、評価というか、そういうのをデータをいただいた上で、交渉されるんですか、それとも、市独自で、この交渉はですよ、垂水の部分は土地開発公社が交渉しておるわけですよ、土地買収は。今度の交渉は、ちょっと開発公社じゃなくて、垂水がするんですよ。違いますか。ちょっとそこ。

○企画政策課長（角野 毅） まず、エリア内の用地につきましてはですけども、先ほども申しましたけれども、現在出されております国が

発注をされている詳細設計によりまして、整備エリアが確定をします。その後、本年度中に用地調査、いわゆる土地の価格でございますとか、保障についての調査が国によって行われます。そして、来年度当初には用地交渉と工事に着手される、要するに、来年度、用地交渉について、土地の購入、交渉といったようなものが始められると、その用地交渉については、本市、垂水市のほうに業務を委託される予定になっていると。これはあくまでもまだお話があった状態でございます、実際に、その契約を交わしているわけではございませんので、何とも言えませんけれども、そのような形で進めていただけないかというお話はいただいております。ですので、あくまでも市で用地の交渉はさせていただくということになると考えております。

○北方貞明議員 私たちはちょっとわかりにくいところがあるわけですよね。一方では、土地開発公社であのエリアを交渉し、同じ職員が国の代行で行くわけですよね、私たちにそういうわかりにくいのはあるわけなんですけれども、一応、国のほうが市に交渉依頼したということですね。最後ですけども。

○企画政策課長（角野 毅） 依頼されたわけではございません。そのような相談があったということで、まだ国のほうも予算がついておりませんので、国の予算がついた後に、そのような依頼をしたいという意向はいただいているということでございます。

○北方貞明議員 予算がついたとき、市からは出向くというような形ですね。ということは、今すでに市のエリアに入る人にも市のほうから出向いていっとるんじゃないですか。それがちょっと話の整合性がとれないような気がします。

○企画政策課長（角野 毅） 用地交渉、値段交渉といったような部分につきましては、国のほうの予算がついてから動くということでござ

います。事業の同意といったような部分につきましては、うちのほうから出向くという形になります。御理解をいただきましたでしょうか。

○北方貞明議員 それはまだ金額が国からは指示がないから、そういう国土交通省のエリアの方々とは交渉は進んでいないちゅうことで、理解してよろしいですね。

○企画政策課長（角野 毅） 国の予定エリアの方々につきましては、全員の同意は、既に、いただいております。あと、国のほうの先ほど言いました詳細設計、それから用地の調査、要するに、その価格の設定、保障費の額の算定といったような事業が本年度中に行われた後に、来年度当初予算で用地交渉が行われるという形になっているところでございます。よろしいでしょうか。

○北方貞明議員 来年の当初予算というたら、国で言えば4月、5月になるの、そしたら、当初をされるちゅうことになれば、その当事者はそれまで金額の指示されないわけですから、動きがとれない状態ということですね。そしたら、後になれば、お宅らの計画はかなりずれるんじゃないでしょうか。計画変更はあるんですか、それと。

○企画政策課長（角野 毅） 地権者の方々にはその辺の御事情は、もう既に、お話がしてございますので、地権者の方々にはそのような不安は持っていらっしやらないと認識をしております。

工事につきましては、このエリアにつきましては、駐車場のエリアでございまして、工事着工をいたしますと、さほど工期を持たなくても事業展開としては終了するエリアになっておりますので、事業に対する遅延の原因になることはないというふうに考えております。

○北方貞明議員 計画の遅れはないと言われましたけども、新年度予算が決まってから、その方々は、意見を考えられるわけなんですけれど

も、即、意見をできるはずがないと思うんですよ。だから、計画はかなり遅れるんじゃないかと思っておるんですが、それは遅れないんですね。

○企画政策課長（角野 毅） 当事業についての同意を先ほどお話をしましたけれども、同意書をいただいているということで、事業展開のスケジュール等についてもお話がしてございます。ですので、一定の移転に対する準備といったものについては、既に、お願いがしてございまして、それぞれの地権者の方々は、その時期に合わせた移転を計画をしていただくように御相談がしてあり、そのような方向性で調整が進められております。

○北方貞明議員 わかりました。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。

次は、3時55分から再開いたします。

午後3時42分休憩

午後3時55分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、川尻達志議員の質問を許可します。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 昼から、梅木さん、川畑さん、北方さん、非常に端的に質問をされて、質問時間が非常に短くてさすがだなと思いつつ聞いておりました。そこで、私も、端的に済ますように努力をしたいと思います。けさほどの新聞に、人生100年ということが載っておりました。本市に与える影響はといろいろ考えておったんですけれども、これは割愛をいたします。それで、私の質問は端的に行います。ですので執行部も説明は要りませんので、私の質問に端的に御答弁をいただくことをお願いいたします。

それでは、まず、本市農業の現状についてということでありまして、中間管理機構を介しての農地集積に対する現状をどのように捉えていますかということでもあります。

南の拠点事業の1番目でありまして、私は、前々から道の駅と森の駅と南の拠点と3つがうまく連携をしていかないとこの事業は成り立たない、それを申し上げておきます。これは、水迫市長時代からの課題でもあります。そういったことで、この前、全協の場で課長にこれまでの三者による協議はしたかということでしたけれど、したということにして、今、資料をもらいましたところ、説明をただけである、というのは今までの、大体、でき上がった、これまでにいろんな協議をして、そのことを3つが生かしていかないと、これ、連携はできないだろう、みんながそれぞれがそれぞれの思いで、もし事業が進むとするならば、この事業はちょっと大変かな、そう思います。これについては、課長から資料をもらっておりますので、答弁は市長にそのことについて協議がなされていない、これは政策的な話、お互いに足らざることを補い、そうやっていくことが大事なんだろうと思います。ここについては、今から間に合うのか合わないかわからないけれども、市長の見解をただしていきたいと思っております。

それから2点目ですけれども、労働力が不足している。これは日本全国そうであります。その中で、人員確保についても、私は過去何回も質問しておりますが、ここに来て、事業の内容も明らかになってまいりました。そうすると、正規が何人、パートが何人、ここぐらいは押さえていかないと採用のめども立たなくなるのではないかと思いますので、ここの進捗状況についてお伺いをします。

マリンスポーツについても、過去から何回も質問しております。

まず、これは冬場は使えません。夏場でも、

申し上げているんですけども、昼からになると西風が吹きます、これは、今回、私も去年の16号台風でどンドン木が流れてきたと。それを土木課の援助をいただきながら、自分たちでまとめて焼いたんです。朝からはなかなか燃えないんです。ところが、昼からになると風が吹きますから、ざんざん吹く。そうしたときに、昼からはなかなかマリンスポーツ、困難かな、そういうふうに思います。

それと、一番大事なことは、本市における対象人数は幾らぐらい考えていらっしゃるのか。これについて、お伺いをします。

土地の確保状況でありますけれども、けさほどから出ておりますが、多分、図面を見ておりませんので、わかりませんが、虫食い状態になるんじゃないかと、この3件が解消しないことには、そうしたときに大幅な当初の計画の変更、それから予算の変更、こういう基本的なところがうまくいなくなるおそれがある。努力はされるんでしょうけど、なかなかこれは、一旦、こじれたとは言いませんけれども、こういう状況になりますと、合意を取りつけるも至難の技であろうと思う。

そこで、先ほど北方議員も質問がありましたけれども、事業の遅れとか改修費用の変更とか、かなり大きなダメージがあると思うが、まず、こちらについてお伺いをします。

それから3点目についてですけれども、これについては、1番と2番一緒に質問をしたいと思っております。これについては、既に、各課から資料をもらっておりますので、これに基づいて質問をしていきたいと思っております。

まず、社会教育課、大野の体育館の使用状況が去年ゼロということであるが、これは間違いないかということでもあります。

それから、土木課ですけれども、16あるのかな、管理している公園が。これも金額についてはあるんだけど、一番肝心の利用状況の把

握がされていない。まず、今後、利用状況の調査をされる意思があるかないかということをお伺いをしたいと思います。

次に、水産商工観光課だったと思うんですね。これについては、まず、過去に、鳴り物入りで、宇喜多秀家公の潜居地跡の整備をされました。それから、同じころ、埋没鳥居もされました。今、ここいらの状況は、それぞれ利用状況です。ここいらはどうなっているのか。それと、宇喜多秀家公の山の上についても、これもなかなか、多分、県が金を出すのか出さないのかわかりませんが、垂水市としてどう捉えているのかということをお伺いをします。これについては、なぜこういう質問をするかといいますと、今、社会教育課のほうで運動公園の整備をされている、ここにも子供たちの遊具をつくる、新しく替えるということをやられるのでしょうか。それと、南の拠点にもそういう施設ができるように聞いとる。これはつくるなどとは言わないけれども、少なくともスクラップ・アンド・ビルドでないとだめなの、つくるだけ、つくるだけ、後の管理はどうする。それこそ、そういうことが市民の要求の中から出てきてそれをうのみにするのは、ポピュリズムの最たるものであります。本市の財政、マンパワー、そういうことを考えたときにここいらで見直す時期でもあるのかな、そう思います。

そこで、道の駅、南の拠点でどのくらいの金額とかそういう希望を考えているのか。

それから、運動公園のことで、遊具施設についてもどのくらいの予算を考えているのかということ、まず、お伺いをしたいと思います。

それから、職員の採用、技術職ということですけれどね。きょうの昼のニュース見ますと、台風が大陸から真っすぐまたこっちへ来そうがあります。その後にも、台風のたまごがいっぱいあるようです。そうしたときに、去年の、あえて申し上げます、醜態をしっかり思い出して

ください。技術職が足りなくて応援を頼んで、何とか間に合ったという状況である。けさのニュースでもやっていましたけれども、ことしになって気象庁が特別な大雨に対する警報というのは、過去最高だそうです。またこれから増えてくる。そうしたときに、本市ではそういう大雨に起因したような災害が必ず起こる、そうしたときに、また、去年みたいな対応をしていくのか、抜かれたところは大変ですよ。ここいらについて答弁、総務課長。全国学テですけれども、今朝ほど堀内議員がタイムリーな質問をしていただきました。切り口が少し違うようですので、私も質問をしたいと思います。今回の学テで一番問題、そして、浮き彫りにされたのが、大都市と地方の学力格差の拡大だと。これは地方議員の我々は、当然のこととして、文科省にしてもこの格差というのはどうしても解消していかなきやならないと思う。教育の公平性、そうしたときに、教育長はついこの間まで教育の現場にいらっしゃいました。そのことについても、多分、造詣が深いんだろうと思います。そのことの原因は何なのか、端的にお答えを頂きたいということですが、なぜこういう質問をするかといいますと、原因がわからないと対策が打てないからであると。

以上、1回目の質問を終わります。

○農林課長（二川隆志） 川尻議員からの農地集積に対する現状と課題について、農地の現状等をどう捉えているか、また、この事業の取り組みも合わせて、この事業の取り組むメリットについてお答えさせていただきます。

地域の農業を取り巻く環境を見ますと、とりわけ営農者の方々の高齢化に伴い、農地の維持管理が困難となっていることや後継者の不在など遊休地化や農地周辺の環境も次第に悪化が進み、農地をめぐる厳しい状況に危機感を持っているところでございます。

今回、農地の新しい貸し借りの方法として、

平成26年度から国の主導で農地中間管理事業という制度が導入されたところでございます。本事業は、県地域振興公社内の県農地中間管理機構を農地の中間受け皿として、自治体の農業委員会とも連携しながら、農地利用の最適化を目指す事業でございます。具体的には、事業上の要件を満たす担い手であります認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規農業就農者、集落営農等への農地集積、集約を支援することにより、将来にわたって担い手が農業を続けていける環境をつくり出すとともに、また一方で、中間管理機構に農地を貸し出した農地所有者や話し合いにより農地を集積した地域に対し、協力が交付される支援措置も設けられております。これによりまして、経営規模の拡大を目指す耕作者にとっては、借り受けようとする農地を集約することができ、作業の効率化や生産性の向上が図られるほか、県公社との契約で借り受ける農地でありますことから、より安心して長期的な営農計画を立てられ、農業経営の安定を図ることができるかとされております。農地をめぐる本市の現状を踏まえましても、担い手への一層の農地集積、集約化が農地や周辺環境の維持にもつながると期待できますことから、ただいま申し上げました農地中間管理事業を活用した農地の貸し借りの仕組みの理解を広く伝えていく必要があると考えているところでございます。以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 川尻議員が私への質問でございますので、お答えをしたいと思います。

私のまちづくりの政策の中で、経済政策の中心として6次産業化と観光振興ということを、これまで申し上げてきたところでございます。

観光振興に関しましては3つの拠点をつくると、ある意味、水迫市長の施策の継続の部分もでございます。3つの拠点をつくる中で、北の拠点が道の駅たるみずであると。これはいつも申し上げていますが、年間平均80万人と、

8月末の速報によりますと、トリップアドバイザーというところのサイトで、全国1,100ある中で第4位ということでもありますから、しっかりと安定的に根づいているということがいえるというふうに思います。また、中央の拠点に関しましては、これまで市で管理をやっていたわけでありまして、毎年約300万の赤字が出るという状況がありまして、公募して指定管理、皆様の議決をいただいて、今、株式会社財宝様が運営をあたっておられるということでもあります。それともう1つ、南の拠点の整備という中で、今、いわゆる1つ拠点をつくって、現在、約120万人の交流人口を200万人に増やして、人口減少の中で経済を増やして、いろんな意味で相乗効果を持って波及していこうということが大きな流れでございます。

川尻議員の御質問は、その連携ができていいのかということだというふうに思います。（発言する者あり）そうですね。先ほど課長のほうからの資料であったとおり、これまでそういうお願いはしてありますけど、具体的にということになりますと、例えば、道の駅に関しても来月、10月、公募して選定されて、12月の議会をもって新たな指定管理者が決まるということでもありますし、中央の拠点に関しましても、今、約半分ということでもあります。南の拠点自身もまだ完成はしていないわけでありまして、十分、しっかりとその辺の連携は、今、現状は先ほど申し上げたようなことでありますし、川尻議員がおっしゃることはよくわかりますので、ただ、新たな指定管理者がそれぞれ明確になって、しっかりと連携の部分を進めていかなければいけないというふうに思っております。

○企画政策課長（角野 毅） 川尻議員の御質問、1番、向こうの計画につきましてでございますけれども、優先事業者が決定をいたしましたので、これからこの運営事業者が具体的なテナント出店や運営計画を立てていくものと思わ

れます。民間事業者でございますことから、交渉段階では機密保持が発生いたします。事業計画が確定した段階で具体的な数字というものが出てくるものと考えております。

それから、マリンスポーツについてでございますけれども、マリンスポーツにつきましては、浜平地区というものが非常にすばらしい景観、すばらしい位置関係にございます。そういったものを使いながら、本市としては海洋観光という新たな観光モデルの構築というもの、それから、経済の活性化と交流人口への増加に寄与していくことを目的にして、拠点内にマリンスポーツの交流施設を整備をし、その中におきましては、SUP等を初めとする新しいマリンスポーツの紹介をし、経営の関連化を取り入れた施設整備と管理運営のあり方について、鹿屋体育大学と連携をしながら進めているわけございまして、マリンスポーツの普及、振興が最大の視点でございまして、フルシーズンでの活用を計画をしておりますし、対象者につきましても市内に限らず、幅広い年齢層が対象となりますことから、多くの市民にファンになっていただく取り組みを、今後、進めていきたいと考えておるところでございます。

それから、4番目の土地確保の状況でございますけれども、事業の遅れ、それから事業費については、計画どおり、推進をしているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） 川尻議員の御質問にお答えさせていただきます。

川尻議員に、事前に報告をさせていただいております一覧表において、大野体育館の利用者数につきましては、平成28年度は利用団体ゼロ件、利用人数がゼロ人、平成27年度は利用団体が2件、利用人数が42人と、川尻議員には報告させていただいておりますが、実は、この数字は、大野体育館を一般の方がスポーツ競技

の場所として、施設使用料をお支払いいただいて利用されていた分でございます。しかしながら、川尻議員御指摘のとおり、このほかに大野体育館の利用形態の2番目として、大野地区公民館の別館という位置づけで、平成28年度では地域行事としてのいきいき祭りや敬老会、また、施設の受け入れ等で年間16件、2,600人御利用いただいております。また、このほかに3番目として、大野自然学校での社会教育課主催事業や、他団体の受け入れや事務も大野体育館を利用しておりますことから、大野自然学校としての平成28年度の利用者は41団体、3,460人となっております。この3部門を合わせました利用団体数57件、利用者6,060人を、本来の大野体育館の利用者として報告すべきでございました。訂正しておわび申し上げます。誠に申しわけありませんでした。（「了解」と発言する者あり）

○土木課長（宮迫章二） 川尻議員の御質問についてお答えいたします。

まず、管理状況と今後についてでございますが、土木課では、都市公園13カ所、その他公園5カ所を所管しております。管理状況につきましては、年間の管理委託費を計上し、前期・後期の2期に分け、前期は主に除草作業、後期は剪定作業を造園業者に委託しており、環境整備班でも、特に、宮脇公園を年間5回から6回ずつしております。また、中央公園や海岸公園などの比較的用户の多い公園も実施しております。また、地域によりましては、地区住民で自主的に実施していただいております。大変、感謝しているところでございます。前期の除草作業は、夏場にかけて実施しておりますが、夏場は草の伸びが早く、2、3週間たちますと元の状態に戻っているのが実情でございまして、市民満足度調査でも御指摘をいただいております。このようなことから、利用する皆様に満足していただけますように、適正

○議長（池山節夫） 次は、明日、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日はこれにて散会します。

午後4時54分散会

平成 2 9 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 2 9 年 9 月 1 3 日

本会議第3号（9月13日）（水曜）

出席議員 13名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	12番	川尻達志
5番	感王寺耕造	13番	篠原静則
6番	堀添國尚	14番	川畑三郎
7番	池之上誠		

欠席議員 1名

11番 森 正勝

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	
総務課長		併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長	中谷大潤	事務局長	二川隆志
企画政策課長	角野毅	水産商工	
財政課長	野妻正美	観光課長	森山博之
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長		水道課長	萩原竹和
併任		会計課長	川畑千歳
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長	和泉洋一	教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村宏治
		書記	瀬脇恵寿

つが非常に混在されているようでございますので、再度確認をさせていただきます。

平成26年の2月に、株式会社財宝様より、5,000平米程度の用地を要する新たな事業を計画の相談がございました。その後、本市の所有しております垂水絹糸跡地を現地を視察しております。その場で株式会社財宝様より、事業計画を進めるには、垂水絹糸跡地は面積が狭いということで、隣接地の購入の希望がございまして、隣接地の地権者を御紹介し、財宝と地権者で土地購入協議をされております。

しかしながら、土地価格が折り合わなかったことから、隣接地の購入の話は不調に終わったとなっております。その後、平成26年4月15日に、株式会社財宝様より正式に、市有地の購入による垂水南中学校跡地への企業進出計画が提出をされまして、平成26年6月19日に土地売買仮契約を締結し、平成26年第2回定例会において議決をいただいております。

このことによりまして、株式会社財宝様の新たな事業計画は、垂水南中学校跡地で実施されることになったと認識をいたしております。よって、先ほどから言われております垂水絹糸跡地について、株式会社財宝様より土地購入の正式なオファーは一切発生しておりませんことを御報告いたします。

○村山芳秀議員 それじゃあ、なぜ、商工会とのやりとりの中で、そういう部分が出てきたのでしょうか。市有地を今、AZホテルさんに、市有地にして2か月後に売り払った。これはもう、財宝さん自身もあの土地を欲しがっていた。今のところではペットボトル工場はできないと、温泉が掘れないというような、そういう思いもあったみたいです。結局持ってきて、あそこにペットボトル工場をつくりたいという意味はあったようでございます。

ここの今回、等積交換を行われたことに対しまして、やはり、財宝さんが不満をされたわけ

ですけど、大福コンサルタントさんが垂水絹糸跡の土地を一括購入していただいて、大福コンサルタントさんが南の拠点の予定地内に持っている畑地を公社が買収するという考えはなかったのか。19万9,600円ですか、買い戻したこの普通財産の土地でございます。

まあ、普通であれば、その状況で考えれば、一括買ってもらって、それで畑地を、土地開発公社で後で大福コンサルタントさんから買い上げるというのも考えられますけど、その検討はなかったのでしょうか。

○企画政策課長（角野 毅） 今言われました土地の購入に対する手法のお話でございますけれども、いろいろな方法論は協議をされた結果、現在行いました等積等価交換、残地における土地買収、土地の売買という形で整理をされたところでございます。

○村山芳秀議員 これはもう今朝の池之上議員のほうで質問されたのとダブってくるわけなんですけど、全体で5,800万円ぐらいの土地を、普通は、どうしてもこっちのほうも取りたいわけですので、値段が落ちた4万7,000円で全部を買っていただいて、こちらのほうの経費がかかった分も含めて買うのが、普通としてはそういう部分で考えるんですけど、いかがでしょうか。

○企画政策課長（角野 毅） 村山議員がおっしゃるやり方も1つの方法でございます。ただ、いろいろなメリット、デメリットを考察した結果として、我々としてはこのような方法を選んだということでございます。

○村山芳秀議員 結局、市民に対してというか市に対して、それだけの差額というか、損害を与えるというわけじゃないんですけど、ホテル側に有利な形で、そういう土地売買、真四角な工場用地にもなり得るようなそういう土地を売却をしたという点で、まだ、これが実現してやったら、こういう財宝さんの話もまだ出なかつ

外国人の公営住宅への入居の取り扱いは、日本国内において永住する資格がある方は、日本国民に準じて取り扱うことが望ましいとされており、このため、外国人の公営住宅への入居申し込み資格は出入国管理及び難民認定法第22条第2項の規定により、永住許可を受けた方並びに日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者などの出入国管理に関する特例法第3条、第4条、及び第5条に定める特別永住者として、永住することができる資格を要する方について認めることとしております。

本市の市営住宅への入居申し込みを相談される外国人の方は、本市の企業に雇用される技能実習生などの立場の方が多く、相部屋での入居を希望されることが多いことから、まず、永住許可を受けておられないこと、また、公営住宅の場合、同居できる方は親族と条例等で定められているため、申し込み者の意向に沿うことができず、定住促進住宅への入居申し込みとして相談に応じております。

現在、定住錦江町の1部屋において、外国人農業実習生の方が同居により入居されております。定住促進住宅においても、原則、同居できる方は親族となっておりますが、入居申込者の特別な事情や理由に応じた対応をとりたいと考えております。

最後に、空き部屋の管理についてお答えいたします。

住宅の退去確認後、次の入居者が決定した時点で入居できるよう、室内の修繕を行っております。また、空き家の草が生い茂り、近隣の入居者の迷惑となるような場合も、状況を確認し、対応しているところでございます。

以上でございます。

4番目の国道から市道への進入路の拡幅についてお答えいたします。

御質問の市道は、本城川の右岸を通る市道潮田田畑線でございます。起点は国道の交点か

ら終点は田畑の浜平大都線との交点まで、延長4,732メートルのその他市道でございます。

御質問でありますように、国道から70メートルぐらいは幅員が狭くなっております。これは、当時の担当者に問い合わせましたところ、もともと、この市道は本城川の堤防を舗装した道路であり、幅員は4メートルから5メートルぐらいだったようです。

運動公園に隣接している区間は幅員が6メートルから9メートルと広くておりますが、これはもともと、整備前は堤防の高さより低くなっており、盛り土をしたため、その法面部分が広がったとのことでございます。特に、テニスコートの前あたりが広くなっているようです。国道の取り付け付近は、今の高さだったため、幅員を広げられなかったようでございます。

この70メートル部分を拡幅することにより、運動公園利用者の利便性が図られるようになるのではないかと御質問でございますが、幅員が広くなれば離合もしやすくなるし、歩行者も安全に通行できるのではないかと想定されます。

ただし、拡幅となりますと、委託料、登記費用、工事費などがかかりますので、有利な事業で対象にならないか、調整したいと思っております。

また、実施となりますと、国道との取り付けの協議、都市公園施設としての面積の変更協議、また、道路交通法の関係もございまして、警察との協議などございまして、改修後に通行形態の変化をしっかりと見きわめ、必要と判断されました時点で、関係機関と協議を行い検討したいと考えております。

次に、周辺の照明は十分であるかとの御質問ですが、一般的に、市道には、道路照明設置基準でも道路照明は設置するようにはなっておりません。国道220号であれば、信号機のある交差点とか横断歩道に道路照明が設置されてあるようです。

現在、この場所はテニスコートの入口にあり

が、これから世界へ打って出る非常な宝になるんだということを考えておりますし、私自身も、6次産業化と観光振興というのは同じような考え方であります。

現に今朝も、昨日感王寺議員の質問もありました。鹿児島黒毛牛が日本一になって、今日も現地から帰ってまいりました。これから本当に、オリンピック等々を目指しても、この食の部分、畜産の部分のお墨つきをいただいたし、また、ちょうどお昼には農林水産大臣が来られて、道の駅で意見交換もさせていただきます。

つい先だって、人工種苗のカンパチができた、あるいは牛根のブリは、海外輸出日本一と、こういうことをとって食の宝があるわけであり、観光においても、いろんな宝があるわけなんですけれども、何と云っても、この垂水、大隅に入っていく時間的な問題がこれまでもあるということですので、そういった意味では、いつもあれしていますけれども、東九州自動車道が2年前に完成をして、これから南大隅、佐多岬へ向かって東九州自動車道を目指して、今進んでおられます。

その横軸の大隅横断道路やこの錦江湾横断道路をしっかりと整備をしていくことによって、交通の時間的な距離を短縮することによって、この大隅の良さを生かす、いわゆる経済効果あるいは利便性という問題も1つあります。

同時に、もう1つの視点として、1年間に300台近い緊急車両、救急車が、今でも鹿児島桜島フェリー渡って行くんですよというお話もさせていただきます。「ドクターヘリがあるじゃないか」という話もあるんですけど、夜は飛びません。

そういったことを考えたときに、生命を守るという意味では、あったほうがいいのか、なかったほうがいいのかという点に置いては、これはあった方がいいわけであり、ただ、よ

く公共事業で「無駄ではないか」というお話もあるんですけども、指数としてB/Cというのがありますけれども、1.0を超えたら有効なということですので、1.5から2.0という数字においては、前伊藤知事が、最初は反対でしたけれども、よくよく勉強されて理解をして、いよいよ建設というところまであと一歩というところでありましたけれども、県民の判断で三反園知事に交代をされておられますから、またよく十分、御理解をさせていただいていないんだというふうに思っておりますので、このことはしっかりと、県内全体で訴えていかなきゃいかんということであると思います。

つい先だって、堀添議員と一緒に国道整備の副委員長というお立場で、九州あるいは東京のほうに陳情・要望をさせていただきました。その中でも同様の話をさせていただいたときに、九州あるいは国においてはよく理解をいただいて、もっと早く大きな声を上げてくれというようなお話もあったのも事実でありますので、我々は我々の地域のエゴとして言っているのではなくて、地域の発展あるいは大隅の発展が利便性を充実をさせることが県全体の浮揚につながるということは、どなたにとっても有効であるというふうに考えておりますので。

ただし、大きなプロジェクトであります。数十年かかるということをいかに勉強して、大きな声を上げて、できるだけ早目に、そういった大きな基軸となる高速ネットワーク体系をつくっていくことが垂水、鹿児島県の発展につながるというふうに思っておりますので、そのことを、皆さんとともに頑張っていければというふうに思っているところでございます。

○堀添國尚議員 今のお話を聞いて、やはり前の熱い気持ちが十分まだ残っているんだなあというふうに感じました。

そこで、今市長のおっしゃったこの、私はエゴでもいいと思うんですよ。垂水市の市民が大

平成 2 9 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 2 9 年 9 月 2 2 日

本会議第4号（9月22日）（金曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	
総務課長		併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長	中谷大潤	事務局長	二川隆志
企画政策課長	角野毅	水産商工	
財政課長	野妻正美	観光課長	森山博之
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長		水道課長	萩原竹和
併任		会計課長	川畑千歳
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長	和泉洋一	教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村宏治
		書記	瀬脇 恵寿

き審査いたしましたので、その審査結果を報告いたします。

最初に、議案第43号、垂水市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案については、年額24万円を上限とした実績加算額の査定基準はどうなっているのかとの質問に対し、従来の仕事より、農地の集積化、集約化に伴う活動がふえ、その農地集積率のパーセンテージが基準となっているとの答弁がありました。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員との仕事のすみ分けはどうなっているのかとの質問に対し、2つの明確な違いは、農業委員は毎月の定例総会に必ず出席し、議案関係についての裁定権を持っているが、推進委員は議案関係決定事項について参画できないことであるとの答弁がありました。

その他、各委員より活発な質疑が交わされた後、採決を行いましたところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、垂水市営住宅条例の一部を改正する条例案については、入居者が収入の申告をできない場合の改正だとは思いますが、具体的にはどういうことかとの質問に対し、認知症や知的障害者等で申告ができない方々について、担当課で収入を調べて家賃を認定することができるようになったとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行いましたところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案については、今回、利用料金制へ変更するメリットは何かとの質問に対し、垂水市から指定管理料を払うと、そこに消費税が発生していたが、利用料金制に変更すると、収益がもともと病院の収益になるため、消費税が発生しないことが第一であり、病院の経営状況も明確にされるとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行いましたところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成29年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の、福祉環境課の所管費目について説明後、特段質問はありませんでした。

次に、生活環境課の所管費目について説明があり、簡易水道施設整備補助金の3施設はどこかとの質問に対し、大野原簡易水道組合、二川簡易水道組合、牛根麓簡易水道組合であるとの答弁がありました。

また、塵芥処理場の解体についての要望もありました。

次に、農業委員会、農林課の所管費目について説明がありました。荒廃農地再生事業補助金の詳細について質問があり、28年度から取り組んでいる市の単独事業で、面積にして1万5,525平方メートル、4カ所とも垂桜を予定しているとの答弁がありました。

また、農地費の委託料300万円の詳細や、熊本の新規作物の研修、私有林の干ばつについて質問等もあり、各委員より活発な質疑が交わされました。

次に、水産商工観光課の所管費目について説明があり、378万4,000円の修繕費について、温泉施設に絡んだ修理なのかとの質問に対し、おおむね三、四年で更新している井戸のろ過ポンプと、平成17年のオープン当時から使用している給水量の加圧ポンプに係る修繕費であり、温泉施設とは切り離れた設備であるとの答弁がありました。

またプレミアム商品券の売れ残りについての販売方法の検討や、加盟店の確保、また先日、農林水産大臣が視察されたカンパチ養殖に関し、交付税両面から情報発信することについての要望もありました。

次に、土木課の所管費目について説明があり、赤迫排水路の改修工事について活発な質疑があ

りました。

その他、南の拠点の子ども広場、水路整備など、さまざまな意見、要望が出ました。

審議の後、法案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案、議案第53号、平成29年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案、議案第54号、平成29年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案及び議案第55号、平成29年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案並びに議案第56号、平成29年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

[総務文教委員長持留良一議員登壇]

○総務文教委員長（持留良一） おはようございます。

去る9月1日の本会議において、総務文教委員会に付託となりました各案件について、9月15日に委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告をいたします。

最初に、議案第46号、大野原辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、どのように変更になったのかという質問に対して、社会資本整備交付金内示額の減額、路線の延長及び資材等の高騰による事業費の増額を、辺地事業債充当額の増額により補う変更であると回答がありました。

また松尾、岳野地区において、辺地は該当しないのかとの質問に対し、辺地の指定には条件が複数あり、松尾、岳野地区においては、中心より5キロメートル平米以内の人口が50人以上に合致しないため、辺地には該当しないとの回答がありました。これらの審議を行った結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成29年度垂水市一般会

計補正予算（第3号）案中の所管費目及び歳入全款につきましては、安心安全対策品における審議の中で、「県の条例では、自転車運転中のヘルメット着用義務は中学生までであったが、購入補助が高校生まで広がった対象となっているのは安全面を理由にしているのか」との質問に対し、「本市では公共交通機関が脆弱なことや、高校生も通学や電車で遊びに行くなどの利用機会が多いこともあり、ヘルメットの着用を促すという意味合いを持って、高校生まで対象にした」と回答がありました。

次に、「企画費における審議の中で、庁舎建設における共設計の内容は」との質問に対しては、「庁舎を建設する場合における基本計画、機能、規模、建設位置、概算事業費及び整備使用について、基本設計書としてまとめる形を予定している」と回答がございました。

また、「庁舎建設における財源問題についての問題はないのか」との質問に対しては、「本市は脆弱な市であることから、市の財政持ち出しが少ない形での事業展開、事業完了というものを目指していきたい」との回答がございました。

また、「庁舎建設において重要なことは何か」との質問に対して、「市民の合意形成が非常に重要な事業展開になると考えている」との回答がございました。

次に、「芸術文化振興費における審議の中で、瀬戸口藤吉と和田英作の建築碑を文化会館に移転する計画について具体的な説明を」との質問に対しては、「現在、鹿児島神社内に建立されている瀬戸口藤吉と和田英作の建築碑を、文化会館入り口にある生け垣に移設を行う計画であり、完了については3月いっぱい予定している」との回答がございました。

これらの審議を行った結果、審査の結果、議案通り可決されました。

次に、議案第49号、平成29年度垂水市国民健

特別会計歳入歳出決算認定について
議案第59号 平成28年度垂水市交通災害共済
特別会計歳入歳出決算認定について
議案第60号 平成28年度垂水市地方卸売市場
特別会計歳入歳出決算認定について
議案第61号 平成28年度垂水市老人保健施設
特別会計歳入歳出決算認定について
議案第62号 平成28年度垂水市漁業集落排水
処理施設特別会計歳入歳出決算認定
について
議案第63号 平成28年度垂水市介護保険特別
会計歳入歳出決算認定について
議案第64号 平成28年度垂水市簡易水道事業
特別会計歳入歳出決算認定について
議案第65号 平成28年度垂水市後期高齢者
医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

○議長（池山節夫） お諮りいたします。

各決算については、6人の委員をもって構成
する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、
閉会中の継続審査とすることにしたいと思いま
す。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、各決算については6人の委員をもつ
て構成する決算特別委員会を設置し、これに付
託の上、閉会中の継続審査とすることに決定い
たしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員
の選任については、委員会条例第8条第1項の
規定により、川畑三郎議員、篠原静則議員、森
正勝議員、堀添國尚議員、川越信男議員、村山
芳秀議員、以上6名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の決
算特別委員会委員に選任することに決定いたし
ました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付託されました案件は全
部議了をいたしました。

お諮りいたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会
の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営
委員会の所管事項調査を行うことに決定いたし
ました。

△閉 会

○議長（池山節夫） これをもちまして、平成
29年第3回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員